

秋田市環境基本計画 年次報告書

(平成22年度の状況)

人にも地球にも やさしい あきた

平成23年度版

秋 田 市

目 次

総 論

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 秋田市の概況 | 2 |
| 3 | 環境基本計画の基本的事項 | 4 |
| 4 | 環境基本計画の構成図 | 6 |
| 5 | 数値目標達成状況総括表 | 8 |

各 論

第1章 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります

第1節 大気環境

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 大気環境の状況 | 10 |
| 2 | 施策の実施状況 | 11 |

第2節 水環境

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 水環境の状況 | 18 |
| 2 | 施策の実施状況 | 19 |

第3節 生活環境

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 生活環境の状況 | 24 |
| 2 | 施策の実施状況 | 25 |

第2章 多様な自然をとくとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます

第1節 自然環境

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 自然環境の状況 | 27 |
| 2 | 施策の実施状況 | 27 |

第2節 身近な自然

| | | |
|---|----------|----|
| 1 | 身近な自然の状況 | 33 |
| 2 | 施策の実施状況 | 33 |

第3節 自然の公益的機能

| | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 自然の公益的機能の状況 | 37 |
| 2 | 施策の実施状況 | 37 |

第4節 歴史的・文化的環境

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 歴史的・文化的環境の状況 | 42 |
| 2 | 施策の実施状況 | 42 |

第3章 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします

第1節 廃棄物

- 1 廃棄物の状況48
- 2 施策の実施状況49

第2節 エネルギー・水資源

- 1 エネルギー・水資源の状況55
- 2 施策の実施状況56

第4章 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます

第1節 環境保全活動

- 1 環境保全活動の状況58
- 2 施策の実施状況58

第2節 環境配慮対策

- 1 環境配慮対策の状況62
- 2 施策の実施状況62

第5章 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します

第1節 環境教育・環境学習

- 1 環境教育・環境学習の状況65
- 2 施策の実施状況65

第2節 地球環境問題

- 1 地球環境問題の状況72
- 2 施策の実施状況73

第6章 リーディングプロジェクトの推進状況75

第7章 環境基本計画の推進体制

第1節 環境保全のための組織等

- 1 庁内の推進体制78
- 2 秋田市環境審議会78
- 3 市民、事業者との連携・協力体制78
- 4 広域的な連携のための組織78

第2節 環境コミュニケーションの基盤整備

- 1 秋田市の環境関係の主な発行物80
- 2 秋田市ホームページによる環境情報の提供80

総 論

1 はじめに

この報告書は、秋田市環境基本条例（平成11年 条例第15号）第10条の規定による「本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするための年次報告書」として作成し公表するものです。

また、この報告書は、秋田市環境基本計画（平成19年3月改定）に基づく取組の点検・評価・見直しを行うなど同計画の適切な進行管理を行っていくためのものでもあります。

私たちには、現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むこのできる恵み豊かな環境を確保しつつ次の世代に引き継いでいく責務があります。

しかし、地球温暖化問題や廃棄物の問題、環境ホルモンの問題、自然との関わりの希薄化など現代の環境問題は一層複雑で多様なものとなり、環境の見地から社会や経済のあり方を考え直していくことが求められ、市民一人ひとりがその責任を果たすための具体的な行動を起こすことがより重要となってきています。

そこで、本市では、平成11年4月に環境の保全と創造を目的とした秋田市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）を施行し、平成13年3月には、秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。また、平成16年7月には、市民、事業者、行政などの参加と協働による「環境都市あきた宣言」を行いました。その後、市町合併など諸情勢の変化等をふまえ、平成19年3月に環境基本計画を改定しました。

この報告書には、環境基本計画に掲げた目標の達成状況や市、市民、事業者の取組状況を集約しています。本計画では逐次、点検・評価・見直しを行いながら、市、市民、事業者の各主体が相互に連携し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざした各種取組を推進していくこととしています。

秋田市環境基本条例（平成11年3月19日 条例第15号）前文

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

2 秋田市の概況（平成22年度末現在）

(1) 位置、面積、地勢

秋田市は秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央に位置し、市の東部には奥羽山脈から続く太平山が連なり、南部には雄物川が西に流れ、市街地を貫流する旭川と合流し西部の日本海に注ぎ、北北西から南南東に向かって延長約 16 km にわたって秋田平野が広がっています。

周囲は、潟上市、井川町、五城目町、上小阿仁村、北秋田市、仙北市、大仙市、由利本荘市の 8 市町村に隣接しています。

秋田市の位置



| | | |
|--------|---|-----------------|
| 市役所の位置 | 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 東経 140° 06′ 22″ 北緯 39° 43′ 02″ | |
| 面積 | 約 905.67 km ² | |
| 地域 | 極東 | 河辺丹波森東 140° 31′ |
| | 極西 | 秋田港西 140° 01′ |
| | 東西 約 43.03 km | |
| | 極南 | 雄和萱ヶ沢南 39° 27′ |
| | 極北 | 上新城俎山 39° 52′ |
| | 南北 約 46.20 km | |
| 海拔 | 最高 1,179.1m 白子森 最低 0m 日本海 | |

(2) 気象

秋田市は、東は出羽山地が南北に縦断し、西は日本海に面していることから、典型的な日本海側気候となっています。

平成 22 年の平均気温は 12.3℃で前年より 0.3℃高く、夏の最高気温も前年に比べ、2.0℃高い 35.0℃であったが、冬の最低気温は前年に比べ、1.7℃低い-7.2℃を観測しました。日照時間は、春から夏にかけて雨天が多く、4～9月の間は前年に比べ 42 時間少なくなっています。

また、風向は一年を通じて南東が最も多く、次に北西で冬季はこの風向が最も多い結果となりました。

秋田市の気象

| 年月 | 気 温(℃) | | | 平均湿度 (%) | 平均風速 (m/s) | 日照時間 (hr) | 降水量 (mm) | 最深積雪 (cm) |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|----------------|----------------|--------------|
| | 最低(極値) | 最高(極値) | 平 均 | | | | | |
| 18 | -7.7 | 36.7 | 11.9 | 73 | 4.3 | 1,465.0 | 1,477.0 | 74 |
| 19 | -5.0 | 37.0 | 12.4 | 72 | 4.1 | 1,578.2 | 1,555.0 | 10 |
| 20 | -7.5 | 32.6 | 12.3 | 72 | 4.3) | 1,593.5 | 1,256.0 | 25 |
| 21 | -5.5 | 33.0 | 12.0 | 74 | 4.2 | 1,531.2 | 1,729.0 | 32 |
| 22 | -7.2 | 35.0 | 12.3 | 74 | 4.2 | 1,431.3 | 1,890.5 | 21 |
| 1月 | -5.1 | 10.7 | 0.9 | 77 | 5.5 | 35.6 | 164.5 | 21 |
| 2 | -7.2 | 19.8 | 0.4 | 71 | 4.3 | 86.6 | 84.0 | 19 |
| 3 | -4.2 | 14.1 | 3.0 | 68 | 4.8 | 86.8 | 126.0 | 11 |
| 4 | -0.8 | 19.6 | 8.0 | 68 | 5.2 | 125.9 | 150.5 | — |
| 5 | 5.6 | 25.8 | 14.1 | 76 | 3.8 | 145.7 | 149.0 | — |
| 6 | 9.8 | 30.4 | 20.5 | 75 | 3.0 | 186.4 | 158.5 | — |
| 7 | 18.9 | 31.2 | 24.8 | 80 | 3.6 | 126.9 | 189.5 | — |
| 8 | 19.6 | 35.0 | 27.0 | 77 | 3.3 | 196.9 | 191.0 | — |
| 9 | 9.5 | 33.9 | 21.5 | 75 | 3.6 | 162.0 | 168.5 | — |
| 10 | 2.6 | 25.5 | 14.9 | 75 | 3.4 | 142.5 | 134.5 | — |
| 11 | -0.5 | 17.6 | 8.6 | 71 | 4.7 | 81.4 | 186.5 | 0 |
| 12 | -4.5 | 15.7 | 3.7 | 77 | 5.5 | 54.6 | 188.0 | 14 |

(資料：秋田地方気象台)

(3) 人口、世帯数、人口動態

明治22年市制施行当時、約29,300人から出発した秋田市の人口は、以降8度にわたる周辺市町村との合併等により、昭和63年12月には、東北地方で仙台市、いわき市、郡山市に次ぐ30万都市になりました。また、平成17年1月には河辺町、雄和町と合併し、約1万5千人の人口増加となりました。

また、平成17年度国勢調査によると東北6県の県庁所在都市の中で仙台市に次いで2番目の人口の多さとなっています。

秋田市における人口および世帯数の推移

| 年次 | 人 口 | | | 対前年人口 増減数 | 世帯数 | 1世帯当り 人員 | 人口密度 (人/K㎡) |
|-------|---------|---------|---------|--------------|---------|-------------|----------------|
| | 総数 | 男 | 女 | | | | |
| 平成16年 | 318,226 | 151,559 | 166,667 | 1 | 127,860 | 2.49 | 691.6 |
| 平成17年 | 333,087 | 158,107 | 174,980 | 14,861 | 131,527 | 2.53 | 367.7 |
| 平成18年 | 331,691 | 157,210 | 174,481 | -1,396 | 132,104 | 2.51 | 368.4 |
| 平成19年 | 329,287 | 155,781 | 173,506 | -2,404 | 132,665 | 2.48 | 363.6 |
| 平成20年 | 327,149 | 154,399 | 172,750 | -2,138 | 133,257 | 2.46 | 361.2 |
| 平成21年 | 325,905 | 153,722 | 172,183 | -1,244 | 134,100 | 2.43 | 359.8 |
| 平成22年 | 324,317 | 152,799 | 171,518 | -1,588 | 134,872 | 2.40 | 358.1 |

(資料：秋田市の概況 平成22年度版) 各年12月31日現在

秋田市における人口動態の推移

| 年次 | 自然動態 | 社会動態 |
|-------|------|--------|
| 平成18年 | -498 | -960 |
| 平成19年 | -564 | -1,840 |
| 平成20年 | -479 | -1,659 |
| 平成21年 | -676 | -568 |
| 平成22年 | -948 | -640 |

(資料：秋田市の概況 平成22年度版)

3 環境基本計画の基本的事項

(1) 役割

環境基本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた基本理念と環境都市あきた宣言の理念の具体化に向けて中心的役割を担うものであり、同条例第8条の規定に基づき策定されたものです。

(2) 性格

環境基本計画は、環境面において秋田市の最も基本となる計画であり、長期的・総合的観点から市の環境に係る各種計画間の連携・調整を図るとともに、各種施策や事業に横断的に対応し、市、市民、事業者が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいくことにより、秋田市総合計画を環境面から実現していく役割を担います。

(3) 推進主体

市と秋田市に関わる全ての市民、事業者です。

(4) 対象地域

秋田市の全域です。

(5) 計画の構成と対象とする環境の範囲

- ① 秋田市がめざす望ましい環境像として「人にも地球にも やさしい あきた」を掲げています。
- ② 望ましい環境像を実現するための5つの基本的な目標（「基本目標」といいます。）を設定しています。
- ③ 5つの基本目標を達成するため、環境施策を推進していくための施策大綱を示しています。その下に、関連する環境の分野と共通する取組（「環境項目」といいます。）を13区分にまとめています。
- ④ 13の環境項目毎に達成すべき目標をイメージで示した「環境目標」と取組の進捗状況を測る「ものさし」となる「数値目標（環境指標と目標値、目標年次で構成）」を設定しています。
- ⑤ 環境項目毎の目標を達成するために「施策の方針」を示しているほか、具体的な「主な取組」と「担当課」を示しています。
- ⑥ 目標は、市の取組のみでなく、「市民、事業者に望まれる取組」との連携により達成をめざすものとしています。

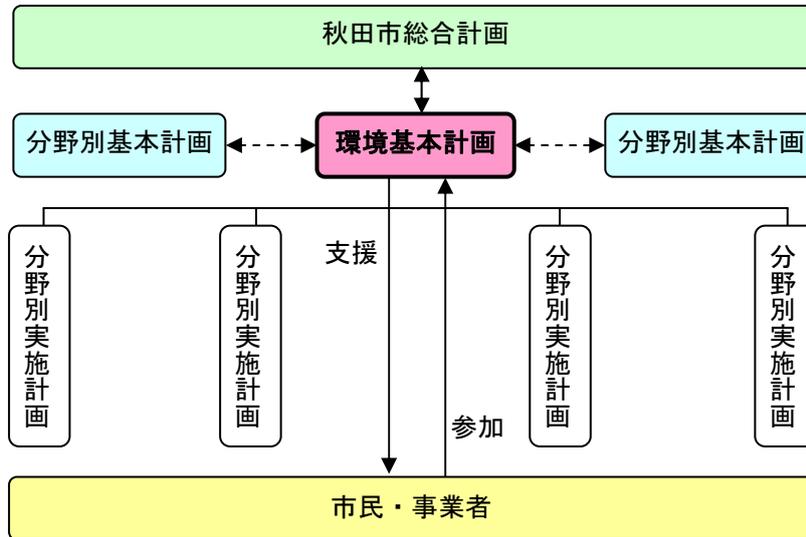
(6) 対象期間：平成19年度(2007年)から27年度(2015年)までの9年間です。

(必要に応じて見直しを行うこととしています。)

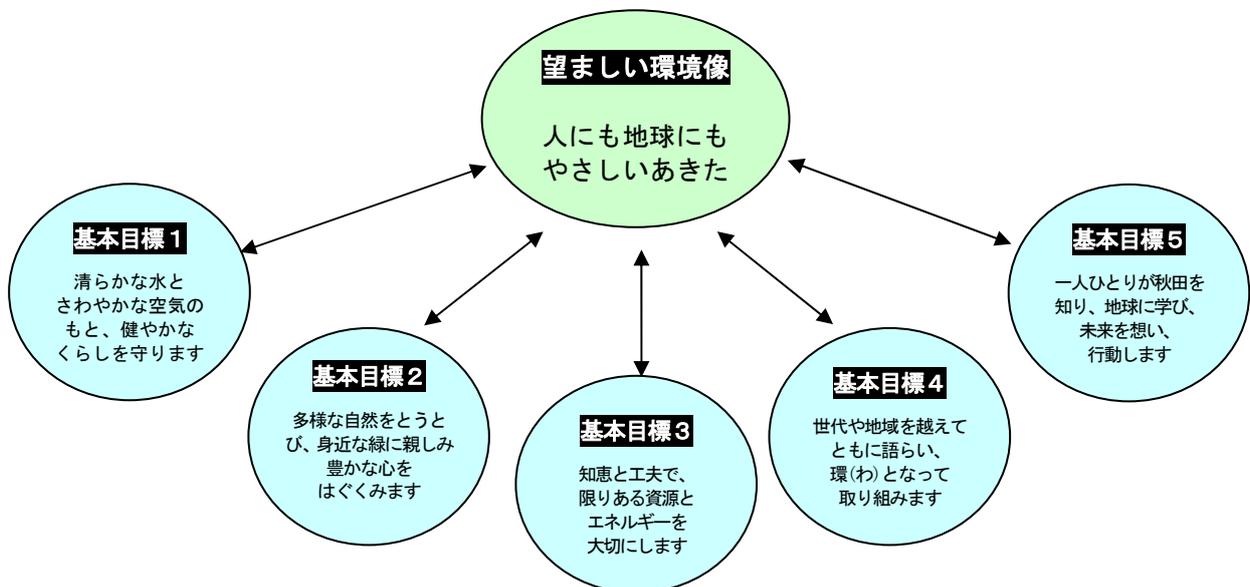
◆ 秋田市環境基本条例の基本理念（秋田市環境基本条例第3条）

- 1 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行わなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適切な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

◆ 秋田市環境基本計画の位置づけ



◆ 望ましい環境像を支える5つの基本目標



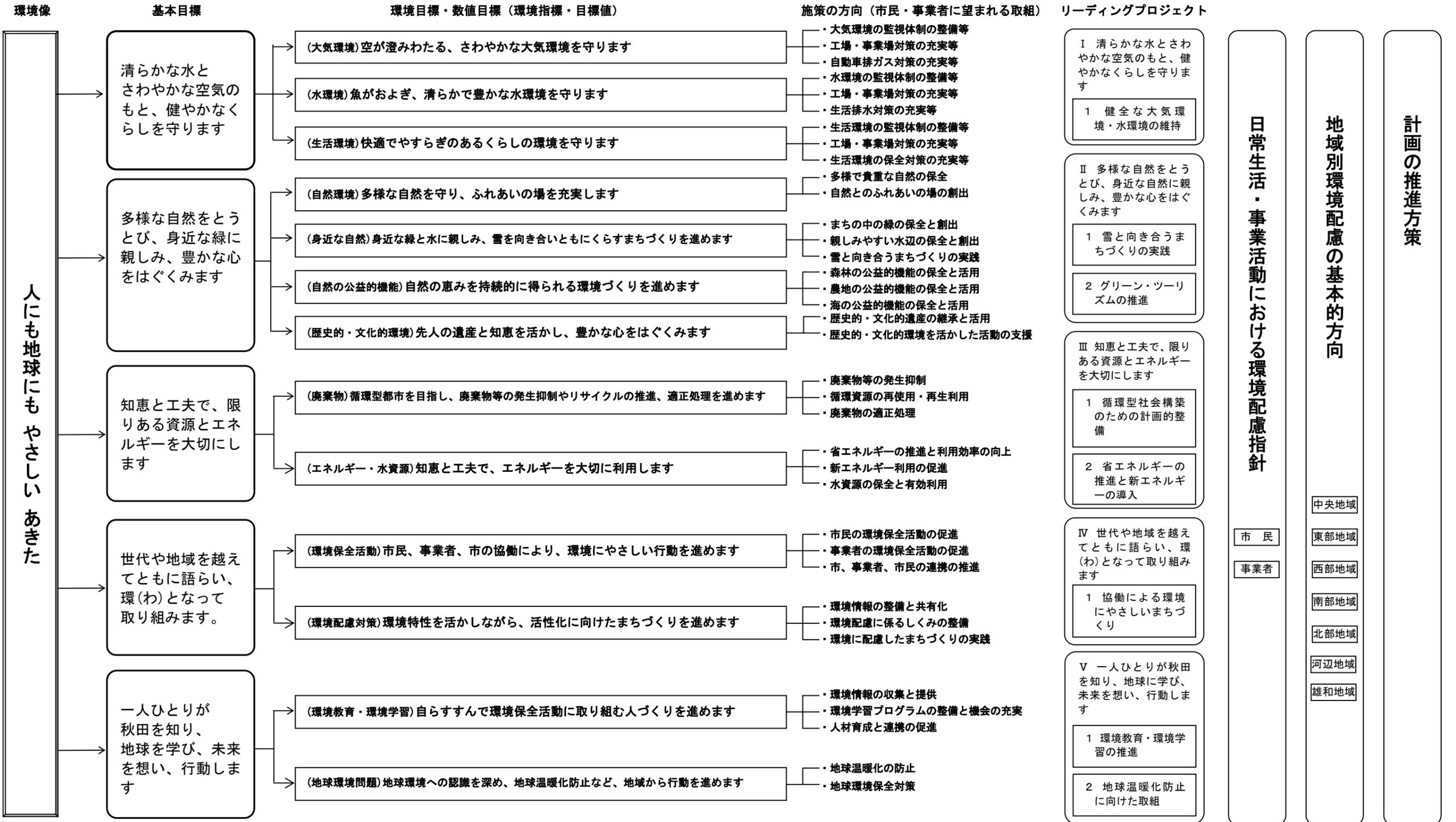
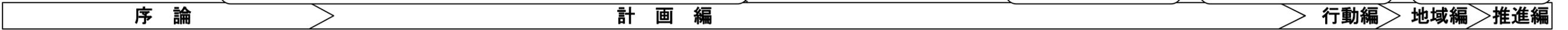
4 環境基本計画の構成図

環境項目ごとに目標と指標を設定し現行の施策に加え、計画の期間を見据えた新たな施策の方向も示し、体系化を図っています。さらに、先導的・重点的に取り組む事業をリーディングプロジェクトとして提示しています。

日常生活、事業活動において望まれる環境配慮に向けた行動例です。

地域ごとの適切な環境配慮を行っていくための基本的なガイドラインです。

計画を実施、評価、管理していくための推進方策です。



日常生活・事業活動における環境配慮指針

地域別環境配慮の基本的方向

- 中央地域
- 東部地域
- 西部地域
- 南部地域
- 北部地域
- 河辺地域
- 雄和地域

計画の推進方策

◎環境基本計画数値目標の達成状況（平成22年度総括表）

| 環境指標・目標等 | | 目 標 | 目標値 | 目標年度 | H22年度 評価 | |
|--|---------------|------------------------|---|---|----------------|--------------|
| 第一章 清らかな水とさわやかな空気のもと、 健やかな暮らしを守ります | 1 大気 環境 | ①大気汚染 | 二酸化窒素 | 環境基準の維持達成 1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | 浮遊粒子状物質 | 環境基準の維持達成 1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | 光化学オキシダント | 環境基準の達成 1時間値が0.06ppm以下 | 平成27年 | × |
| | | | 二酸化いおう | 環境基準の維持達成 1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | ベンゼン | 環境基準の維持達成 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | トリクロロエチレン | 環境基準の1/10値の維持達成 1年平均値が0.02mg/m ³ 以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | テトラクロロエチレン | 環境基準の1/10値の維持達成 1年平均値が0.02mg/m ³ 以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | ダイオキシン類 | 環境基準の維持達成 年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | 二酸化窒素（自動車排ガス） | 環境基準の維持達成 1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | 一酸化炭素（自動車排ガス） | 環境基準の1/10値の維持達成 1日平均値の年間2%除外値が1ppm以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | | ②稲わら等燃焼の苦情件数 | 件数半減 | 30件（H17）→件数半減 | 平成27年 |
| | 2 水 環境 | ①水質汚濁 | 環境基準健康項目 （カドミウム等26項目） | 環境基準の達成 | 平成27年 | ◎ |
| | | | 環境基準生活環境項目 （市内河川のBODを除く） | 環境基準の達成（pH等7項目、市内河川のBODを除く） | 平成27年 | × |
| | | 市内河川のBOD | 環境基準からさらに引き下げて設定 | | 平成27年 | × |
| | | ダイオキシン類 | 環境基準の維持達成 | 1pg-TEQ/l以下 | 平成27年 | ◎ |
| | | ②地下水 | 地下水に関する環境基準の維持達成 | | 平成27年 | × |
| | | ③汚水の処理率 | | 90.8%（H17）→94%以上 | 平成22年 | ◎ （95.5%） |
| | | ④水質汚濁事故 | | 41件（H17）→件数半減 | 平成27年 | ◎ （16件） |
| | 3 その他生活環境 | ①一般環境騒音 | 環境基準の維持達成 | 調査実施（H17）→100%環境基準達成 | 平成22年 平成27年 | ◎ |
| | | ②道路交通振動 | 要請限度以下のレベルを維持達成 | 調査実施（H17）→100%環境基準達成 | 平成22年 平成27年 | ◎ 100% |
| ③悪臭 | | 全地域において不快さを感じないレベルを維持 | 19件（H17）→件数半減 | 平成22年 平成27年 | ◎ （9件） | |
| ④土壌の重金属 | | 環境基準を達成維持 | 土壌に係る環境基準 | 平成27年 | ◎ | |
| ⑤土壌中のダイオキシン類 | | 環境基準を達成維持 | 土壌中のダイオキシン類に係る環境基準 | 平成27年 | ◎ | |
| 第二章 多様な自然をとうとび、身近な自然を 豊かな心をはぐくみます。身近な自然に親しみ、 | 1 環自然 | 市域の緑地等の確保 | 83.69%（H17）→未設定（H22） | 平成22年 | 未設定 | |
| | | | →未設定（H27） | 平成27年 | | |
| | 2 身自然 | ①市民一人当たりの都市公園面積 | 15.73㎡（H17）→未設定 | 平成27年 | 未設定 | |
| | | | ②市街化区域内における幹線市道の街路樹整備率 | 維持 ほぼ100%（H17）→100% | 平成27年 | ◎ |
| | 3 自然の公益的機能 | ①市面積に占める森林面積の割合 | 68.3%（H17）→68.0%以上 | 平成22年 | ◎ （68.1%） | |
| | | | →67.8%以上 | 平成27年 | | |
| | | ②市面積に占める農用地面積の割合 | 10.67%（H17）→10.66%以上 | 平成22年 | △ 10.65% | |
| | →10.65%以上 | 平成27年 | | | | |
| | ③海とのふれあい | 水辺の整備、レクリエーション機能の向上 | | 平成27年 | 未設定 | |
| | 4 文歴史的環境 | 市民が歴史的・文化的環境に触れ合う機会の向上 | 市の歴史的・文化的施設への入場者数 665,625人（H17）→700,000人 | 平成22年 | × 523,783人 | |

| 環境指標・目標等 | | 目標(値) | 目標年度 | 備考 | H22年度 評価 | |
|---|-----------------------|-------------------------------|--|----------------------------|----------------------|--|
| 第三章 環境への負荷の少ない資源が循環するまち | 1 廃棄物 | ①市民一人あたりの家庭系ごみの排出量(資源化物※1を除く) | 618g/人・日(H11) →10%以上削減 556g/人・日以下 | 平成24年 | | ○ 601 [g/人・日] |
| | | ②事業系ごみ(資源化物を除く一般廃棄物)の排出量 | 48,138t/年(H11) →15%以上削減 41,767t/年以下 | 平成24年 | | ○ 43,279 [t/年] |
| | | ③一般廃棄物のリサイクル率 | 23.6%(H11)→38%以上 | 平成27年 | | ○ 31.3% |
| | | ④最終処分場への埋立量 | 20,798t/年(H11) →90%以上削減 | 平成27年 | | △ 3,419 [t/年] |
| | 2 エネルギー・水資源 | ①市民一人あたりの家庭系の電力使用量(電灯需要) | 1,977kWh/年・人(H16) →同レベル | 平成27年 | | × H21 2,151 [kWh/年・人] |
| | | ②市内での都市ガス使用総量 | 42,020千m ³ (H16) →同レベル | 平成27年 | | ◎ H21 40,235 [千m ³] |
| | | ③水道施設の整備(有効率の向上) | 93.4%(H17)→95%以上 | 平成27年 | | ○ 92.4% |
| 第四章 世代や地域を越えて ともに語り、環と なつて取り組みます | 1 環境 保全 活動 | 市で認定した地域環境活動を行っている地域の団体 | 7団体(H17)→10団体(H22) →15団体(H27) | 平成22年 平成27年 | 地域環境活動を行っている地区(協議会)数 | ◎ 12地区 |
| 第五章 一人ひとりが秋田を知り、地球に 学び、未来を想い、行動します | 1 環境 教育・ 環境学 | こどもエコクラブの登録認定数 | 40クラブ987名(H17) →40クラブ1,000名以上(H22) →40クラブ1,000名以上(H27) | 平成22年 平成27年 | こどもエコクラブ登録状況 | △ 32クラブ 1,742名 |
| | | 2 地球 環境 問題 | ①市民一人あたりの家庭系の電力使用量(電灯需要) | 1,977kWh/年・人(H16) →同レベル | 平成27年 | 第3章-2-①と同じため評価数に含めない |
| | ②市内での都市ガス使用総量 | | 42,020千m ³ (H16) →同レベル | 平成27年 | 第3章-2-②と同じため評価数に含めない | ◎ H21 40,235 [千m ³] |
| | | ③秋田市役所の温室効果ガスの排出量 | 135,075t-Co ₂ (H17) →同レベル →同レベル | 平成22年 平成27年 | | ◎ 132,246 [t-Co ₂] |

※1 資源化物とは、循環資源のうち、本市において資源化ルートの整っている「空きびん、空き缶、古紙類、ペットボトル等」をいいます。

評価欄総括表 (○内は評価レベルの項目の比率)

| 評価レベル | 平成22年度 | 平成21年度 | 平成20年度 | 平成19年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ◎ | 23 (62.2%) | 23 (62.2%) | 22 (59.5%) | 21 (56.8%) |
| ○ | 4 (10.8%) | 5 (13.5%) | 5 (13.5%) | 6 (16.2%) |
| △ | 4 (10.8%) | 4 (10.8%) | 4 (10.8%) | 1 (2.7%) |
| × | 6 (16.2%) | 4 (10.8%) | 6 (16.2%) | 9 (24.3%) |
| — | 0 (0.0%) | 1 (2.7%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| | 37 (100.0%) | 37 (100.0%) | 37 (100.0%) | 37 (100.0%) |

【*：評価欄の記載方法について】

- ◎：目標として設定した状態を既に維持達成しているもの
 - ：目標達成に向けて改善傾向にあるものであり、かつ、前年度より改善されているもの、または、同水準のもの
 - △：目標達成に向けて改善傾向にあるものの、前年度より改善されなかったもの(平成14年度評価より設定)
 - ×：改善がみられなかったもの
—：統計数値等が得られず評価できないもの
- なお、目標数値に対する進捗状況等に応じて個別に評価を加えることができる

第 1 章 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります

第 1 章 第 1 節 大気環境

1 大気環境の状況

【環境目標】

澄みわたった空、さわやかな大気を守ります

【数値目標】

1 大気汚染物質に関する目標値を維持達成します。

| 環境指標 | 目標値 | 目標年度 | 評価 |
|----------------|---|--------------|----|
| ①二酸化窒素 | 環境基準の維持達成 (1日平均値の年間98%値が ≤ 0.06 ppm以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ②浮遊粒子状物質 | 環境基準の維持達成 (1日平均値の年間2%除外値が ≤ 0.10 mg/m ³ 以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ③光化学オキシダント | 環境基準の達成 (1時間値が ≤ 0.06 ppm以下) | 平成27年(2015年) | × |
| ④二酸化いおう | 環境基準の維持達成 (1日平均値の年間2%除外値が ≤ 0.04 ppm以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ⑤ベンゼン | 環境基準の維持達成 (1年間平均値が ≤ 0.003 mg/m ³ 以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ⑥トリクロロエチレン | 環境基準の10分の1の値の維持達成 (1年間平均値が ≤ 0.02 mg/m ³ 以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ⑦テトラクロロエチレン | 環境基準の10分の1の値の維持達成 (1年間平均値が ≤ 0.02 mg/m ³ 以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ⑧ダイオキシン類 | 環境基準の維持達成 (年間平均値が ≤ 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ⑨二酸化窒素(自動車排ガス) | 環境基準の維持達成 (1日平均値の年間98%値が ≤ 0.06 ppm以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ⑩一酸化炭素(自動車排ガス) | 環境基準の10分の1の値の維持達成 (1日平均値の年間2%除外値が ≤ 1 ppm以下) | 平成27年(2015年) | ◎ |

2 周辺の生活環境を損なう稲わら等燃焼の苦情件数を削減します。

| 環境指標、目標値、目標年度 | 評価 |
|--|----|
| <平成17年(2005年)度=30件> → <平成27年(2015年)度=件数半減> | △ |

(1) 数値目標の設定について

大気環境のきれいさを評価する指標として、法律に基づき全国一律に定められた環境基準があることから、本計画では、環境基準が達成されていない項目については、まずその達成を目指すこととしています。また、環境基準が既に達成されている項目については、さらにきれいなレベルを目標値に設定しています。

(2) 数値目標の達成状況等について

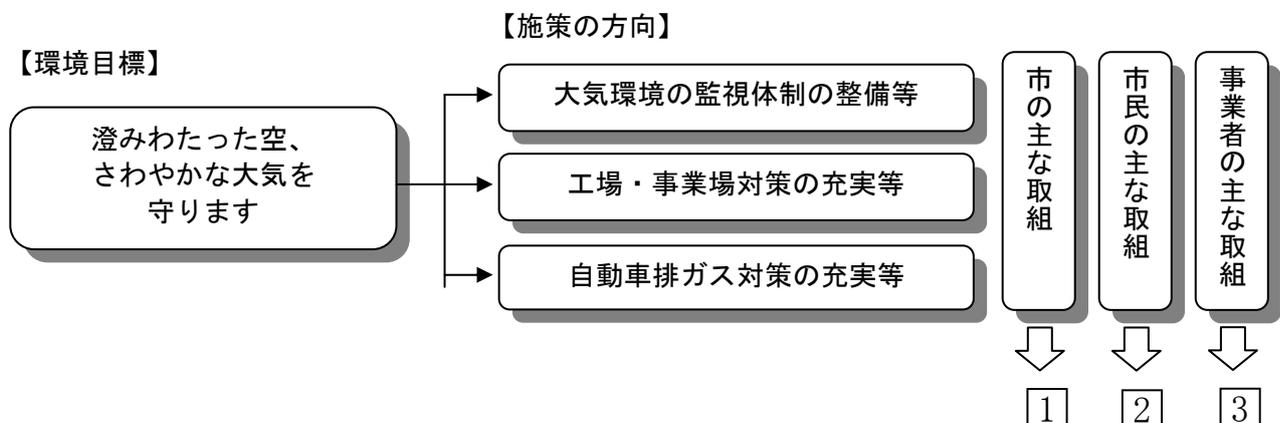
- ◆ 大気環境は概ね良好な状態を維持しております。
- ◆ 上記に掲げた10の目標値の内、9つの目標値が維持達成されていますが、③の1つが達成できませんでした。
 - ・光化学オキシダントを測定している2局（将軍野局、広面局）とも目標値を上回っていましたが、注意報等発令基準には達していません。光化学オキシダントは、ここ数年ほぼ横ばい状態にありますが、全国的には高い濃度レベルにあり、その要因の一つとして大陸からの越境大気汚染の影響が指摘されています。今後も継続的に測定を行い、環境監視をしていく必要があります。
- ◆ 稲わら等の燃焼に係る苦情件数は、平成19年度42件、平成20年度42件、平成21年度23件、平成22年度27件と減少傾向にはあるものの、数値目標には届かない状況にあります。この原因としては、稲わら等焼却禁止の目的、周知が十分に農家全体に行き届いていないことが考えられます。

【参考】平成22年度状況評価方法

- ◆ ①～④の環境指標の評価には、秋田市が市内9箇所配置している一般環境大気測定局を⑨と⑩には市内1箇所設置している自動車排出ガス測定局の測定データを用いました。
- ◆ ⑤～⑦の評価には、市内3箇所毎月1回行った調査結果を用いました。
- ◆ ⑧の評価には、市内2箇所毎年4回（季節毎）に行った調査結果を用いました。

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

①市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 | | | |
|--|----------------|---------|---------|
| (1)大気環境の監視体制の整備等 | | | |
| ①大気・水質等環境保全事業（W：環境保全課） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市内9カ所の一般環境大気測定局で大気汚染物質の常時監視を行った結果、光化学オキシダントと浮遊粒子状物質を除く4項目（二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、炭化水素）で、大気環境基準または指針値を達成していた。 ・測定機器の更新を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 硫黄酸化物自動測定記録計 1台 浮遊粒子状物質自動測定記録計 2台 窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定器録計 1台 オゾン自動測定器録計 1台 | | | |
| ②ダイオキシン類等対策事業（W：環境保全課） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大気2箇所（年4回）、河川の水質と底質2箇所、海域の水質と底質1箇所、地下水1箇所、土壌6箇所調査を行った。いずれも環境基準を達成していた。 ・ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設を設置している3工場・事業所を立入検査し、ダイオキシン類の測定を行った結果、すべての工場・事業所で排出基準に適合していた。 | | | |
| (2)工場・事業場対策の充実等 | | | |
| ①大気・水質等環境保全事業（W：環境保全課） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公害関係法令等に基づき届出の審査、立入検査および指導を行い、規制基準の遵守を徹底させた。 ・法対象施設の立入調査 17工場・事業場 ・特定粉じんの立入調査 18工場・事業場 | | | |
| 届出 | | | |
| | 公害関係法令等に基づく届出 | 大気汚染防止法 | 県公害防止条例 |
| | 特定粉じん排出等作業実施届出 | 15件 | — |
| | ばい煙発生施設の設置届出 | 14件 | 9件 |
| | ばい煙発生施設の廃止届出 | 12件 | 7件 |
| | 氏名変更等届出 | 31件 | 22件 |
| ②公害防止協定の締結と運用（W：環境保全課） | | | |
| <p>公害防止協定に基づき施設の設置、規模の変更等について協議、確認のうえ、それぞれの計画について了承した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田住友ベーク株式会社の公害防止に関する協定書に基づく協議 水循環式排ガス処理装置設備の増設について ・秋田精錬株式会社飯島精錬所の公害防止に関する協定書に基づく協議 亜鉛生産量の増産に伴う協定書の一部改正について ・秋田住友ベーク株式会社の公害防止に関する協定書に基づく協議 フレキシブル基板製造工程の廃止に伴う協定書の一部改正について | | | |
| ③稲わら等の焼却防止（環境保全課） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市、農協の広報紙やマスコミ機関を活用して「稲わら・もみ殻焼き防止」の啓発を実施し、防止対策に努めた。 ・重点地区を定め、期間中は常時巡回パトロールを行い、市民から苦情がある場合は、現地を確認し、稲わら・もみ殻焼きの中止指導を行った。 <p>平成22年度実績 苦情受付27件（もみ殻焼きに関する苦情がほとんどであった。）</p> | | | |

(3) 自動車排ガス対策の充実等

① 低公害車導入・普及（管財課、全庁関係各課）

市民・事業者等に率先して、公用車への低公害車導入を推進した。

平成 22 年度 秋田市役所の低公害車等保有・購入台数状況

| | 貨物自動車 | | 乗合・乗用 | | 軽自動車 | | 特殊自動車 | | 合 計 | |
|--------|-------------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | 保有台数 | 購入台数 | 保有台数 | 購入台数 | 保有台数 | 購入台数 | 保有台数 | 購入台数 | 保有台数 | 購入台数 |
| 低公害車以外 | 59 | 1 | 63 | 0 | 59 | 4 | 249 | 0 | 430 | 5 |
| 低公害車以外 | 燃料電池 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 電気 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 天然ガス | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | メタノール | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ハイブリッド | 0 | 0 | 14 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 15 |
| | H17☆☆☆☆&低燃費 | 1 | 0 | 35 | 7 | 12 | 2 | 17 | 5 | 65 |
| | H17☆☆☆☆&低燃費 | 5 | 0 | 13 | 0 | 32 | 6 | 1 | 0 | 51 |
| | H12☆☆☆☆&低燃費 | 1 | 0 | 7 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 10 |
| | H12☆☆☆☆&低燃費 | 2 | 0 | 7 | 0 | 8 | 0 | 4 | 0 | 21 |
| | H12☆☆☆☆&低燃費 | 5 | 0 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| | LPG | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 水素 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | プラグインハイブリッド | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 73 | 1 | 148 | 8 | 122 | 13 | 273 | 5 | 616 | 27 |

※公社保有車を含む。

H17☆☆☆☆&低燃費：平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合
H17☆☆☆☆&低燃費：平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合
H12☆☆☆☆&低燃費：平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合
H12☆☆☆☆&低燃費：平成 12 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合
H12☆☆☆☆&低燃費：平成 12 年基準排出ガス 25%低減レベルに適合

② 自転車等駐車場の整備（W：交通政策課）

特記事項なし

③ 道路改良事業（W：道路建設課）

13路線、延長1,996mの道路改良工事を実施した。

④ 交差点改良事業（W：道路建設課）

実績なし

⑤ 幹線道路整備事業・街路事業（W：道路建設課）

・ 幹線道路整備事業

南部中央線（茨島工区）L= 750m W=20m：道路改良工事

割山南浜線（茨島工区）L= 620m W=16m：工事委託（新屋水門）、道路改良工事

・ 街路事業

土崎駅前線 L= 348m W=18m：道路改良工事、駅前広場整備工事

秋田環状線外 1 線（築山工区）L=618m W=11-16m：用地補償、道路改良工事

外旭川新川線（八橋工区）L=1,025m W=16m：用地補償、道路改良工事

明田外旭川線（手形工区）L=49m W=25m：用地補償、道路改良工事

泉外旭川線 L=600m W=28-35m：用地補償

千秋久保田町線 L=120m W=20m：建物調査測量

⑥ 交通安全施設等整備事業（道路維持課）

道路反射鏡39基、道路照明灯 4 基、視覚障害者誘導表示1,889m、道路区画線91 k m、防護柵226m および歩道915mを整備した。

⑦道路緑化整備事業（W：道路維持課）

街路樹の維持管理として、柳原新田茨島線ほか101路線、延べ61,158㎡の植樹帯等の除草、御野場団地2号線ほか89路線、2,748本の高木剪定および新都市24号線ほか29路線のツツジ等の冬囲いを実施するとともに、街路樹欠損木の補植50本、通行の安全確保のため、街路樹根上がり補修を22箇所実施した。

⑧エコドライブの推進（W：環境総務課）

エコドライブアドバイザー講習会を開催した。

- ・5月29日（土）参加者18名（秋田県警察運転免許センター）

エコドライブ講習会を開催した。

- ・10月2日（土）参加者23名（秋田県警察運転免許センター）

⑨地方バス路線維持対策事業（交通政策課）

生活バス路線を確保するため、運行維持が困難な赤字バス路線への補助を行った。

- ・バス事業者：秋田中央交通株式会社
- ・補助系統数：61系統
- ・補助額：74,514千円（一般財源：49,432千円、県補助：25,082千円）

⑩美の国あきたエコ交通キャンペーン（交通政策課）

毎月第4金曜日を「エコ交通の日」（ノーマイカーデー）として、ポスター掲示や庁内放送により、徒歩や自転車、公共交通機関を利用した通勤への転換を呼びかけた。

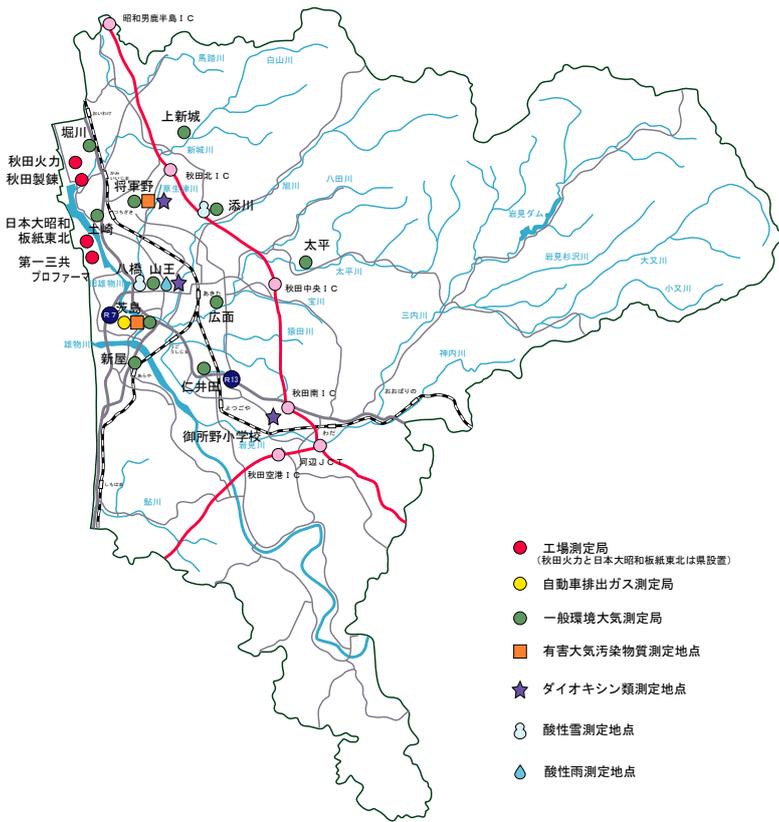
- ・平成22年10月実績（重点実施月）

ノーマイカーデー参加者：628名

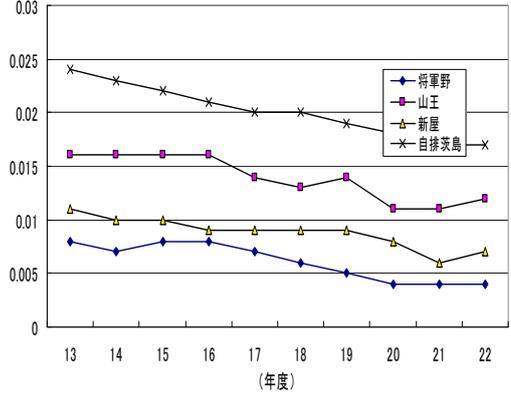
早起き時差出勤参加者：528名

- ・広報あきたで、冬期間のマイカー使用の自粛を呼びかけた。

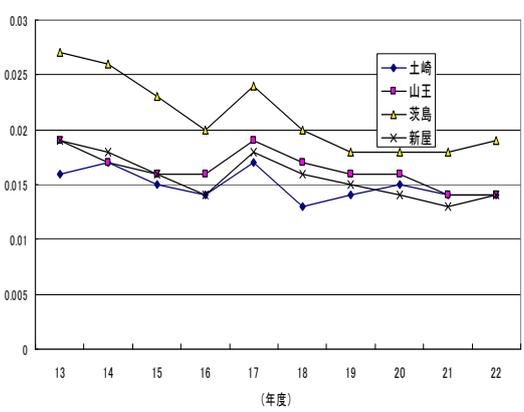
大気汚染状況調査地点



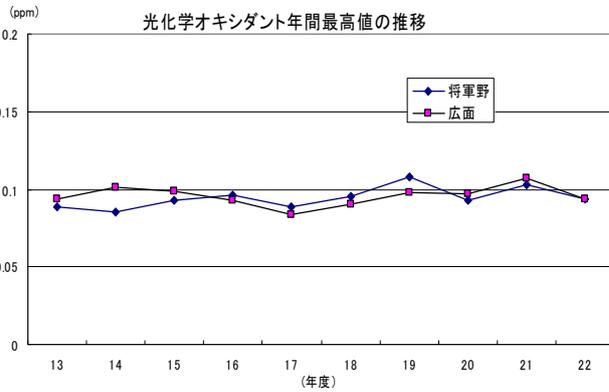
二酸化窒素(NO2)濃度の年平均値の推移



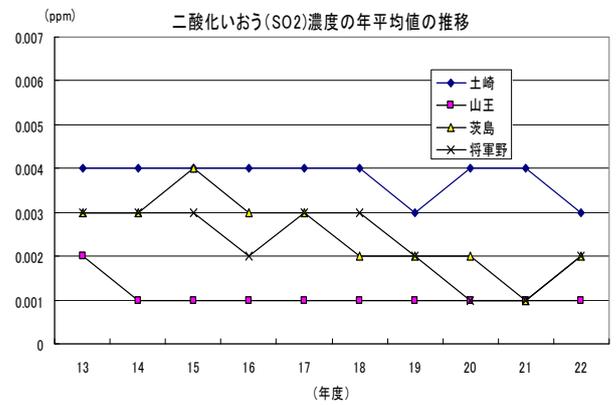
浮遊粒子状物質(SPM)濃度の年平均値の推移



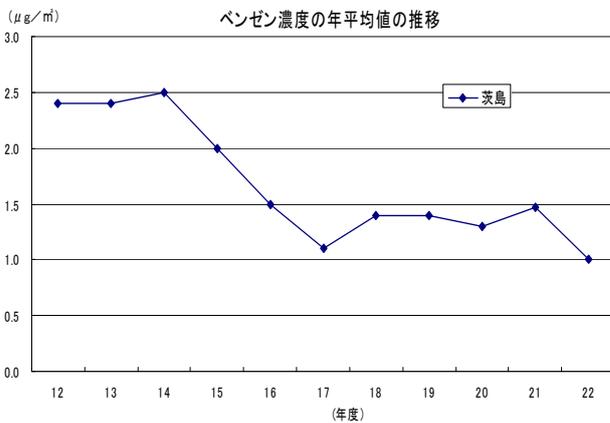
光化学オキシダント年間最高値の推移



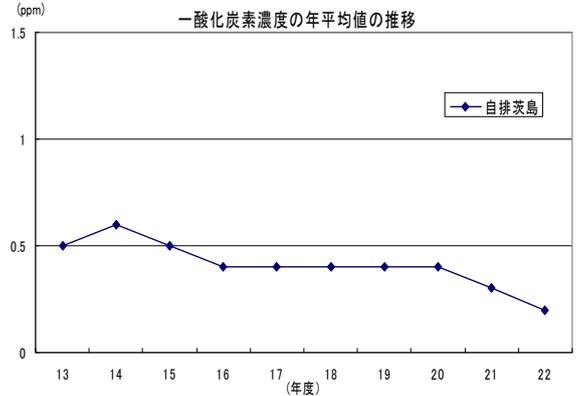
二酸化いおう(SO2)濃度の年平均値の推移



ベンゼン濃度の年平均値の推移

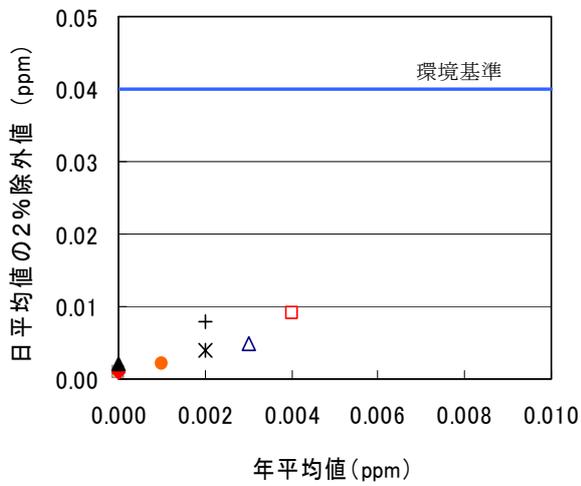


一酸化炭素濃度の年平均値の推移

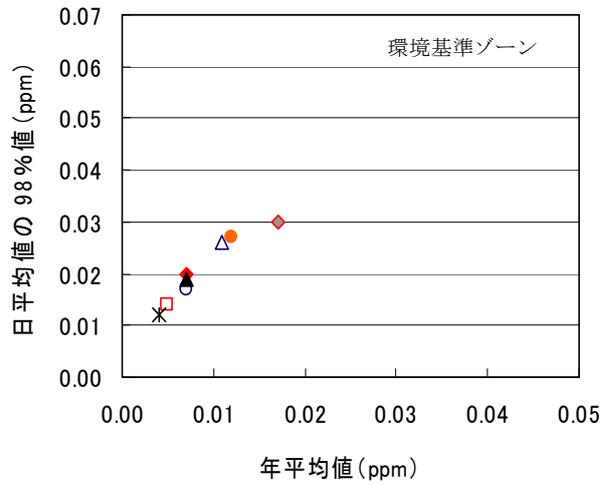


大気環境基準の達成状況（平成22年度）

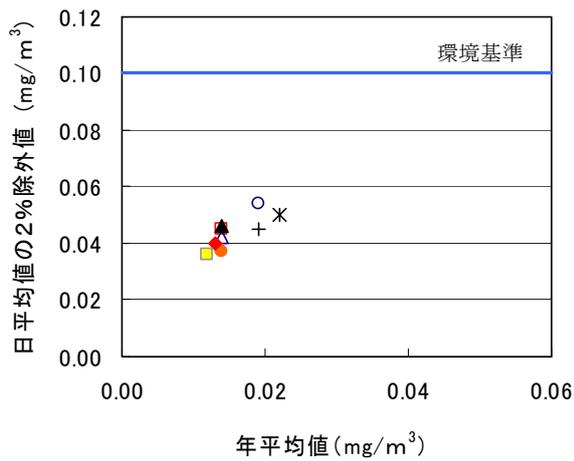
二酸化いおう測定結果



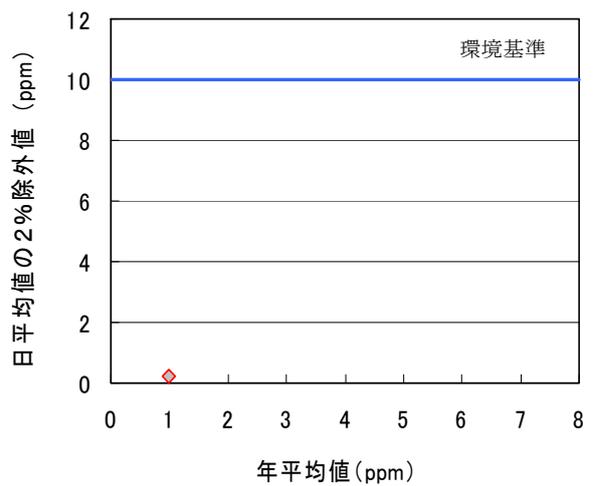
二酸化窒素測定結果



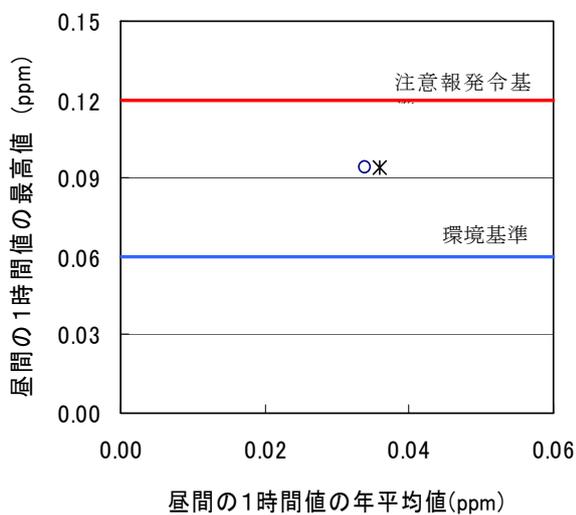
浮遊粒子状物質測定結果



一酸化炭素測定結果



光化学オキシダント測定結果



② 市民の主な取組

- ◆ 徒歩または自転車の利用を図り、自動車の使用をできるだけ控えました。
- ◆ 公共交通機関の利用や相乗り通勤などに努めました。
- ◆ アイドリングストップなど、環境に配慮したエコドライブの実践に努めました。

③ 事業者の主な取組

- ◆ 大気汚染防止対策の充実に努めました。
- ◆ 徒歩または自転車の利用を図り、自動車の使用をできるだけ控えるように努めました。
- ◆ アイドリングストップなどのエコドライブに努めました。
- ◆ 揮発性有機化合物（VOC）の放出を少なくし、光化学スモッグの発生抑制に努めました。
- ◆ 工事に伴う粉じんの発生防止に努めました。

第1章 第2節 水環境

1 水環境の状況

【環境目標】

清らかで豊かな水環境を守ります

【数値目標】

| ①水質汚濁に関する目標値を維持達成します。 | | | |
|--|---------------------------------|--------------|----|
| 環境指標 | 目標値 | 目標年度 | 評価 |
| (7) 環境基準健康項目 | 環境基準の達成（カドミウム等26項目） | 平成27年(2015年) | ◎ |
| (4) 環境基準生活環境項目 | 環境基準の達成 (pH等7項目、市内河川のBODを除く) | 平成27年(2015年) | × |
| (7) 市内河川のBOD | 環境基準からさらに引き下げて設定 | 平成27年(2015年) | × |
| (E) ダイオキシン類 | 環境基準の維持達成（1pg-TEQ/ l 以下） | 平成27年(2015年) | ◎ |
| ②地下水に関する環境基準の達成をめざします。 → <平成27年(2015年)度> | | | × |
| ③汚水の処理率を引き上げます。 <平成17年(2005年)度=90.8%> → <平成22年(2010年)度=94%以上> | | | ◎ |
| ④水質汚濁事故（河川への流出）件数の低減をめざします。 <平成17年(2005年)度レベル=41件> → <平成27年(2015年)度=半減> | | | ◎ |

（1）数値目標の設定について

水環境のうち、水のきれいさ（水質）を評価する指標として、法律に基づき地域の状況に応じて設定された水質に係る環境基準があります。本計画では、環境基準が達成されていない項目については、まずその達成を目指すこととしています。また、環境基準が既に達成されている項目については、さらにきれいなレベルを目標値に設定しています。

（2）数値目標の達成状況等について

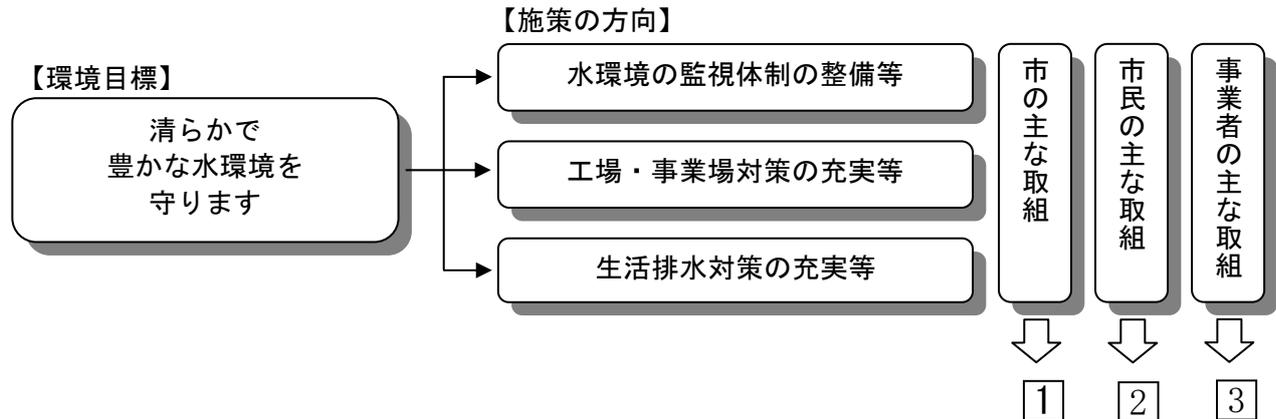
- ◆ 上記に掲げた7つの目標値の内、環境基準健康項目、ダイオキシン類、汚水の処理率および水質汚濁事故件数の低減では目標値を達成していますが、その他は目標値を達成できませんでした。
- ◆ 下水道等の普及に伴い長期的には市内河川の水質は大幅な改善傾向にあります。
- ◆ 平成22年度の汚水処理率は、95.5%になり、目標を上回っています。
- ◆ 水質汚濁事故件数は、平成18年度21件、平成19年度8件、平成20年度13件、平成21年度15件、平成22年度16件と、概ね年間20件以内で推移しています。

【参考】

- ◆ ①および②の評価には、市環境部が行った市内の河川や地下水の調査結果等を用いています。
- ◆ ③の評価には上下水道局で調査した結果を用いています。
- ◆ ④の評価は、市に通報等のあった水質汚濁事故件数を用いています。

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

1 市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 | |
|---------------------------|---|
| (1) 水環境の監視体制の整備等 | |
| ①大気・水質等環境保全事業（W：環境保全課） | 市内 22 河川、34 地点で水質検査を行った。環境基準が設定されている 17 河川、29 地点において、人の健康の保護に関する項目は、全地点全項目で環境基準を達成していた。 また、生活環境の保全に関する項目では、BOD が 1 地点、浮遊物質量が 1 地点、大腸菌群数は 25 地点で環境基準を達成していなかった。 |
| ②有害化学物質対策事業（W：環境保全課） | 公共用水域の水質および底質調査を河川 2 地点（岩見川、梵字川）、海域 1 地点（向浜沖 2 km）で実施した結果、すべての地点で環境基準を達成していた。 地下水の水質調査を 1 地点（外旭川字家ノ前地区）で実施した結果、環境基準を達成していた。 |
| (2) 工場・事業場対策の充実等 | |
| ①大気・水質等環境保全事業（W：環境保全課） | 公害関係法令等に基づき届出の審査、立入検査および指導を行い規制基準の遵守を徹底させた。 ・特定施設設置等届出件数 53 件 ・立入検査 63 特定工場延べ 83 検体 678 項目 排水が基準に不適合だったのは 4 事業場で、不適合項目の内訳は水素イオン濃度が 2 件、大腸菌群数が 2 件であった。 |
| ②公害防止協定の締結と運用（W：環境保全課） | 第 1 章第 1 節（2）②に同じ（P12） |
| (3) 生活排水対策の充実等 | |
| ①浄化槽設置整備事業（環境保全課） | 下水道事業認可区域外、農業集落排水整備事業区域外および個別排水処理施設整備事業整備区域外における浄化槽の設置促進のため、浄化槽設置者に対し、国・県の補助制度を活用し補助金を交付した。（14基分を補助） |
| ②浄化槽整備推進事業（W：上下水道局下水道建設課） | 平成22年度は、浄化槽を22基設置した。 |
| ③農業集落排水事業（W：上下水道局下水道建設課） | 昭和 58 年度から事業を開始し、22 地区で供用開始をしている。 平成19年度から金足地区において整備を進めており、平成22年度は、管路5,277mを整備した。 |

④水洗便所改造資金融資あっせん制度および助成金制度（上下水道局給排水課）

・助成金利用件数

融資あっせん： 76 件 あっせん金額： 33,790 千円

助成金交付 ： 396件 助成金額： 8,200千円

⑤公共下水道事業（W：上下水道局下水道建設課）

・汚水面整備 A=49.3ha

・終末処理場能力増強および機器更新（八橋）

・ポンプ場機器更新（土崎、御野場）

・下水道普及率 89.5%（平成22年度末）

・処理可能人口：288,280人（住基人口：322,092人）

⑥流域下水道建設費負担金（上下水道局総務課）

秋田市負担分（78.70%）

補助対象分 198,404 千円

単 独 分 0 千円

198,404 千円

⑦上下水道教室の開催（上下水道局総務課）

・夏休み親子水めぐりの旅

開催日：平成22年8月1日（日）

参加者：8組17名

内 容：仁井田浄水場と水の学習館の見学、八橋下水道終末処理場の見学、漏水探知体験

・上下水道教室（一般向け）

開催日：平成22年10月20日（水）

参加者：6名

内 容：上記と同じ

⑧下水道設見学受け入れ（上下水道局下水道施設課）

・施設見学者数 14 団体 495 名

（内訳）小学生 6 団体 405 名 引率 21 名

中学生 2 団体 11 名 引率 0 名

一 般 6 団体 58名

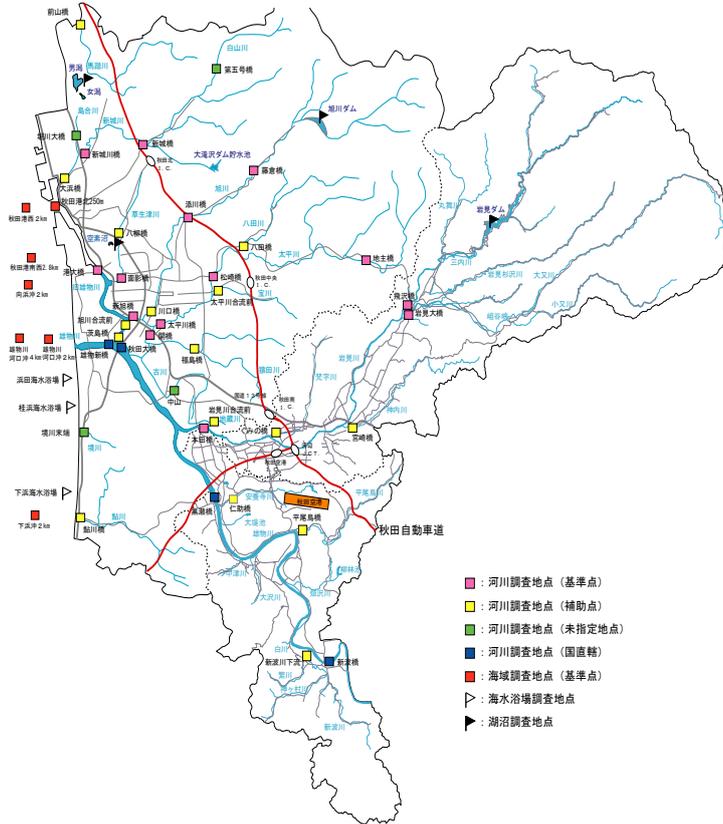
⑥下水道管渠改築事業（W：上下水道局維持管理課）

保戸野原の町地内他で、下水道管渠改築工事を実施

下水道管渠改築延長 L=1,217.5m 工事費：132,033,300円

水質汚濁状況調査地点図

図2-1 水質汚濁状況調査地点図(平成18年度)



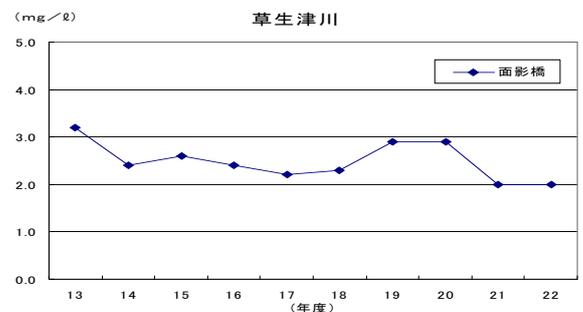
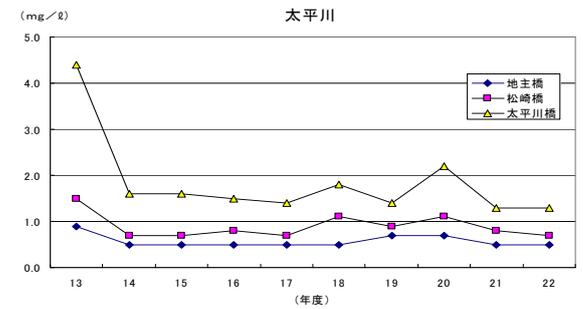
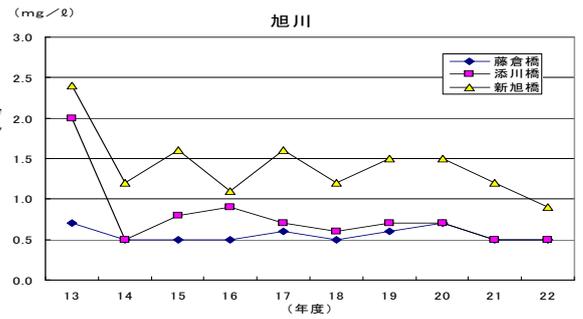
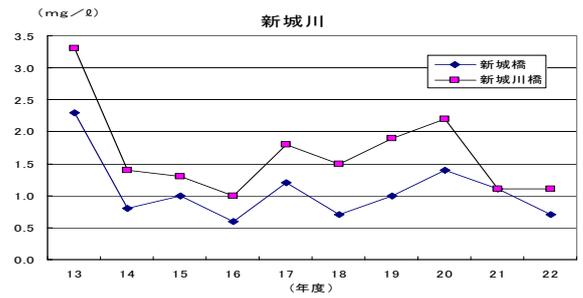
秋田市内の主な河川

| No. | 河川名 | 級別 | 流路延長(m) | No. | 河川名 | 級別 | 流路延長(m) |
|-----|------|--------|---------|-----|------|--------|---------|
| 1 | 雄物川 | 国直轄一級 | 30,150 | 13 | 三内川 | 一級河川 | 13,500 |
| 2 | 旧雄物川 | 一級河川※1 | 9,300 | 14 | 安養寺川 | 一級河川 | 7,600 |
| 3 | 旭川 | 一級河川 | 21,796 | 15 | 平尾鳥川 | 一級河川 | 7,790 |
| 4 | 太平川 | 一級河川 | 26,267 | 16 | 新波川 | 一級河川 | 6,500 |
| 5 | 猿田川 | 一級河川 | 11,400 | 17 | 馬踏川 | 二級河川 | 13,220 |
| 6 | 八田川 | 一級河川 | 7,770 | 18 | 鮎川 | 二級河川 | 7,500 |
| 7 | 草生津川 | 一級河川 | 7,000 | 19 | 宝川 | 準用河川 | 5,600 |
| 8 | 新城川 | 一級河川 | 19,100 | 20 | 島合川 | 普通河川 | 6,700 |
| 9 | 岩見川 | 一級河川 | 39,382 | 21 | 白山川 | 普通河川 | 6,600 |
| 10 | 地蔵川 | 一級河川 | 1,550 | 22 | 境川 | 普通河川 | 2,600 |
| 11 | 梵字川 | 一級河川 | 8,100 | 23 | 古川 | 普通河川※2 | 9,600 |
| 12 | 神内川 | 一級河川 | 6,200 | | | | 275,225 |

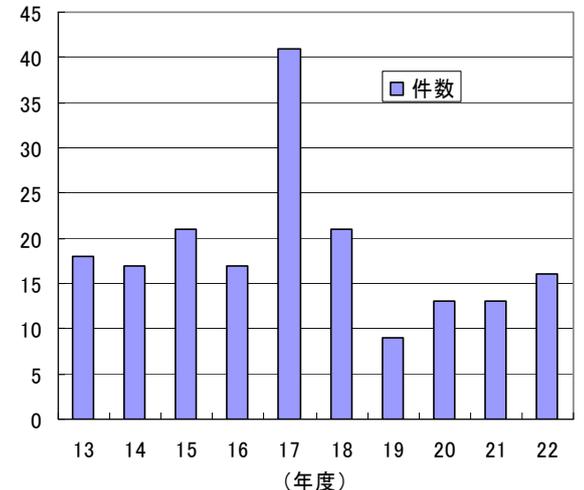
※1 一部を国が直轄で管理

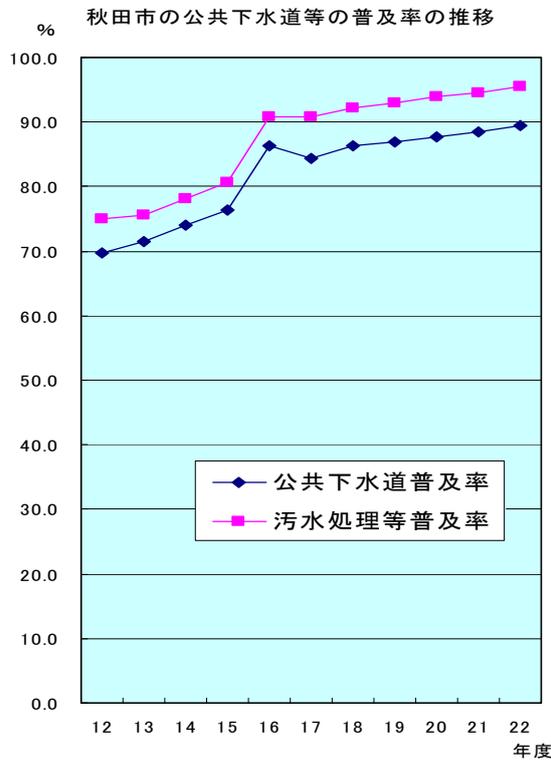
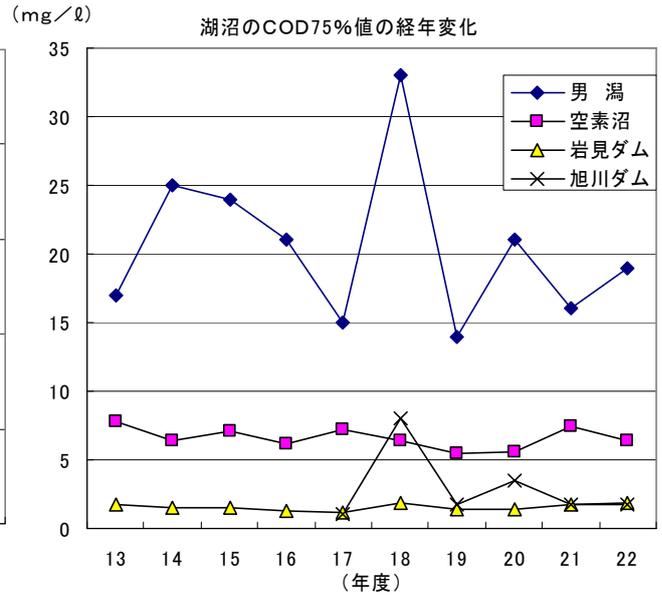
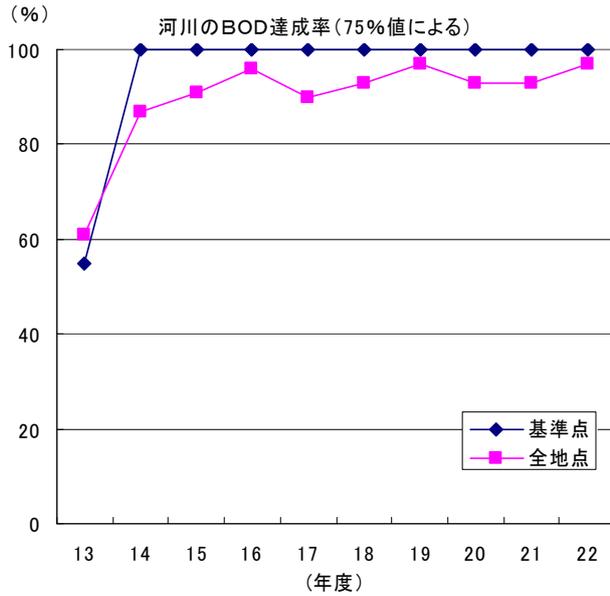
※2 一部を事務組合で管理

秋田市内の主な河川のBOD年平均値の推移



水質事故件数





数値目標③ 秋田市の公共下水道等の普及率の推移

単位: (%)

| 年度 | 下水道 | | 農集 | 合併 | 合計 | 備考 |
|----|------|------|------|-----|------|------|
| | 西暦 | | | | | |
| 昭和 | 51 | 1976 | 16.8 | | | |
| | 52 | 1977 | 16.6 | | | |
| | 53 | 1978 | 26.0 | | | ※1 |
| | 54 | 1979 | 26.0 | | | |
| | 55 | 1980 | 26.6 | | | |
| | 56 | 1981 | 27.7 | | | |
| | 57 | 1982 | 28.4 | | | |
| | 58 | 1983 | 29.1 | | | |
| | 59 | 1984 | 29.7 | | | |
| | 60 | 1985 | 30.9 | | | |
| | 61 | 1986 | 32.4 | | | |
| | 62 | 1987 | 37.1 | | | |
| | 63 | 1988 | 40.5 | | | |
| | 元 | 1989 | 42.6 | | | |
| 平成 | 2 | 1990 | 44.5 | | | |
| | 3 | 1991 | 46.7 | | | |
| | 4 | 1992 | 49.2 | | | |
| | 5 | 1993 | 52.0 | | | |
| | 6 | 1994 | 54.8 | | | |
| | 7 | 1995 | 57.4 | | | |
| | 8 | 1996 | 60.0 | | | |
| | 9 | 1997 | 62.6 | | | |
| | 10 | 1998 | 65.0 | 1.0 | 3.4 | 69.4 |
| | 11 | 1999 | 67.5 | 1.0 | 3.7 | 72.2 |
| | 12 | 2000 | 69.7 | 1.5 | 3.8 | 75.0 |
| | 13 | 2001 | 71.5 | 1.7 | 2.3 | 75.6 |
| | 14 | 2002 | 74.1 | 1.7 | 2.3 | 78.1 |
| | 15 | 2003 | 76.3 | 1.8 | 2.5 | 80.6 |
| 16 | 2004 | 86.3 | 1.8 | 2.7 | 90.8 | |
| 17 | 2005 | 84.3 | 3.3 | 3.2 | 90.8 | |
| 18 | 2006 | 86.4 | 3.3 | 2.5 | 92.2 | |
| 19 | 2007 | 86.9 | 3.6 | 2.5 | 93.0 | |
| 20 | 2008 | 87.7 | 3.6 | 2.7 | 94.0 | |
| 21 | 2009 | 88.5 | 3.5 | 2.6 | 94.6 | |
| 22 | 2010 | 89.5 | 3.4 | 2.6 | 95.5 | |

※秋田市上下水道局調べ

備考:

- 下水: 公共下水道普及率
- 農業: 農業集落排水処理施設普及率
- 合併: 合併浄化槽普及率
- 平成16年度は旧秋田市の実績数値を掲載
- ※1: 臨海処理区が入った年です。

② 市民の主な取組

- ◆ 河川を汚濁しないよう、家庭からの雑排水の抑制に努めました。
- ◆ 下水道への接続や浄化槽の設置・維持管理により、生活排水の汚濁防止に努めました。
- ◆ タンクなどからの油流出などによる水質汚濁事故を防ぐため、適正な管理に努めました。
- ◆ 河川や海岸等への汚物やごみの不法投棄の根絶に取り組みました。
- ◆ 河川や海岸などのクリーンアップに参加しました。

③ 事業者の主な取組

- ◆ 排水処理施設などの整備と適正管理に努めました。
- ◆ 水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策の推進に努めました。
- ◆ 油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう適正な管理に努めました。
- ◆ 農地やゴルフ場等の農薬の使用量削減に努めました。

第1章 第3節 生活環境

1 生活環境の状況

【環境目標】

健やかでやすらぎのあるくらしの環境を守ります

【数値目標】

| 環境指標 | 目標値・目標年度 | 評価 |
|-------------------------------------|--|----|
| ①一般環境騒音に係る環境基準の維持達成をめざします。 | <平成17年(2005年)度=100%> → <平成22年(2010年)度、平成27年(2015年)度=100%> | ◎ |
| ②振動に係る道路交通振動の要請限度以下のレベルの維持達成をめざします。 | <平成17年(2005年)度=100%> → <平成22年(2010年)度、平成27年(2015年)度=100%> | ◎ |
| ③悪臭の苦情件数の低減をめざします。 | <平成17年(2005年)度=19件> → <平成22年(2010年)度、平成27年(2015年)度=件数半減> | ◎ |
| ④土壌に係る環境基準の維持達成をめざします。 | <平成17年(2005年)度=100%> → <平成22年(2010年)度、平成27年(2015年)度=100%> | ◎ |
| ⑤土壌中のダイオキシン類に係る環境基準の維持達成をめざします。 | <平成17年(2005年)度=100%> → <平成22年(2010年)度、平成27年(2015年)度=100%> | ◎ |

(1) 数値目標の設定について

騒音の状況を評価する指標として、国が範囲を定め、地域の状況に応じて設定した騒音に係る環境基準があります。また、振動と悪臭については、環境基準が設定されていないことから「不快さを感じないレベル」としています。土壌とダイオキシン類については、環境基準が定められていることから、まずその達成を目指すこととしています。

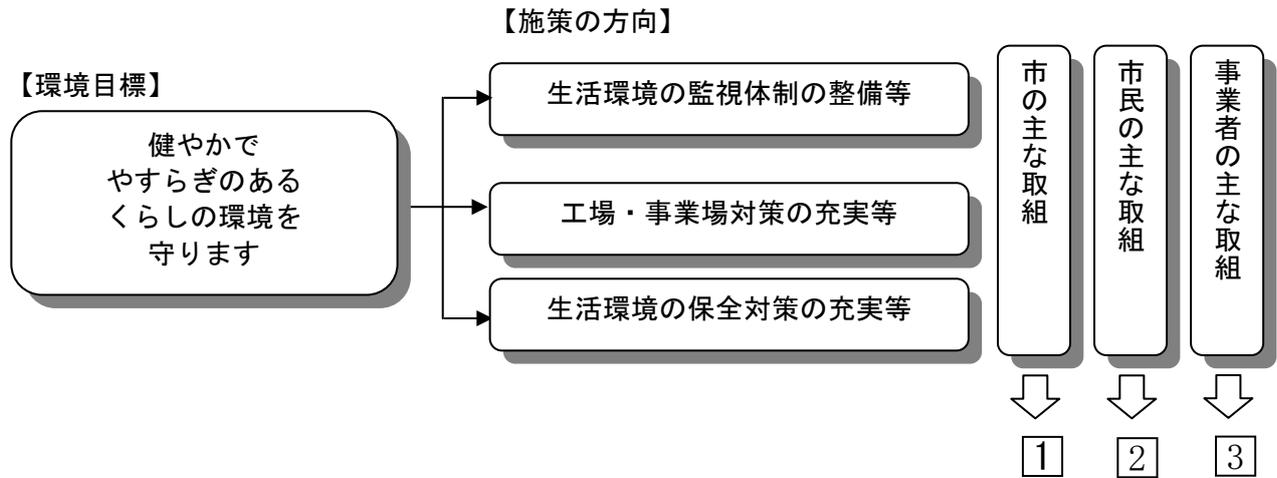
(2) 数値目標の達成状況等について

◆ 概ね良好な状態を維持しています。

- ①市内4地点で調査を行いました。その結果、全調査地点、全時間帯で環境基準を達成していました。
- ②市内主要幹線道路沿いの16地点で調査を行いました。その結果、すべての時間区分で環境基準を達成していたのは15地点、超過したのは1地点でした。なお、全地点において道路交通振動の要請限度を下回っていました。
- ③悪臭に関する苦情件数は、平成19年度16件、平成20年度17件、平成21年度10件、平成22年度9件と減少傾向にありますが、発生源が工場・事業場等の事業活動によるものから、生活排水や家庭菜園など市民の生活に起因する苦情に変化してきております。また、感覚的にも個人差があることや心理的な要因の影響もあることから、苦情の内容も多岐多様で複合的になってきております。
- ④平成22年度は、6地点でカドミウムおよび銅について調査を行い、いずれも土壌に係る環境基準を達成していました。
- ⑤平成22年度は、6地点で調査を行いました。その結果、全ての地点で土壌中のダイオキシン類に係る環境基準を達成していました。

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

① 市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 |
|--|
| <p>(1) 生活環境の監視体制の整備等</p> <p>①生活環境保全事業（W：環境保全課） 主要幹線道路沿い16地点および一般環境地域4地点で騒音の調査を実施した。 また、主要幹線道路沿い10地点で振動の調査を行った。 （調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音調査 すべての時間区分で環境基準を達成したのは15地点、超過したのは1地点であった。 なお、全地点で要請限度を下回っていた。 ・一般環境騒音調査 全調査地点、全時間帯で環境基準を達成していた。 ・道路交通振動調査 全調査地点、全時間帯で要請限度を下回っていた。 <p>②ダイオキシン類等対策事業（W：環境保全課） 第1章第1節（1）②に同じ（P12）</p> <p>③有害化学物質対策事業（W：環境保全課） 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で、大気汚染の原因となる有害物質のうち、環境基準の定められている4物質について、市内2地点で汚染状況の調査を行った。 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質すべてで、環境基準を達成していた。</p> |
| <p>(2) 工場・事業場対策の充実等</p> <p>①生活環境保全事業（W：環境保全課） 公害関係法令等に基づき届出の審査、立入検査および指導を行い、規制基準の遵守を徹底させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査 14工場・事業場 ・騒音規制法に基づく届出 8件（設置・廃止・氏名変更等） ・振動規制法に基づく届出 4件（設置・廃止・氏名変更等） ・特定建設作業届出 <ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法に基づく届出 14件 振動規制法に基づく届出 13件 |

②道路工事の環境指導（建設総務課）

道路工事に関する許可証や承認証に、騒音、振動等に配慮するよう条件を付している。

- ・道路占用許可件数 2,274件
- ・自費工事施行承認件数 112件

(3)生活環境の保全対策の充実等

①生活環境保全事業（W：環境保全課）

騒音、振動、悪臭に関する苦情相談は合計で23件となっており、内訳は下記のとおりであった。

- ・騒音苦情 10件（建物の建築・解体現場での重機による作業音、事業所から発生する作業音）
- ・振動苦情 4件（騒音苦情と同じく建物の建築・解体現場での重機による）
- ・悪臭苦情 9件（飲食店からの調理臭、一般家庭生活における側溝等からの雑排水臭や畜産施設からの事業臭）

②環境配慮指針の普及・啓発（W：環境総務課、環境都市推進課）

一人ひとりを取り組める環境配慮について分かりやすく解説した「秋田市環境配慮指針（日常生活編）」や「eー市民ハンドブック」などの各種冊子・パンフレットを啓発イベント等を通じて市民に配布した。

環境配慮に関する情報紙「eー市民だより」を発行（隔月）し、啓発イベントでの配布、公民館やコミュニティセンター等の公共施設への掲示により、意識啓発を図った。

③開発行為の指導・許可（都市計画課）

開発許可に際し、開発工事中の環境保全対策等の条件を付した。

- ・平成22年度開発許可実績 18件

②市民の主な取組

- ◆ 家庭における騒音や振動（自動車、音響機器等）の防止に努めました。
- ◆ 家庭における悪臭の発生防止に努めました。
- ◆ 殺虫剤や除草剤などの使用を必要最小限に抑えました。

③事業者の主な取組

- ◆ 工場や事業所における騒音や振動の防止、悪臭防止対策に努めました。
- ◆ 工事に伴う騒音や振動の防止に努めました。
- ◆ 飲食店や店舗からの騒音・悪臭や夜間の光害の防止に努めました。
- ◆ 化学物質の適正な管理に努めました。
- ◆ 社用車両などの騒音や振動の防止に努めました。
- ◆ 周囲の環境に配慮した事業活動に努めました。

第 2 章 多様な自然をとつとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。

第 2 章 第 1 節 自然環境

1 自然環境の状況

【環境目標】

多様な自然を守り、ふれあいの場を充実します

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|--|----|
| 市域の緑地等（農用地、森林、原野、水面、河川、水路）の確保に努めます。 <平成17年(2005年)度=83.69%> → <平成22年(2010年)度=未設定> → <平成27年(2015年)度=未設定> | — |

(1) 数値目標の設定について

国土利用計画の改定後設定し、当面緑地等の面積の実績把握とします。

(2) 数値目標の達成状況等について

- ◆ 関連する統計数値が得られなかったため、評価できませんでした。
- ◆ 森林、草花、野生生物など「自然」や「緑」に対する社会的関心が高まりつつあります。
また、ブラックバス等のいわゆる移入種による被害が懸念されてきており、平成15年3月に制定した「秋田市自然環境保全条例」では、移入種の放逐等の禁止について規定しています。

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。

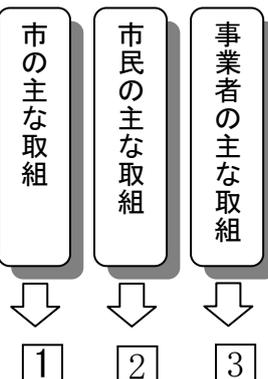
【環境目標】

多様な
自然を守り、
ふれあいの場を
充実します

【施策の方向】

多様で貴重な自然の保全

自然とのふれあいの場の創出



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

①市の主な取組

W印は再掲されているものです

取組の名称および平成22年度取組状況

(1)多様で貴重な自然の保全

①自然環境現況調査（環境都市推進課）

秋田市自然環境保全条例第3条に基づき、本市の自然環境保全行政の基礎資料とするを主な目的として、平成21年度から平成22年度にかけて、秋田県緊急雇用創出臨時対基金事業費補助金を活用し、河辺雄和地域における自然環境調査を実施した。

【調査期間】平成21年度（秋冬調査）平成21年9月1日～平成22年2月26日
平成22年度（春夏調査）平成22年4月1日～平成22年10月29日

【事業費】平成21年度事業費：28,058千円
平成22年度事業費：28,665千円 合計事業費：56,723千円

【平成22年度調査対象および確認種数】

- ・魚類 32種（うち重要種 10種）
- ・底生動物 176種（うち重要種 6種）
- ・植物 949種（うち重要種 63種）
- ・鳥類 68種（うち重要種 20種）
- ・両生類 13種（うち重要種 3種）
- ・爬虫類 6種（うち重要種 0種）
- ・哺乳類 16種（うち重要種 8種）

②緑のまちづくり活動支援基金による支援事業（W：公園課）

第2章第2節（1）⑤に同じ（P34）

なお、自然緑地整備事業（やすらぎの森整備事業）当該事業は、「緑のまちづくり活動支援基金」による支援事業に移行したため、平成20年度から廃止した。

③特別天然記念物カモシカ食害対策事業（文化振興室）

農業被害に対して防護網5,300m、忌避臭袋155セットを支給した。また、林業被害に対して忌避剤を0.68haに塗布した。

④命のつなぎ（種の保存）事業（W：大森山動物園）

動物園内の沼、塩曳潟（しおひきがた）に生息する絶滅危惧種ゼニタナゴについて、秋田淡水魚研究会の協力により、沼の生息状況調査などを計5回実施したほか、ゼニタナゴの保全のために作製した池の中で、約400尾の稚魚を孵化させ、元の沼に放流した。

また、同じ保全池の中でゼニタナゴが卵を産む貝の繁殖にも成功し、約200個の稚貝を確認した。

さらに、天敵のアメリカザリガニの駆除のために、地元企業の家族や地域の小学生の協力のもと、ゼニタナゴ保全イベントとしてザリガニ釣り大会を実施するなど、年間を通じて約2,000尾を駆除した。

(2) 自然とのふれあいの場の創出

①グリーン・ツーリズム推進対策事業（W：農業農村振興課）

- ・平成22年8月21日（土） まるごとJANGOでどん（大根）獲得ツアー
大根の種蒔きと農家の生活体験：参加者14名
- ・平成22年9月26日（日） 「田んぼのすまこ」稲刈り、はさ掛け作業
稲刈り、はさ掛け作業体験：参加者9名
- ・平成22年10月10日（日） 「田んぼのすまこ」脱穀、粃すり作業
脱穀、粃すり作業体験：参加者9名
- ・平成22年10月31日（日） まるごとJANGO体験ツアー（大根）獲得ツアー第2弾
大根の収穫と農家の生活体験：参加者27名

②太平山リゾート公園整備事業（公園課）

平成20年度で太平山リゾート公園整備事業を完了した。

③太平山自然学習センター運営事業（W：太平山自然学習センター）

小中学生の宿泊研修や自然体験活動等の主催事業を実施した。
（次ページの通り）

| | 事業名 | 主な内容 | 期日等 | 対象等 | 人数 |
|--------|--------------------|---|------------------|-----------------|--------|
| 学校教育利用 | 宿泊利用 | ○ 野外活動(テント設営、野外炊飯、オリエンテーリング、キャンプファイヤー、登山、スノーシュー体験、そり遊び) | 5/11 ～ | 80校 | 6,392人 |
| | 日帰り利用 | ○ 自然観察(動植物の観察、天体観測) ○ 創作活動(クラフトづくり) | 2/17 | 1校 | 31人 |
| 主催事業 | まんたらめ春のファミリーハイキング | ・ ハイキング ・ 妙見山軽登山 | 4/25 | 中学生以下の子どもとその保護者 | 18人 |
| | まんたらめ太平山前岳登山 | ・ 前岳登山 | 5/2 | 高校生以上一般 | 20人 |
| | まんたらめ夏のファミリーキャンプ | ・ テント設営体験 ・ 野外調理 | 7/25 | 中学生以下の子どもとその保護者 | 34人 |
| | まんたらめチャレンジキャンプ | ・ 前岳登山 ・ テント泊・野外炊飯 ・ ナイトハイキング ・ ハイキング・川遊び | 7/30 ～ 31 | 小学校5・6年生 | 10人 |
| | まんたらめサマーキャンプ | ・ ウォークラリー ・ テント泊 ・ 野外炊飯 ・ ナイトハイク | 8/10 ～ 11 | 中学生 | 11人 |
| | まんたらめちびっこキャンプ | ・ ハイキング ・ 軽登山 ・ ナイトハイク ・ きりたんぼづくり | 10/9 ～10 | 小学1・2年生 | 19人 |
| | まんたらめダッチオープン料理 | ・ ダッチオープン調理 | 10/31 | 高校生以上一般 | 24人 |
| | まんたらめ秋のファミリーキャンプ | ・ ハイキング(自然素材集め) ・ もの作り ・ 交流ゲーム | 11/13 ～ 14 | 中学生以下の子どもとその保護者 | 53人 |
| | まんたらめウインターキャンプ | ・ 雪遊び ・ そりづくり ・ スノーキャンドル ・ もちつき | 2/11 ～12 | 小学3・4年生 | 27人 |
| | まんたらめスノーシューでトレッキング | ・ スノートレッキング | 2/13 | 高校生以上一般 | 10人 |
| 一般利用 | 宿泊利用 | ○ 野外活動(テント設営、野外炊飯、オリエンテーリング、キャンプファイヤー、登山) | 4/8 ～ | 30団体 | 1,029人 |
| | 日帰り利用 | ○ 自然観察(同植物の観察、天体観測) ○ 創作活動(クラフトづくり) | 2/23 | 27団体 | 869人 |
| | その他 | 学校利用説明会、ボランティア等 | | | 214人 |

②市民の主な取組

- ◆ 自然観察会や自然保護活動の実施
 - ・日本野鳥の会秋田県支部による探鳥会の開催

- ◆ 自然観察会や自然保護活動への参加

市民団体の環境活動状況

| | | | |
|-------------|---|---------|-------------------|
| 名 称 | 大学病院前の水辺環境を守る会（愛称“ホータル会”） | 会 員 数 | 会員80名、賛助会員39名・事業所 |
| 活 動 分 野 | 身近な自然環境の回復・創出 | 活 動 地 域 | 秋田市柳田字糠塚地内 |
| 活 動 の 目 的 | 生活排水などにより汚れた水路を再生し、地域のオアシスとして、また、再びホタルが飛び交うような親水空間を蘇らせることを目的としている。 | | |
| 平成22年度の活動状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常総会（5/15） ・水路の保全（草刈り、清掃：4月、5月、10月、11月） このほか、見回り・標識点検・清掃をほぼ毎日実施 ・会報の発行（6月、12月） ・ホタルの勉強会・観察会（7/10） | | |

| | | | |
|-------------|--|---------|--------------|
| 名 称 | 日本野鳥の会秋田県支部 | 会 員 数 | 会員250名 |
| 活 動 分 野 | 野鳥の観察等 | 活 動 地 域 | 秋田市寺内鶴ノ木地内ほか |
| 活 動 の 目 的 | 高清水公園の野鳥の生態や環境を定期的に観察・調査することや市民等に身近な自然環境の大切さを教育および普及することで自然豊かな環境を守ることを目的としている。 | | |
| 平成22年度の活動状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・探鳥会（高清水公園）毎月第1日曜日 ・探鳥会（千秋公園）毎月第3日曜日 ・探鳥会（由利本荘市：大堤）毎月最終日曜日 ・定期刊行物について 「探鳥あきた」を年3回発行 「群雀」を年10回発行 「支部連絡報」を年6回発行 ・通常総会（4/11） ・役員会（5月・11月） ・十和田湖畔野鳥観察会 4／4～25 ・秋田の野鳥写真展 5/1～16 (NHK秋田放送局) ・秋田市仁別探鳥会 10/10 ・秋田のバードウィーク展 11/6～7（アトリオン） ・由利海岸冬鳥観察会 2/13 ・八郎潟干拓探鳥会 2/27 | | |

| | | | |
|-----------|---|---------|-----------|
| 名 称 | 秋田森の会・風のハーモニー | 会 員 数 | 約300名 |
| 活 動 分 野 | 身近な自然環境の回復・創出 | 活 動 地 域 | 秋田市下浜羽川地内 |
| 活 動 の 目 的 | 「森林と健康」を基本テーマとし、子供たちから高齢者まで幅広い世代が「健康の森」に集い、森に遊び、森に学びながら、心と体の健康、森の健康について考え、森と人との共生を目指して活動を行っている。 | | |

| | |
|--------------------|---|
| 平成22年度の 活 動 状 況 | <ul style="list-style-type: none"> ・総会および早春の集い（4/29）150人参加 ・森の保育園開催（4月～3月 計80回、延べ2,000人参加） ・炭焼き体験イベント（2/11～12 30人参加） ・会報の発行（10月、2月） ・20周年記念事業（9/3～5） |
|--------------------|---|

③ 事業者の主な取組

- ◆ 自然環境の保全に配慮した事業活動に努めました。
- ◆ 工場や事業所敷地の緑化や緑の保全に取り組みました。

第2章 第2節 身近な自然

1 身近な自然の状況

【環境目標】

身近な緑と水に親しみ、雪と向き合いともにくらすまちづくりを進めます

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|--|----|
| ①都市公園面積の増加をめざします。 ＜平成17年(2005年)度=15.73㎡/人＞ → ＜未設定＞ | — |
| ②市街化区域内における幹線市道の街路樹整備率を維持します。 ＜平成17年(2005年)度=ほぼ100%＞ → ＜平成27年(2015年)度=100%＞ | ◎ |

(1) 数値目標の設定について

身近な自然を表す指標を2種類設定しています。①については、平成23年2月に改定された「秋田市都市緑化推進計画」に基づき、今後、設定することとしています。

2) 数値目標の達成状況等について

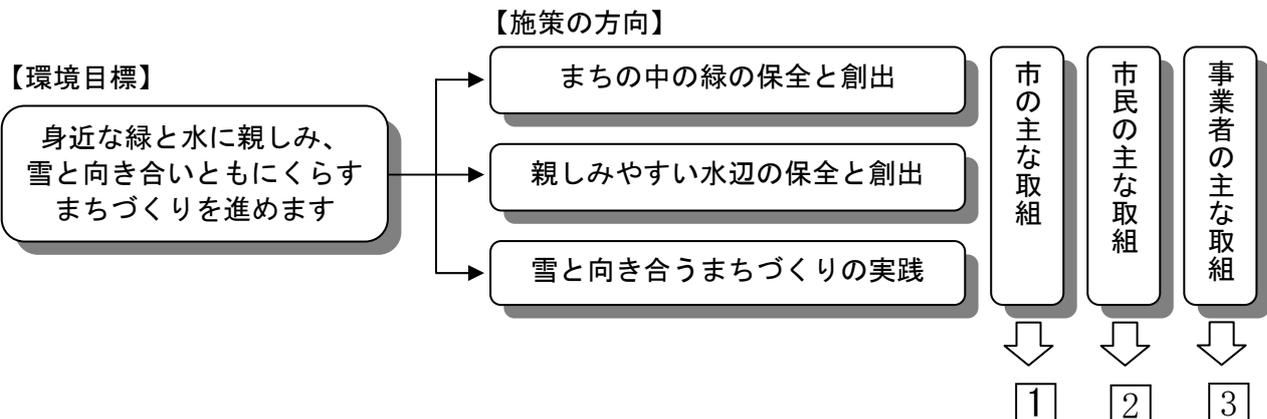
② 市街化区域内における幹線市道の街路樹整備率100%を維持しました。

【参考】 ※「秋田市緑の基本計画」中の「緑地の整備目標総括表」より

| 区 分 | 平成19年度 | 中間目標(H29年) | 将来目標 |
|-------------------|-----------|------------|-----------|
| 市街化区域の緑の目標値 (%) | 22.98 | 23.89 | 30.11 |
| 目標緑地総計面積 (ha) | 1,762.10 | 1,831.48 | 2,433.99 |
| 将来市街化区域面積 (ha) | 7,667 | 7,657 | 8,085 |
| 都市計画区域の緑の目標数値 (%) | 52.96 | 53.13 | 55.67 |
| 目標緑地総計面積 (ha) | 21,946.28 | 22,015.66 | 23,069.37 |
| 将来都市計画区域面積 (ha) | 41,437 | 41,437 | 41,437 |

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

①市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 |
|--|
| (1) まちの中の緑の保全と創出 |
| <p>①道路緑化整備事業（W：道路維持課） 第1章第1節(3)⑦に同じ（P14）</p> |
| <p>②都市景観形成事業（都市計画課） 景観計画区域内における行為の届出（大規模行為） 届出総件数 131 件に対し、審査および指導を行い、その全てに対し景観形成基準に適合する旨の判断をしている。</p> |
| <p>③都市公園整備事業（W：公園課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千秋公園で歴史的趣が色濃く残る「歴史ゾーン」の本丸の整備を行った。 ・外堀ポケットパークの実施設計と一部整備を行った。 <p>進捗率（事業費ベース）72.9%</p> |
| <p>④緑化重点地区整備事業（公園課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新屋駅周辺地区内の2公園を整備した。 <p>進捗率（事業費ベース）23.8%</p> |
| <p>⑤緑のまちづくり活動支援基金による支援事業（W：公園課）</p> <p>身近な緑と花いっぱい活動部門（ソフト部門） 花壇の花植、シンボルとなる植樹などまちなかの身近の緑や花を増やす活動に助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花苗、生垣のための支援コース（上限額2万円） 助成実績：139団体、5個人 ・花と緑いっぱい活動支援コース（上限額5万円） 助成実績：10団体 ・保存樹支援コース 助成実績：1件 <p>助成額計 2,646千円</p> <p>みんなでつくる身近な緑の拠点部門（ハード部門） まちなかの生垣、花壇づくり、身近な広場や住宅地のオープンガーデン等、地域に公開された緑や広場、散策路づくりの活動を助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に安全と潤いを提供する緑の拠点作りコース（上限額10万円） 助成実績：3個人 ・地域に身近な緑の拠点づくりコース（上限額500万円） 助成実績：2件 <p>助成額計 2,601千円</p> <p>なお、花のあるまちづくり事業は、「緑のまちづくり活動支援基金」による支援事業に移行したため、平成21年度から廃止した。</p> |
| <p>⑥保存樹管理事業（公園課）</p> <p>所有者の理解と協力を得ながら保存樹の保全に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理状況 剪定、枯枝・枯木処理：1箇所 ・維持管理委託 保存樹診断事務委託：5本（1箇所） |
| <p>⑦緑のまちづくり活動支援基金による支援事業（W：公園課） 第2章第2節(1)⑤に同じ（P34） なお、緑化普及事業は、「緑のまちづくり活動支援基金」による支援事業に移行したため、平成21年度から廃止した。</p> |
| <p>⑧各種建設・改築事業（関係課所室：W） 特記事項なし</p> |

(2) 親しみやすい水辺の保全と創出

①内水面資源維持対策事業（農業農村振興課）

| 事業主体 | 補助事業 | | 市放流 | |
|-------------------------------------|----------------|----------|----------|---------|
| | 魚種 | 放流数 | 魚種 | 放流数 |
| 岩見川漁業協同組合 (事業実施期間 6.6～6.27) | アユ(6/6、13) | 157,500尾 | サケ(4/18) | 34,000尾 |
| | ヤマメ(6/6、13、20) | 140,000尾 | アユ(5/23) | 1,000尾 |
| | イワナ(6/27) | 20,000尾 | ヤマメ(6/8) | 2,800尾 |
| 仙北西部漁業協同組合 (事業実施期間 6.4～10.13) | アユ(6/4) | 30,000尾 | | |
| | ヤマメ(6/17) | 5,000尾 | | |
| | イワナ(6/17) | 5,000尾 | | |
| | コイ(10/13) | 8,000尾 | | |

②河川改修事業〔普通河川古川〕（道路建設課）

普通河川古川の牛島工区において、繰越明許した築堤護岸工延長39mが完了し、また、地質調査業務委託、設計業務委託、建物等調査（事後）業務委託などを実施した。

③河川環境整備事業〔準用河川宝川など〕（道路建設課）

普通河川古川と準用河川宝川および準用河川繫沢川について、土砂堆積による河道閉塞部の浚渫355mを実施した。

④橋りょう整備（道路建設課）

本田橋において、旧橋撤去を実施した。

(3) 雪と向き合うまちづくりの実践

①除排雪対策事業（道路維持課）

道路の除排雪に備えるため、平成22年11月15日から翌年の3月31日までの期間に「秋田市道路除排雪対策本部」を建設部道路維持課内に設置し、円滑な道路交通の確保に努めた。

②雪みち計画（歩道無散水消融雪施設の設置）（道路維持課）

秋田環状1号線の歩道消融雪設備工事L=170mを予定していたが、支障となるガス、水道の移設に不測の日数を要したことから、年度内の工事完成が困難となった。

③冬みち安全安心対策除雪強化事業（道路維持課）

耐用年数を超え老朽化した小型ロータリー1台の払い下げ要望を秋田県に提出していたが、該当とならなかった。

④市民向け除排雪支援制度の充実（道路維持課）

- ・小型除雪機械を11町内に貸し出し、地域の除排雪作業を支援した。
- ・ダンプトラックを3町内に貸し出し、地域の除排雪作業を支援した。

⑤公共交通の確保（交通政策課）

地方バス路線維持対策事業

生活バス路線の維持のため、運行維持が困難な赤字バス路線への補助を行った。

バス交通総合改善事業

郊外部における不採算バス路線の廃止代替交通を運行するとともに、路線廃止の申し出が出されている郊外部の代替交通の運行形態等について、協議・検討した。

- ・秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線の運行を継続
- ・秋田市マイタウン・バス東部線の運行を開始（平成22年4月）
- ・外旭川笹岡地区における代替交通の運行内容の協議・検討

② 市民の主な取組

- ◆ 町内の緑化、美化に努めました。
- ◆ 地域の緑化活動や水辺を守る取組へ参加・協力しました。
- ◆ 周囲に配慮した雪かきと地域の除排雪活動への協力に努めました。
- ◆ 冬期における道路交通やバス交通を確保するため、マイカーでの外出の自粛に努めました。

③ 事業者の主な取組

- ◆ 景観や騒音防止の機能を考慮した植栽など、工場や事業場の緑化に努めました。
- ◆ 地域の緑化活動や水辺を守る取組や清掃活動などへの参加と協力に努めました。
- ◆ 除雪作業を行うにあたり、周囲へ配慮するとともに地域の除排雪活動への協力に努めました。
- ◆ 冬期における従業員のマイカー出勤の自粛に努めました。

第2章 第3節 自然の公益的機能

1 自然の公益的機能の状況

【環境目標】

自然の恵みを持続的に得られる環境づくりを進めます

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|---|----|
| ①市面積に占める森林面積を一定の割合以上確保します。 <平成17年(2005年)度=68.3%> → <平成22年(2010年)度=68.0%以上> → <平成27年(2015年)度=67.8%以上> | ◎ |
| ②市面積に占める農業振興地域内の農用地積を一定の割合以上確保します。 <平成17年(2005年)度=10.67%> → <平成22年(2010年)度=10.66%以上> → <平成27年(2015年)度=10.65%以上> | △ |
| ③海については、海と市民がふれあえる水辺の整備に努め、レクリエーション機能の向上を図ります。<未設定> | — |

(1) 数値目標の設定について

本市の土地利用の基本的事項を定めた関連計画(※)との整合を図りつつ、既存計画の目標値を確保した上で更なる緑の確保ができるよう目標値を設定しています。引き続き他の環境指標についても検討していく必要があります。

(2) 数値目標の達成状況等について

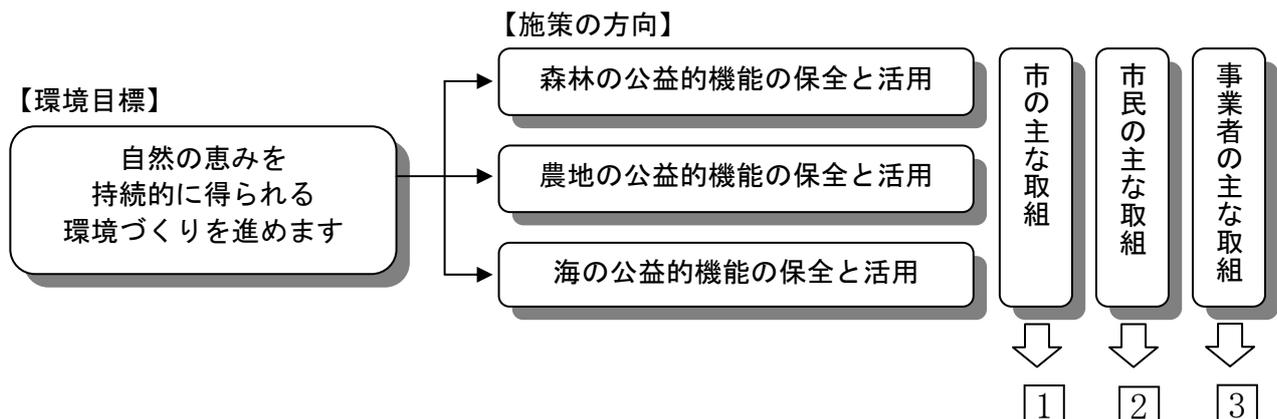
- ◆ 市面積に占める森林面積割合については、目標値の維持達成がなされています。(22年度：68.1%)
- ◆ 農業振興地域内の農用地積割合については、平成22年度の目標値を10.66%以上に設定していたが、実績では0.01%及ばなかった。(22年度：10.65%)しかし、今後、基盤整備事業等が予定されており、目標年度(平成27年度)での達成は可能であると考えている。

【参考】関連計画(※)

- ・秋田市緑の基本計画(平成20年3月策定、都市緑地保全法)
- ・秋田市国土利用計画(平成23年3月策定、国土利用計画法)

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

①市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 | |
|---------------------------|--|
| (1) 森林の公益的機能の保全と活用 | |
| ①地域防災計画策定事業 (W: 防災安全対策課) | 地域防災計画の本編、資料編および防災カルテを市ホームページ等で公開し、周知に努めた。 |
| ②民有林振興対策事業 (農地森林整備課) | 民有林の保育作業等に対する支援のため、「民有林振興対策事業」として森林所有者の確実な森林施業実施のための10地区の地域活動10,599haに対し交付金を交付したほか、民有林177箇所290.24haに対し間伐経費の一部を助成し、一層の間伐促進を図った。 |
| ③市有林経営 (農地森林整備課) | 「市有林経営」として施業計画に基づき、除伐7.99ha、枝打2.49ha、間伐156.46haの保育事業を実施し、森林資源の質的向上を図った。 |
| ④県単局所防災事業 (W: 農地森林整備課) | 山地災害を防止するため、「県単局所防災事業」として雄和碓田字梵天野地内において、法枠工A=308.8㎡を実施した。 |
| ⑤森林病虫害等防除事業 (農地森林整備課) | 森林資源としての松林を保全し、市民の生活環境を保全するため、「森林病虫害等防除事業」として市内全域にわたり、松くい虫被害木の伐採処理を1,579.54㎡(3,057本)実施したほか、松くい虫被害拡大防止策として、地上薬剤散布を4.99ha、樹幹注入として対象木77本に450本の薬剤の注入作業を実施した。 |
| ⑥ヤマビル被害防止総合対策事業 (農地森林整備課) | 森林および住宅周辺の生活環境保全のため、「ヤマビル被害防止総合対策事業」として、ヤマビルの生息地区の4町内に対し、駆除用の薬剤を交付した。 |
| ⑦林道改良事業・林道舗装事業 (農地森林整備課) | 林道等の林業生産基盤の整備として、下浜羽川地区にある、林道「青長根桧沢線」の舗装工L=265m、W=5.0mを実施した。また、雄和相川地区にある林道「小杉前線」の用地買収等一式を行った。 |
| ⑧里地里山活用事業 (W: 農地森林整備課) | 平成22年度においては、水と緑の森づくり事業の「植樹・育樹ふれあい支援事業」との共催によりイベントを実施し、意識の醸成を図った。 |
| ⑨市民の森造成事業 (農地森林整備課) | 平成19年度で「市民の森造成事業」が完了したため、浜田森林総合公園と一体で管理を実施している。 |
| (2) 農地の公益的機能の保全と活用 | |
| ①地域防災計画策定事業 (W: 防災安全対策課) | 第2章第3節(1)①に同じ (P37) |

②スーパー農園整備事業（農業農村振興課）

・ 椿台スーパー農園

| | |
|---------------------|------------------|
| 平成 22 年 4 月 17 日（土） | 農園使用開始 |
| 平成 22 年 7 月 27 日（火） | 栽培講習会および農園一斉清掃 |
| 平成 22 年 10 月 9 日（土） | スーパー農園農産物展示会 |
| 平成 22 年 12 月 4 日（土） | 農園クラブ総会および農園一斉清掃 |

・ 仁井田スーパー農園

| | |
|---------------------|----------------|
| 平成 22 年 4 月 17 日（土） | 農園使用開始 |
| 平成 22 年 7 月 28 日（水） | 菜の花栽培開始 |
| 平成 22 年 8 月 3 日（火） | 栽培講習会および農園一斉清掃 |
| 平成 22 年 12 月 4 日（土） | スーパー農園農産物展示会 |

③グリーン・ツーリズム推進対策事業（W：農業農村振興課）

第 2 章第 1 節（2）①に同じ（P29）

④中山間地域等振興対策事業（農業農村振興課）

協定締結集落 3 地区に交付金を交付した。

| | |
|-------|----------------------|
| 金足浦山 | 150,124円（A= 23,457㎡） |
| 雄和碓田 | 491,609円（A= 76,814㎡） |
| 雄和萱ヶ沢 | 798,636円（A=124,787㎡） |

⑤農道整備事業・農道舗装事業（農地森林整備課）

農業生産性の向上と生活環境の改善による定住条件の整備を図るため、下記の地区において、農道舗装を実施した。

| | | |
|----------|--------|--------|
| 豊岩豊巻地区 | L= 90m | W=4.0m |
| 上北手荒巻地区 | L= 90m | W=2.0m |
| 上北手大山田地区 | L= 70m | W=2.5m |
| 雄和芝野地区 | L=100m | W=4.0m |

⑥市単独土地改良事業補助金（農地森林整備課）

水路改修（金足岩瀬地区ほか 10 地区 延べ L=641m）
揚水機 1 基（上北手猿田地区）

⑦県営土地改良施設等整備事業負担金（農地森林整備課）

ほ場整備

| | | |
|-----------|------|----------|
| ・ 河辺赤平地区 | 暗渠工 | A=23.4ha |
| ・ 雄和銅屋地区 | 暗渠工 | A=51.9ha |
| ・ 雄和左手子地区 | 暗渠工 | A=13.0ha |
| ・ 雄和平沢地区 | 調査計画 | 一式 |

ため池等整備

| | | |
|--------------|------|----------|
| ・ 仁井田堰 2 期地区 | 水路工 | L=2,874m |
| ・ 金足片田地区 | 洪水吐工 | 一式 |
| ・ 雄和釜ヶ沢地区 | 洪水吐工 | 一式 |
| ・ 雄和芝野地区 | 実施設計 | 一式 |
| ・ 河辺寺田地区 | 調査計画 | 一式 |

基幹水利ストックマネジメント

| | | |
|----------|------|----|
| 仁井田地区 | 実施設計 | 一式 |
| 仁井田十八堰地区 | 実施設計 | 一式 |

⑧かんがい排水事業・かんがい排水事業補助金（農地森林整備課）

農業用水路やため池、頭首工、揚水機等の農業用施設の整備により、用水の安定的確保、排水不良の解消を図るため、下記の地区において事業を実施した。

- ・ 基盤整備促進事業（農業用排水施設型）
太平野田地区 用水路工 L=1,247m

⑨県単局所防災事業（W：農地森林整備課）

第2章第3節（1）④に同じ（P37）

（3）海の公益的機能の保全と活用

①大気・水質等環境保全事業（W：環境保全課）

地先海域と海水浴場の水質調査を行った。

- ・ 秋田市地先海域および秋田港7地点

結果：人の健康の保護に関する項目および生活環境の保全に関する項目（延べ936項目では、全調査地点で環境基準を達成していた。

- ・ 3海水浴場（下浜、桂浜、浜田）のそれぞれ2地点

結果：開設前、開設中の調査ともに、すべての地点で「水質が良好な水浴場」と判定される水質AA、または水質Aであった。

②不法投棄対策事業（W：廃棄物対策課）

- ・ 林道や測道を中心に5台の移動式監視カメラを設置した。（延べ14箇所に設置）

- ・ 委託・職員・不法投棄監視員によるパトロールを実施した。

委託によるパトロール 230日（早朝20日、夜間32日、日中178日）

職員によるパトロール 239日（早朝12日、夜間12日、日中215日）

不法投棄監視員によるパトロール 随時

- ・ 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」では、のぼり旗やポスターを掲示したほか合同パトロールを実施した。

国土交通省秋田河川工事事務所との合同パトロールの実施（6/2）

不法投棄監視員との合同パトロールの実施（5/31～6/4）

- ・ 国、県の関係機関との連絡会を開催した。

不法投棄未然防止対策連絡会の開催（6/4）

- ・ 「不法投棄ゼロモデル地区事業」を2地区拡大し実施した。

実施地区【下浜名ヶ沢、雄和女米木、河辺戸島、雄和平尾島】

- ・ 広報あきたを活用した啓発を行った。

4/2号から3/18号まで13回掲載

③定期フェリー便需要拡大推進（W：港湾貿易振興課）

- ・ 部会の開催

平成22年4月26日（秋田地方総合庁舎4階第2会議室） 委員8名出席

- ・ 利用促進事業

フェリーPR活動

北航路PRイベントの開催、秋田港海の祭典参加、北東北三県合同名古屋事務所観光PRイベント参加、南航路PRイベントの開催、

利用者に対する情報・サービス提供

運賃割引、下船客への朝食割引、PR用リーフレット（3,000部）作成・配布

需要の掘り起こし

北東北三県合同教育旅行情報交換会参加、秋田県大阪事務所との意見交換、鶏糞輸送可能性調査、あきたリッチセミナーin OSAKA参加

- ・ 宣伝活動事業

PRイベント、キャンペーン事業について、報道機関への情報提供、ホームページへの掲載、フェリー秋田航路のPRリーフレットの配布

② 市民の主な取組

- ◆ 自然体験やクリーンアップ等に参加しました。

③ 事業者の主な取組

- ◆ 自然の公益的機能の保全に配慮した事業活動に努めました。
- ◆ 環境保全型の農業や林業の推進に努めました。
- ◆ 農業系廃棄物や林業系廃棄物の有効利用と適正処理に努めました。
- ◆ 農地や森林などの有効活用に努めました

第2章 第4節 歴史的・文化的環境

1 歴史的・文化的環境の状況

【環境目標】

先人の遺産と知恵を活かし、豊かな心をはぐくみます

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|---|----|
| ①市民が歴史的・文化的環境に触れ合う機会の向上を目指します。 <平成17年(2005年)度=665,625人> → <平成22年(2010年)度=700,000人> | × |

(1) 施策の方向

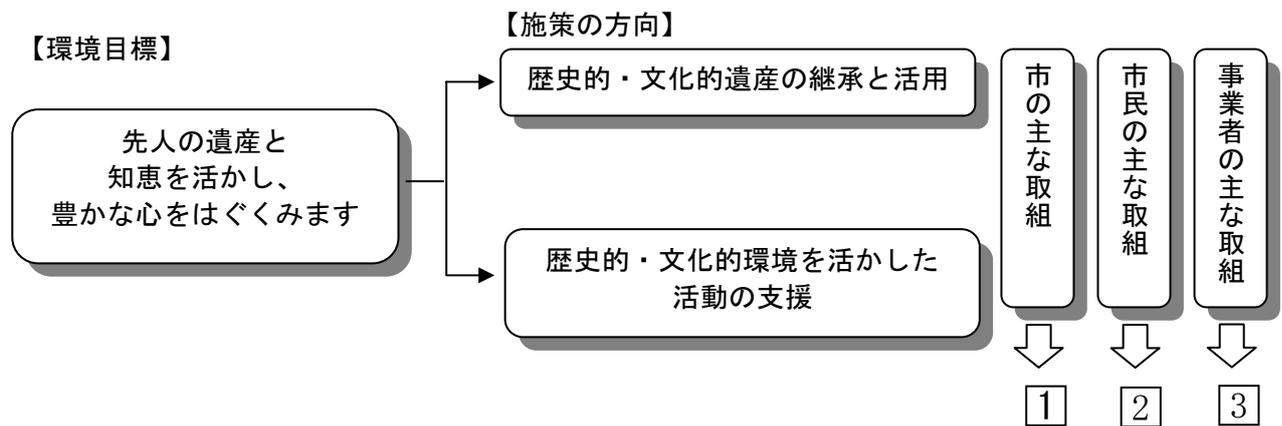
- ◆ 本市の貴重な歴史的・文化的遺産や祭り、伝統行事などを次世代に引き継ぐとともに、先人の遺産と知恵を活かしながら、秋田市ならではの新しい文化の創造を支援します。

(2) 数値目標の達成状況等について

- ◆ 前年度に比べ、103,625人減少しています。
 平成22年(2010年)度 523,783人

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

①市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 | |
|--|--|
| (1)歴史的・文化的遺産の継承と活用 | |
| ①都市公園整備事業 (W:公園課) 第2章第2節(1)③に同じ (P34) | |
| ②地蔵田遺跡環境整備事業 (文化振興室) 市民ボランティアと協力して史跡の整備を行ったほか、市民参加による体験イベントや学習講座等を行い、郷土学習に活用した。 | |
| ・整備 | 3号竪穴住居屋根差し茅補修 平成22年5月26日～6月2日 木柵一部更新 平成22年6月30日～7月3日 4号竪穴住居暗渠排水設置 平成22年7月6日～7月13日 |
| ・体験イベント | 弥生体験講座(差し茅・火おこし体験) 平成22年5月29日 弥生体験講座(石斧伐採・木柵復元体験) 平成22年7月3日 弥生体験講座(土器づくり体験) 平成22年7月10日 弥生体験講座(土器野焼き体験) 平成22年8月21日 弥生っこ村宿泊体験 平成22年7月31日～8月1日 弥生っこ村まつり 平成22年10月9日 |
| ・学習講座等 | ボランティアガイド養成講座(実地研修) 平成22年4月17日 弥生っこ村学習講座 平成22年6月12日 ボランティアガイド養成講座 平成23年2月12日、19日 |
| ②史跡秋田城跡環境整備事業 (秋田城跡調査事務所) | |
| ・史跡秋田城跡環境整備工事 | 秋田城跡の中心施設である政庁域と、平成20年度に完成した水洗厠舎を含む鶴ノ木地区および外郭東門地区との一体化を図り、市民の郷土学習の場、憩いの場として提供しながら地域資源として活用を図るため、政庁域から収蔵庫までの大路の復元整備を開始した。また、水洗厠舎南側の未整備地区についても地形復元整備を行った。 大路表示 W=13.5m(側溝含む)、L=33.0m 厠舎南地区 山砂盛土、野芝張芝 |
| ・発掘調査 | 第96次調査を実施し、焼山地区南西部において材木塚で区画された施設を確認した。 調査面積678㎡。 第97次調査を実施し、大小路地区中央部において城外南大路を確認した。 調査面積92㎡。 |
| ・活用事業 | 市民を対象に学習講座、史跡探訪会(史跡内の植物観察)、発掘調査現地説明会、秋田城跡パネル展(2回)を開催した。前年度に政庁域の復元を行ったことから、パンフレットを作成、配布した。また、小学5・6年生を対象とした発掘体験教室を開催したほか、地域住民と協同で活用イベントとして東門ふれあいデーを実施したほか、近隣の小学校で出前授業を実施した。 |
| ・土地公有化事業 | 土地買い上げ予定面積390,221㎡(昭和41年～平成88年)のうち、平成22年度は998.03㎡を買い上げ、進捗率が70.36%となった。 |
| ④秋田城跡史跡公園管理事業 (秋田城跡調査事務所) | |
| ・史跡公園・公有化土地草刈り | :約20ha(整備地3回、公有地2回) |
| ・危険樹木伐採 | :10本、松枯れ防除:9本 |
| ・外郭東門外灯、階段(4段)修繕 | |
| ・公衆・東門見学者トイレ清掃 | :2棟(2回/週) |

⑤歴史資料館建設事業（秋田城跡調査事務所）

第11次秋田市総合計画に基づき、その規模や機能について、建設に向けた検討を行った。

⑥文化財保護活用推進事業（文化振興室）

- ・歴史の道活用事業として、文化財イラストマップを活用した文化財まちあるきを実施した。
期日：5月22日（土） 参加者数：22名
- ・文化財保護強調週間（11月1日～7日）に指定文化財巡りを実施した。
期日：11月5日（金） 参加者数：7名
- ・文化財防火デー（1月26日）に防火訓練等を実施した。
期日：1月26日（水）
参加施設・文化財：天徳寺、嵯峨家住宅、旧黒澤家住宅、旧秋田銀行本店本館、地蔵田遺跡、秋田城跡調査事務所、如斯亭庭園、新波神社、ひろ建築工房事務所
河辺農林漁業資料館、雄和ふるさとセンター

⑦赤れんが郷土館、民俗芸能伝承館（赤れんが郷土館）

赤れんが郷土館

- ・企画展・常設展の開催
「秋田の文人100人資料展」などの企画展を前期展・後期展を含めて6回開催し、郷土の歴史や民俗、美術工芸などについて紹介した。
勝平記念館で5回、関谷記念室で2回の展示替えを行い、郷土が生んだ先人とその作品について紹介した。
国の重要文化財「旧秋田銀行本店本館(赤れんが館)」の資料と秋田の伝統工芸品を紹介した。
- ・教育普及事業
各展覧会や展示資料、郷土についてより理解を深めるための講座を9講座12回開催したほか、赤れんが館コンサートを開催した。
- ・資料調査収集事業
郷土の歴史文化に関する資料の充実を図り、市民に知識と情報を提供するため、資料の受託を受けた。

民俗芸能伝承館

- ・常設展の開催
国の重要無形民俗文化財である秋田の竿燈をはじめとした郷土の民俗行事・芸能に関する資料や、市の有形文化財である旧金子家住宅を紹介した。
- ・教育普及事業
秋田万歳講座などの講座を4講座20回開催したほか、市内の民俗芸能の保存と啓発、伝承を目的に民俗芸能合同発表会を開催した。
- ・資料調査事業
来館者の理解を深めるため「民俗芸能・行事解説シート」を作成し、館内に設置した。

⑧佐竹史料館（佐竹史料館）

- ・企画展（年4回）
- ・常設展（年2回）
- ・学習講座（7講座、12日間）
- ・黒澤家日記解読事業（天保7年資料集（十二）を解読刊行する）
- ・子供向け事業（7月31日）
- ・館蔵資料の修復および資料調査収集事業（寄贈3件、寄託4件、購入：佐竹義隆書状）

⑨千秋美術館（千秋美術館）

- 通年 岡田謙三記念館の常設展示を行った。（3回展示替）
- 4/16 コレクション展「風の音・土の匂いー木村伊兵衛・岩田幸助・大野源二郎がとらえた秋田の四季ー」を開催した。（6月20日まで）
- 5/14 秋田美術鑑賞協会役員会、総会および講演会を開催した。
- 7/16 企画展「魯山人の宇宙」を開催した。（9月1日まで）
- 7/17 講演会「魯山人と日動画廊」を開催した。
- 8/7 大人の夏休みワークショップ「写真事始～ピンホールカメラを楽しむ～」を開催した。
- 8/10 夏休み・子どもワークショップ「粘土でつくる！カワル★ランプ」を開催した。
- 8/22 企画展「魯山人の宇宙」スペシャルギャラリー・トークを開催した。
- 9/6 図録フェアを開催した。（10月11日まで）
- 9/10 コレクション展「ドラマティック・ジャパシー浮世絵・錦絵を楽しむー」、「秋田蘭画を中心に」を開催した。（10月11日まで）
- 10/6 平成22年度秋田市立千秋美術館協議会美術作品等評価審査委員会を開催した。
- 10/23 企画展「ストラスブール美術館所蔵 語りかける風景」を開催した。（11月28日まで）
- 11/6 特別講座「印象派が描いた自然＜風景＞から＜感覚＞へ」を開催した。
- 11/19 岡田謙三記念館特集展示「岡田謙三と秋田の洋画家＜佐々木健治＞」を開催した。（3月13日まで）
- 12/2 図録フェアを開催した。（2月2日まで）
- 1/4 コレクション展「絵画・書にみる 詩と物語の世界」を開催した。（2月2日まで）
- 2/11 特別企画展「赤塚不二夫展～ギャクで駆け抜けた72年～」を開催した。（3月27日まで）
- 2/20 ワークショップ「ひみつのアッコちゃん風デコミラーづくり」を開催した。
- 2/24 平成22年度秋田市立千秋美術館協議会を開催した。
- 3/6 赤塚不二夫展・漫画家トークイベントを開催した。
- 3/26 ワークショップ「デッサン講習会」を開催した。

⑩歴史的文化的環境を活かした活動の支援（生涯学習室）

公民館や市民サービスセンター、図書館等では、各種学級や写真展示・資料展示などで、郷土の歴史や文化を自主的に学び、地元や秋田県内に伝わる郷土芸能伝承活動に取り組んだ。

- ・公民館等（7公民館、整備市民センター） 12件、参加延べ人数：1,435人
- ・図書館（4館 1分館） 22件、講座等、写真展・資料展示

⑪藤倉水源地（上下水道局総務課）

特記事項なし

⑫竿燈まつり振興事業（観光物産課）

竿燈まつり実行委員会に対して、まつりの実施に係る安全対策および環境衛生対策事業に対する補助支援を行ったほか、会場内のゴミ処理について、交通規制案内図に持ち帰りなどの標語を掲載し、観光客等に対する啓発を行った。

⑬桜・つつじまつり事業（観光物産課）

千秋公園の桜、つつじまつり事業に係る環境衛生対策を、(財)秋田観光コンベンション協会に委託したほか、高清水公園・太平川の各桜まつり(観桜会)事業に対して補助した。

⑭桜・つつじまつり事業（西部市民サービスセンター）

あらやさくら公園さくらまつり（観桜会）事業に対して補助した。

⑮土崎まつり支援（観光物産課）

土崎港まつり実行委員会に対して開催事業費を補助した。

(2) 歴史的・文化的環境を活かした活動の支援

①秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援（秋田市民交流プラザ管理室）

- ・アドバイザー相談件数：377件
- ・サロン来訪団体数：466団体
- ・ヨルカイギ（まちづくり等をテーマに7回開催）：147人参加
- ・市民活動支援連続講座（自分の働きをいかすためのワークショップ等2回開催）：44人参加
- ・市民活動フェスタ（市民活動団体ブース展示等）：2,500人参加
- ・市民活動なんでも講座（情報発信、場づくりをテーマに3回開催）：103人参加
- ・もちよりカフェ（お茶を飲みながら情報交換等3回開催）：18人参加
- ・親子講座（福祉（バリアフリー）等をテーマに2回開催）：77人参加

②文化施設等の事業や活動（文化振興室）

- ・千秋美術館 入館者数 26,458人
企画展3回と常設展を開催、ワークショップや講座等の教育普及事業を行った。
- ・赤れんが郷土館 入館者数 18,094人
企画展4回と常設展の開催、赤れんが館コンサート等の教育普及事業を行った。
- ・民俗芸能伝承館・旧金子家住宅 入館者数 33,926人
施設利用者数 14,946人
常設展示と秋田市民俗芸能合同発表会等の教育普及事業を行った。
- ・佐竹史料館・久保田城御隅櫓・旧黒澤家住宅 入館者数 38,786人
企画展4回と常設展の開催、佐竹史料館学習講座等の教育普及事業を行った。
- ・河辺農林漁業資料館 入館者数 308人
常設展示と特別コーナー展示を行った。
- ・文化会館 入館者数 353,679人
自主事業として劇団四季「こころの劇場」と宝くじ文化公演「Gospel in Christmas ヘヴンリィ・クワイヤー ジャパンツアー2010」等を行った。

③文化振興基金事業（文化振興室）

- ・第27回秋田市文化選奨
芸術・学術分野において前年度優れた作品・成果を発表し、本市文化の振興に寄与した個人・団体を表彰した。
受賞者（写真）佐藤 正 写真集「ふるさとの祭り 童っこ」
（美術）船木 昭子 洋画「風のスクリーン」
（邦楽）田中 郷子 「第2回 伝統を継ぐ 田中郷子邦楽演奏会～宮城道雄の音楽より～」
表彰式 平成22年7月27日
場 所 秋田ビューホテル
- ・秋田市文化振興助成事業
本市文化の向上に寄与すると認められる市民の自主的な文化活動に対し、事業費の一部を助成した。
文化振興一般助成事業
～ハンガリーの優れたピアノ教育を分かり易く解説～ピアノの学び方・教え方
トリオ・リサイタル
おんぷの会設立5周年記念 クリスマスコンサート 親子で聴く楽しい音楽会
文化振興ヤングクリエイター助成事業
第3回伝統を継ぐ 田中郷子邦楽演奏会～四人の作曲家による邦楽の世界～
第三回「花柳仲登嗣と若芽の会」
櫻庭優佳ソプラノリサイタル ～Songs My Beloved わたしの愛しい歌～

④公民館や図書館等の事業や活動（社会教育施設）

各公民館や市民サービスセンター、図書館等では、各種学級や写真展示・資料展示などで、郷土の歴史や文化を自主的に学び、地元や秋田県内に伝わる郷土芸能伝承活動に取り組んだ。

- ・公民館等（7公民館、西部市民サービスセンター）12件：参加延べ人数1,435人
- ・図書館（4館、1分館）22件（講座等、写真展・資料展示）

②市民の主な取組

- ◆ 郷土の歴史や文化について、様々な機会を捉え、自主的に学び合いました。
- ◆ 郷土のお祭りなど、郷土芸能の伝承に努めました。
- ◆ 朗読ボランティアなどに参加しました。

③事業者の主な取組

- ◆ 事業活動として、年中行事や伝統芸能、歴史的な街並みや建物の保存に努めました。
- ◆ 事業活動に際し、地域の景観への配慮に努めました。
- ◆ 地域文化の振興をサポートしました。

第 3 章 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします

第 3 章 第 1 節 廃棄物

1 廃棄物の状況

【環境目標】

循環型都市を目指し、廃棄物等の発生抑制や
リサイクルの推進、適正処理を進めます

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|---|----|
| ① 市民一人あたりの家庭系ごみ（資源化物※1を除く。）の排出量を削減します。 ＜平成 11 年(1999 年)度＝618g/人・日＞→ ＜平成 24 年(2012 年)度＝10%以上削減、556g/人・日以下＞ | ○ |
| ② 事業系ごみ（資源化物を除く一般廃棄物）の排出量を削減します。 ＜平成 11 年(1999 年)度＝49,138t/年＞→ ＜平成 24 年(2012 年)度＝15%以上削減、41,767t/年＞ | ○ |
| ③ 一般廃棄物のリサイクル率を引き上げます。 ＜平成 11 年(1999 年)度＝23.6%＞→＜平成 27 年(2015 年)度＝38%以上に引き上げ＞ | ○ |
| ④ 最終処分場の減量目標 ＜平成 11 年(1999 年)度＝20,798t＞→＜平成 27 年(2015 年)度＝90%以上削減＞ | △ |
| ※1 資源化物とは、循環資源のうち、本市において、資源化ルートの整っている「空きびん、空きかん、古紙類、ペットボトル等」をいいます。 | |

(1) 数値目標の設定について

本市の一般廃棄物処理計画との整合を図りつつ、平成14年4月から稼働している新溶融炉による効果や資源回収、野焼き防止等の市民・事業者の意識の高揚を見込んで設定しています。

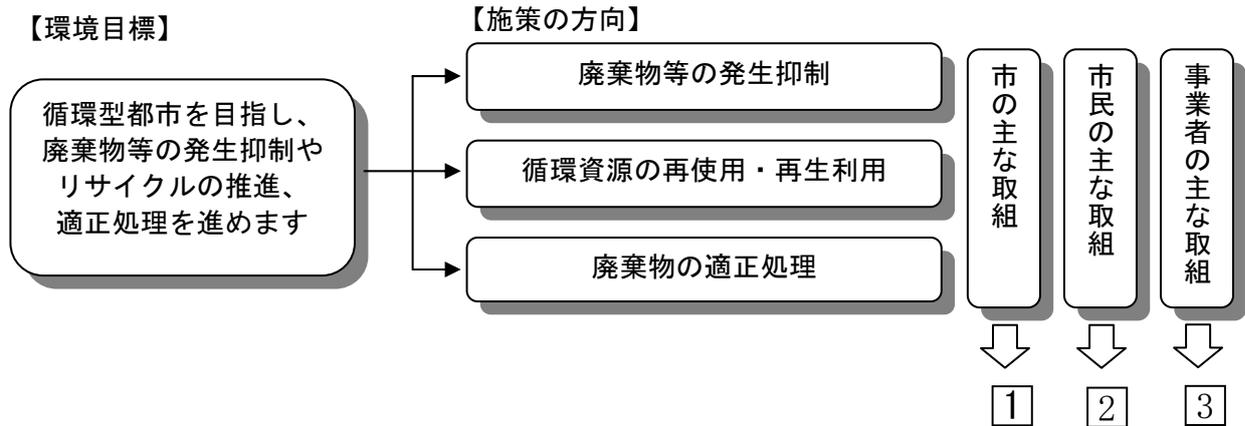
(2) 数値目標の達成状況等について

- ①平成11年度よりも17g（2.8%）減少しています。（22年度：601g/人・日）
- ②平成11年度より5,859t（11.9%）減少しましたが、目標値より1,512t多くなっています。（22年度：43,279t/年）
- ③溶融炉の稼働により、これまで埋立てられていた不燃物や焼却灰が溶融スラグ、メタルとして再資源化されたことにより、平成11年度よりも7.7%増加しています。（22年度：31.3%）
- ④平成11年度よりも83.6%削減されました。これまで埋立てられていた不燃物や焼却灰が、溶融スラグ、メタルとして再資源化されたことで、最終処分量が削減されたことによりです。（22年度：3,419t/年）

【参考】①～④の数値の詳細については、平成22年度清掃事業概要をご覧ください。

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

① 市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 | |
|---------------------------------|---|
| (1) 廃棄物等の発生抑制 | |
| ①一般廃棄物処理基本計画の策定・管理 (W: 環境都市推進課) | 「平成22年度秋田市一般廃棄物処理実施計画」を公表するとともに、同計画に基づく一般廃棄物の適正処理が図られるよう啓発指導を実施した。 |
| ②家庭系ごみ分別推進事業 (W: 環境都市推進課) | ・実施回数 57回 ・参加人数 2,088人 |
| ③家庭系廃棄物減量・再資源化事業 (W: 環境都市推進課) | ・実施団体 591団体 ・回収量 4,094t ・奨励金交付 11,910千円 (団体10,192千円、業者1,718千円) |
| ④事業系廃棄物減量・再資源化事業 (W: 環境都市推進課) | ・指導事業所 126事業所 |
| ⑤環境貯金箱作戦によるごみ減量啓発 (環境都市推進課) | ・生ごみ堆肥づくり講座 (EM菌編) 期日 6/6 会場 下浜コミュニティセンター 参加人数 計 25人 ・生ごみ堆肥づくり講座 (ダンボール箱編) 期日 6/13 会場 河辺岩見三内コミュニティセンター 参加人数 計 20人 ・生ごみ堆肥づくりDVD作成、貸し出し 西部市民サービスセンター他22施設で貸し出し |
| ⑥環境教育・学習事業 (環境都市推進課) | 特記事項なし |

| | |
|--|--------------------|
| ⑦地域環境活動促進事業（W：環境都市推進課） 清掃活動の環境活動等に使用する消耗品の支給やチラシなどの作成を支援 | |
| ⑧総合環境センターの施設見学（総合環境センター） ・ 溶融施設 団体数：116団体 参加人数：4,203人 ・ リサイクルプラザ 団体数：117団体 参加人数：4,440人 | |
| （2）循環資源の再使用・再生利用 | |
| ①家庭系廃棄物減量・再資源化事業（W：環境都市推進課） | 第3章第1節（1）③に同じ（P48） |
| ②家庭系ごみ分別推進事業（W：環境都市推進課） | 第3章第1節（1）②に同じ（P48） |
| ③事業系廃棄物減量・再資源化事業（W：環境都市推進課） | 第3章第1節（1）④に同じ（P48） |
| ④古紙ステーション回収システムの支援（環境都市推進課） ・ 古紙ステーション回収量 7,780トン | |
| ⑤資源化物の適正処理（総合環境センター） ・ 容器包装リサイクル法に基づく、資源化物の特定事業者への引渡し量 びん 無色 946,970kg びん 茶色 827,110kg びん その他 545,430kg PET 833,820kg ・ 資源化量 缶 スチール 559,870kg 缶 アルミ 532,820kg 乾電池 -kg | |
| ⑥廃棄物発電の実施（W：総合環境センター） ・ 1、2号溶融炉による発電量 45,770,870kWh ・ 3号焼却炉による発電量 4,019,270kWh ・ 平成22年度 売電収入 184,618,058円 | |
| ⑦生活用品交換案内（消費者センター） ・ 登録受付件数 ゆずる 8件 ほしい 9件 交渉成立 0件 | |
| ⑧グリーン購入・グリーン調達の推進（W：環境総務課、契約課） （環境総務課） ・ 年間を通して、エコあきた行動計画に基づき、グリーン購入・グリーン調達を推進した。 ・ 四半期に一度、実績について報告を受けている。 ・ 平成23年度用品調達基金の対象物品のうち非グリーンのみとなっていた次の物品について、グリーン製品を導入した。 乾電池（4種類） 大学ノート OAクリーナー | |
| （契約課） 用品調達基金により購入している事務用品については、できるだけグリーン購入法適合品を提示して見積合わせを執行し、単価契約を締結した。 | |

⑨各種建設・改築事業（関係課所室）

- ・道路工事において、環境負荷の低減を図った。（駅東事務所）
バックホー等の施工機械について、排出ガス対策型とした。
コンクリート製品について、秋田県認定リサイクル製品（溶融スラグ入り）を活用した。
- ・配水管整備事業や施設改良事業等を行った。（上下水道局水道建設課）
舗装材（アスファルト）は再生材を使用し、取り壊した舗装（アスファルト・コンクリート）は再生処理するなど環境に配慮したまちづくりを实践した。
主要な建設機械には、排ガス対策型や低騒音型を使用し、生活環境に配慮しながら工事を行った。

(3) 廃棄物の適正処理

①一般廃棄物処理基本計画の策定・管理（W：環境都市推進課）

第3章第1節（1）①に同じ（P48）

②廃棄物処理施設の整備（環境総務課）

- ・ごみ処理
溶融施設の処理能力を400t/日（200t/日×2炉）から460t/日（230t/日×2炉）に増強するため、機械設備や電気設備工事、酸素および窒素の発生装置を備えた建物の建築工事を行った。
事業費：2,034,415,000円
- ・し尿処理
平成23年度から2カ年計画で行う、し尿処理施設更新工事に係る基本設計および生活環境影響調査を行った。
事業費：7,605,000円

③ごみ収集業務の委託化・収集体制の見直し（環境都市推進課）

直営収集車を3台減車し、その分を民間委託した。
（一般ごみ） 直営収集 0台/民間委託 51台（河辺・雄和地域含む）

④粗大ごみ戸別収集事業（環境都市推進課）

- ・収集量 518.7トン
- ・収集件数 19,062件
- ・収集個数 45,567個
- ・証紙売上額 17,168.4千円

⑤産業廃棄物処理施設等の監視・指導（廃棄物対策課）

立入検査計画に基づき、立入検査を実施した。
立入件数 316件（うち文書指導 0件、口頭指導 2件）

⑥不法投棄強化対策事業（W：廃棄物対策課）

第2章第3節（3）②に同じ（P39）

⑦一般廃棄物の適正処理（環境都市推進課）

・収集実績

| | |
|--------|----------|
| 家庭ごみ | 70,642 t |
| 金属類 | 636 t |
| ペットボトル | 922 t |
| 空きかん | 1,195 t |
| 空きびん | 2,381 t |

（総合環境センター）

| | |
|-------|-----------|
| 焼却量 | 31,698 t |
| 溶融量 | 115,486 t |
| 埋立量 | 3,419 t |
| 破碎処理量 | 2,874 t |
| 合計 | 153,477 t |

（向浜事業所）

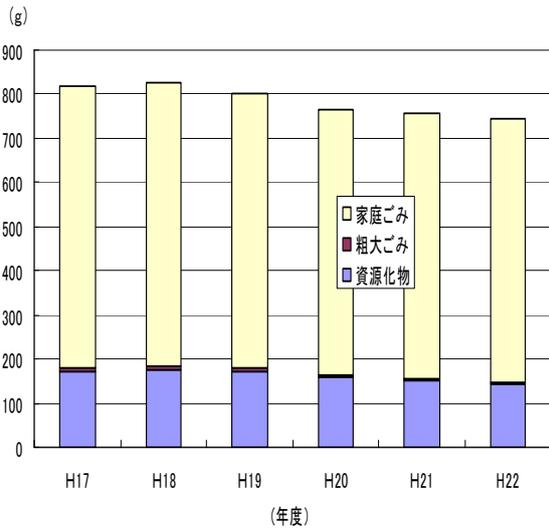
| | |
|------|-----------|
| 処理実績 | 49,447 kℓ |
|------|-----------|

⑧農畜産廃棄物適正処理推進業務（農業農村振興課）

家畜排せつ物に関しては、秋田県および関係機関と連携し、秋田市内3地域（北部・河辺・雄和）を対象とした巡回を行い、適正な処理と有効活用の啓発活動を実施した。

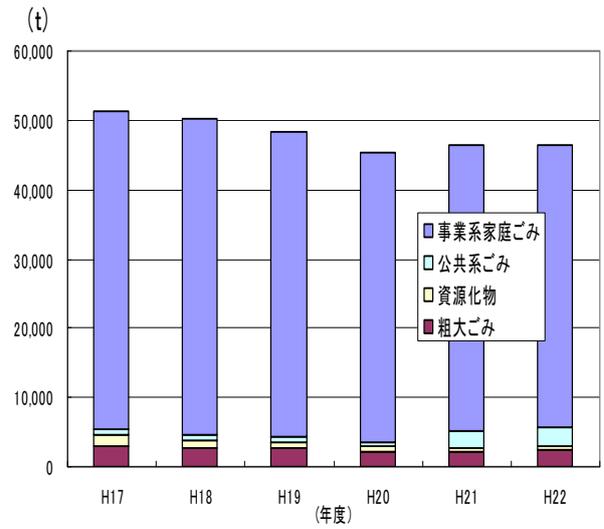
巡回 6月8日 対象畜産農家7戸

①市民一人あたりの 家庭系ごみの排出量の推移



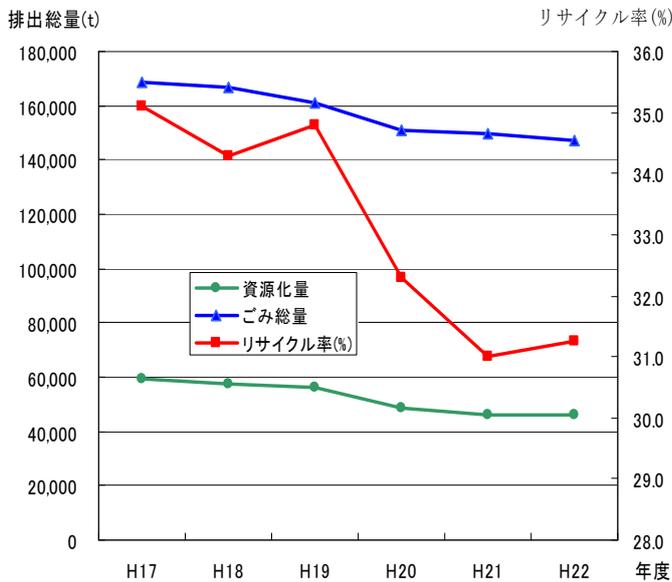
| 項目 | 年 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 家庭ごみ | | 638 | 644 | 624 | 603 | 602 | 597 |
| 粗大ごみ | | 7 | 7 | 6 | 5 | 4 | 4 |
| 小計【数値目標①】 | | 645 | 651 | 630 | 608 | 606 | 601 |
| 資源化物 | | 173 | 176 | 172 | 159 | 151 | 144 |
| 合計 | | 818 | 827 | 802 | 767 | 757 | 745 |

②事業系ごみの排出量の推移



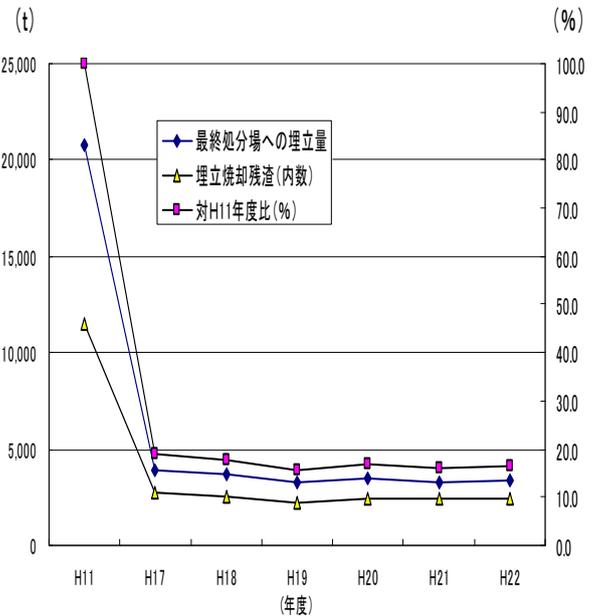
| 項目 | 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業系家庭ごみ | | 45,871 | 45,556 | 44,151 | 41,901 | 41,295 | 40,960 |
| 粗大ごみ | | 3,061 | 2,692 | 2,713 | 2,098 | 2,125 | 2,319 |
| 小計【数値目標②】 | | 48,932 | 48,248 | 46,864 | 43,999 | 43,420 | 43,279 |
| 資源化物 | | 1,528 | 1,207 | 894 | 764 | 684 | 636 |
| 公共系ごみ | | 777 | 843 | 657 | 544 | 2,301 | 2,619 |
| 合計 | | 51,237 | 50,298 | 48,415 | 45,307 | 46,405 | 46,534 |

③一般廃棄物のリサイクル率の推移



| 項目 | 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ごみ総量 | | 168,594 | 166,978 | 160,930 | 151,132 | 149,750 | 147,331 |
| 資源化量 | | 59,226 | 57,305 | 55,967 | 48,848 | 46,369 | 46,050 |
| 【数値目標③】 | | | | | | | |
| リサイクル率(%) | | 35.1 | 34.3 | 34.8 | 32.3 | 31.0 | 31.3 |

④最終処分場への埋立量の推移



| 項目 | 年度 | H11 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 【数値目標④】 | | | | | | | | |
| 最終処分場への埋立量 | | 20,798 | 3,930 | 3,727 | 3,233 | 3,512 | 3,320 | 3,419 |
| 対H11年度比(%) | | 100.0 | 18.9 | 17.9 | 15.5 | 16.9 | 16.0 | 16.4 |
| 埋立焼却残渣(内数) | | 11,487 | 2,762 | 2,572 | 2,260 | 2,456 | 2,387 | 2,411 |

② 市民の主な取組

- ◆ ごみの分別方法、排出日等、ごみの出し方のルールを遵守しました。
- ◆ 再利用や再生利用に協力し、日常生活におけるごみの減量に努めました。
- ◆ 計画的に、必要なものを必要な分だけ、買うように努めました。
- ◆ マイバッグやマイバスケット、ふろしきなどを買い物に持ち歩くよう努めました。
- ◆ エコクッキングで、生ごみの減量に努めました。
- ◆ 生ごみの堆肥化に取り組みました。
- ◆ フリーマーケットやオークションなどを活用し、不要物の再利用に努めました。

③ 事業者の主な取組

- ◆ 廃棄物の排出抑制に努めました。
- ◆ リサイクル商品や省エネ商品など環境にやさしい商品の購入に努めました。
- ◆ 環境にやさしい製品の開発・製造・販売に努めました。
- ◆ 廃棄物の再利用・再生利用の推進に取り組みました。

第3章 第2節 エネルギー・水資源

1 エネルギー・水資源の状況

【環境目標】

知恵と工夫で、エネルギーを大切に利用します

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|--|----|
| ① 市民一人あたりの家庭系の電力使用量（電灯需要）の増加を抑えます。 ＜平成16年(2004年)度=1,977kW/年・人＞ → ＜平成27年(2015年)度=同レベル＞ | × |
| ② 市内での都市ガス使用総量の増加を抑えます。 ＜平成16年(2004年)度=42,020千m ³ ＞ → ＜平成27年(2015年)度=同レベル＞ | ◎ |
| ③ 有効率の向上をめざした水道施設の整備を行います。 ＜平成17年(2005年)度=93.4%＞ → ＜平成27年(2015年)度=95%以上＞ | ○ |

(1) 数値目標の設定について

本市域で消費されるエネルギーのうち、電力使用量（電灯需要）および都市ガス使用量は、継続的に使用量を把握できる仕組みがあること、家庭での消費が主体となっており、1人ひとりが意識しやすいことなどから、指標として採用しています。本市の電力使用量（電灯需要）は、著しく増加傾向にあり、今後も、省エネ意識の更なる高揚を図っていく必要があります。水資源の効率的な活用面において、漏水などにより無駄に消費される水を無くすため、有効率の向上を指標として採用しています。なお、家庭や事業所などにおける節水の取組も平行して行うものです。

2) 数値目標の達成状況等について

- ①平成21年度の市民一人あたりの家庭系電力使用量は、平成16年度比で8.8%増、前年度に比べ2.6%増加しました。
- ②平成21年度の都市ガス使用総量は、前年度に比べ2.6%、平成16年度比では4.2%の減少となっています。
- ③雄物川に係る水資源については、当面十分な水量が確保され、水質も良好な状態に維持され長期的には更に改善傾向にあります。（平成22年度有効率：92.4%）

◆年度別電力使用量（電灯需要）等の変化

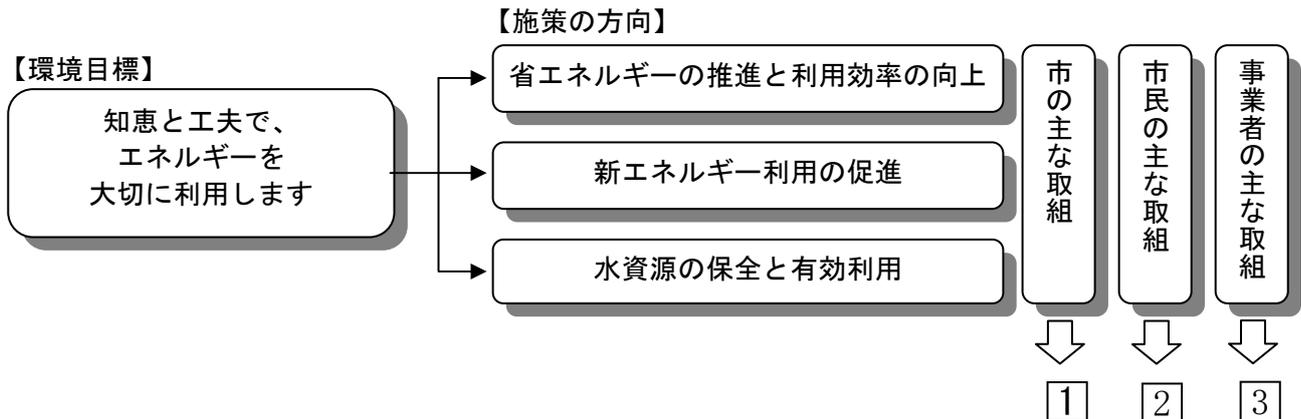
| 年 度 | 年度電力使用量(千kWh) | 人口(人・12月末) | 一人当たりの使用量(kWh/年・人)(H16年度比) |
|--------|---------------|------------|----------------------------|
| 平成19年度 | 699,438 | 329,287 | 2,124(107.4) |
| 平成20年度 | 685,847 | 327,149 | 2,096(106.0) |
| 平成21年度 | 701,179 | 325,905 | 2,151(108.8) |

◆年度別都市ガス総使用量の変化

| 年 度 | 都市ガス総使用量(千kWh)(平成16年度比) |
|--------|-------------------------|
| 平成19年度 | 41,453(98.7) |
| 平成20年度 | 41,314(98.3) |
| 平成21年度 | 40,235(95.8) |

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

① 市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 |
|--|
| (1) 省エネルギーの推進と利用効率の向上 |
| <p>①環境配慮指針の普及・啓発（W：環境総務課、環境都市推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「秋田市環境配慮指針（日常生活編、事業活動編）」について、配付用冊子の市庁舎等への配置、ホームページへの掲載等により、その周知を図った。 「秋田市環境配慮指針（日常生活編）」を環境学習サポート事業やごみ減量井戸端会議の参加者、啓発イベントの来場者に配付した。 |
| <p>②エコオフィスの推進（環境総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> エコあきた行動計画に基づき、年間を通して実施した。 四半期毎に取り組み実績を報告させ、前年度同期との比較表を作成し、意識付けを行った。 |
| <p>③定期フェリー便需要拡大推進（W：港湾貿易振興課）</p> <p>第2章第3節(3)③に同じ（P39）</p> |
| <p>④グリーン購入・グリーン調達の推進（W：環境総務課、契約課）</p> <p>第3章第1節(2)⑧に同じ（P49）</p> |
| (2) 新エネルギー利用の促進 |
| <p>①新エネルギー普及・啓発事業（環境総務課）</p> <p>市内の住宅に太陽光発電システムを設置する、もしくは市内に太陽光発電システム付き住宅を購入する市民に補助金を交付し、新エネルギーの普及を図った。</p> <p>補助件数 189件 総最大出力 691.12kw 補助総額 25,838千円</p> |
| <p>②廃棄物発電の実施（W：総合環境センター）</p> <p>第3章第1節(2)⑥に同じ（P49）</p> |
| <p>③公共施設整備にあたっての新エネルギーの導入（全庁各課所室）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省環境調査研修所の地球温暖化対策研修（公共施設整備特設コース）に建築課職員を1名派遣した。 秋田市グリーンニューディール基金（平成22年3月設置／87,800千円）を活用し、市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進した。 <ul style="list-style-type: none"> 大森山動物園：太陽光発電システム（10kw）（平成23年度完成予定） 秋田公立美術工芸短期大学：地中熱ヒートポンプシステム（平成23年度完成予定） |

(3) 水資源の保全と有効利用

①秋田市水道事業基本計画に基づく取組（上下水道局総務課）

- ・配水管整備事業 布設替延長 15,408.5m 布設延長 6,411.9m 事業費 1,418,140 千円
 - ・漏水調査業務委託 調査延長 509.2km 調査戸数 53,891 戸 事業費 14,049 千円
- 平成22年度有効率 92.4%

②地下水の水質監視（環境保全課）

- ・地下水質測定計画を定め、市内全域を1kmメッシュで区切り、水質調査を実施。
33井戸において調査を行った。（内訳 概況調査20、継続監視8、土崎5）
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が4井戸、トリクロロエチレンが1井戸、テトラクロロエチレンが2井戸で環境基準を達成できなかったが、その他は環境基準を達成していた。

③雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会との連携（環境保全課）

国、県および流域8市町村で構成する雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会では、雄物川の環境美化や環境保全を図るため、流域一斉のクリーンアップの実施や油流出事故等に関する情報を共有するため、連絡体制の整備・強化を図っている。

- ・雄物川流域一斉清掃の実施
日 時 5月30日（日）
場 所 雄物川右岸、新屋水門（秋田大橋の下流）と JR 羽越線鉄橋の間
参加人数 433名
- ・雄物川水系水質事故緊急措置演習の実施（油類流出事故を想定）
日 時 10月25日（月）
場 所 秋田市雄和 安養寺排水樋門付近

④造林事業等森林の整備（W：農地森林整備課）

「市有林経営」として施業計画に基づき、除伐7.99ha、枝打2.49ha、間伐156.46haの保育事業を実施し、森林資源の質的向上を図った。

②市民の主な取組

- ◆ 日常生活で電気・ガス・灯油・水などの有効利用と節約に努めました。
- ◆ e-市民認定システムなどを利用し、各自のエネルギー使用状態をチェックし、省資源や省エネルギーの実践に取り組みました。
- ◆ 省エネ普及指導員などによる学習会に参加しました。

③事業者の主な取組

- ◆ 事業活動における電気・ガス・灯油・水などの有効利用と節約に努めました。
- ◆ 事務所・工場等の建設にあたり、省エネルギー化や新エネルギーの活用に努めました。
- ◆ 衣服による温度調整に取り組み、過度の冷暖房による二酸化炭素排出の削減に努めました。
- ◆ 製品の製造にあたり、エネルギー効率が高いものとなるよう努めました。
- ◆ 貨物列車の利用など、二酸化炭素排出量を抑え、使用エネルギーを減少させる物流への転換（モーダルシフト）に努めました。

第 4 章 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます

第 4 章 第 1 節 環境保全活動

1 環境保全活動の状況

【環境目標】

市、事業者、市民の協働により、環境にやさしい行動を進めます

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|---|----|
| ①市で認定した地域環境活動を行っている地域の団体を増やします。 <平成17年(2005年)度=7団体> → <平成22年(2010年)度=10団体> → <平成27年(2015年)度=15団体> | ◎ |

(1) 数値目標の設定について

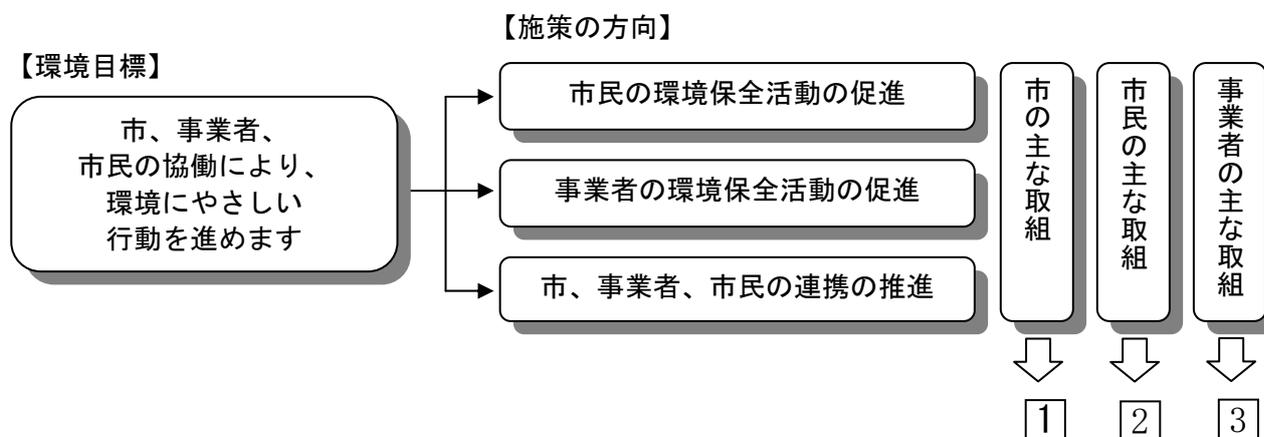
市民一人ひとりのより積極的な環境への配慮によって、現在の環境を維持し、あるいは少しでも良くしていけることから、市民、事業者、市によって築かれるパートナーシップのもとで環境保全活動が行われるよう推進していく必要があります。

(2) 数値目標の達成状況等について

地域環境活動を行っている団体は、平成22年度末現在、12団体で、目標は達成・維持されています。

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

①市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 |
|---|
| (1)市民の環境保全活動の促進 |
| <p>①家庭系廃棄物減量・再資源化事業（W：環境都市推進課） 第3章第1節（1）③に同じ（P48）</p> |
| <p>②自然環境保全市民活動計画の推進（環境都市推進課） 自然環境保全条例に基づき、市民活動計画として認定した団体の活動支援および活動のPRを行った。【市民活動計画認定団体（3団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学病院前の水辺環境を守る会（愛称：ホータル会）会員数：約80名 活動内容：水路の清掃、草刈り、生物の勉強会など ・日本野鳥の会秋田県支部 会員数：約250名 活動内容：野鳥観察 ・秋田森の会・風のハーモニー 会員数：約300名 活動内容：炭焼き体験、植樹、森林体験など |
| <p>③地域環境活動促進事業（W：環境都市推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動やごみ減量・リサイクルなどの環境活動を行う地域の団体に対し、清掃用具などの消耗品の支給や啓発用チラシの作成支援等を行った。 ・22年度末現在の活動団体数は、12団体 |
| <p>④活動団体への講師の派遣（環境部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種環境学習会の開催に際し、職員を講師として派遣した。（41回） 環境学習サポート事業 ・ごみ減量・分別井戸端会議を開催し、職員を講師として派遣した。（57回） |
| <p>⑤消費者教育・啓発事業（消費者センター） 特記事項なし</p> |
| <p>⑥空閑地美化事業（公園課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空閑地の除草の勧告を行い、良好な生活環境の確保に努めた。 ・空閑地除草強化旬間を設け、空閑地の良好な生活環境の確保の推進を図った。 （7月21日～7月31日） 除草勧告件数：41件 |
| <p>⑦環境ネットワーク事業（W：環境都市推進課） 平成22年度に市が開催する環境学習関連事業の情報を、こどもエコクラブ加入団体へ提供し、イベントの参加などを促した。</p> |
| <p>⑧（仮称）環境活動サロンの整備（環境都市推進課） 特記事項なし</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| (2)事業者の環境保全活動の促進 | |
| ①公害防止管理者等設置指導（環境保全課） | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出 公害防止統括者等の届出 公害防止組織に関する届出：15件 承継届出：0件 |
| ②製造業環境担当者との情報交換（環境保全課） | 未実施 |
| ③事業系廃棄物減量・再資源化事業（W：環境都市推進課） | 第3章第1節（1）④に同じ（P48） |
| (3)市、事業者、市民の連携の推進 | |
| ①秋田市環境活動推進協議会との連携（環境都市推進課） | 協議会が実施する研修会や各種活動へ参加するとともに、その支援に努めた。 |
| ②市民協働によるエコマップの作成（環境都市推進課） | 秋田県自然観察指導員連絡協議会秋田市支部の協力のもと、草生津川流域の自然環境調査を実施したほか、草生津川周辺の環境学習・環境活動を積極的に行っている寺内小学校、八橋小学校、草生津川コスモスロード実行委員会、草生津川桜愛護会の取り組みを取材し、それらの内容をまとめたエコマップ「わたしたちの草生津川」を作成した。 |
| ③環境ネットワーク事業（環境都市推進課） | 4章第1節（1）⑦に同じ（P57） |
| ④（仮称）環境活動サロンの整備（環境都市推進課） | 4章第1節（1）⑧に同じ（P57） |

②市民の主な取組

- ◆ 市民や団体が地域等において独自に環境保全活動を企画し、様々な取組を行っており、秋田市は、その活動を支援しています。

市内の12地区で、下記の団体が地域の清掃活動や環境学習会、リサイクルなどの環境活動を行いました。

| 団体名 | 参加世帯数 | 設立年月 |
|----------------|--------|----------|
| 秋田市環境活動明徳地区協議会 | 約2,100 | 平成13年7月 |
| 秋田市環境活動寺内区協議会 | 約2,300 | 平成13年7月 |
| 将軍野地区環境活動推進協議会 | 約2,350 | 平成14年7月 |
| 秋田市環境活動太平地区協議会 | 約860 | 平成14年7月 |
| 飯島北部地区環境活動協議会 | 約3,500 | 平成15年7月 |
| 飯島南部地区環境活動協議会 | 約2,450 | 平成15年7月 |
| 秋田市環境活動泉地区協議会 | 約3,650 | 平成15年8月 |
| 雄和自治会長連合会 | 約2,130 | 平成16年11月 |
| 八橋地区町内会連合会 | 約3,300 | 平成18年5月 |
| 寺内小学区町内会連合会 | 約2,500 | 平成18年11月 |
| 土崎地区各種団体連絡協議会 | 約7,600 | 平成21年6月 |
| 新屋振興会 | 約4,900 | 平成22年12月 |

- ◆ 秋田市環境活動推進協議会
 - 会 員 38団体（個人10名+28団体）
 - 賛助会員 39事業所
 - （平成22年度の主な取り組み）
 - ・環境学習部会（部会長：桃崎富雄 氏）
 - 第1回研修会（平成22年6月24日 場所：サンパル秋田）
 - 講演：環境と食の安全について
 - 講師：秋田県産業労働部 食品産業課長 熊谷 譲 氏
 - 第2回研修会（平成22年11月19日 場所：秋田市）
 - 視察研修：仁井田浄水場 水の科学館、秋田県森林技術センター
 - 第3回研修会（平成23年3月25日 場所：協働大町ビル）
 - 講演：「水道システムと環境保全対策」
 - 講師：環境カウンセラー 草皆 次夫 氏
 - 講演：「ごみ減量・分別井戸端会議」
 - 講師：環境都市推進課 担当職員
 - ・広報部会（部会長：嵯峨昭子 氏）
 - 地域の環境活動情報誌Vol.10 かんきょうネットあきた2011年号
 - A4版 4ページ 3,000部発行
- ◆ 秋田市連合婦人会（代表：高橋キン 氏）
 - ・平成22年7月～平成22年12月 リフォーム教室（衣類のリフォーム活用講座）
- ◆ 秋田市消費者協会（代表：永田佳子 氏）
 - ・平成22年7月8日 マイバッグ持参運動（秋田駅前）
- ◆ 自然観察会や自然保護活動への参加
 - （再掲：第2章第1節に同じ）
- ◆ 秋田市生活学校連絡会（代表：柳沢和子 氏）
 - ・平成22年6月14日に「レジ袋削減について」をテーマに研修会を開催

③ 事業者の主な取組

- ◆ 各企業において、環境保全活動が企画・実施されました。
- ◆ 秋田市環境活動推進協議会（前記 **②** に同じ）

第4章 第2節 環境配慮対策

1 環境配慮対策の状況

【環境目標】

環境特性を活かしながら、活性化に向けたまちづくりを進めます

【数値目標】

なし

(1) 数値目標の設定について

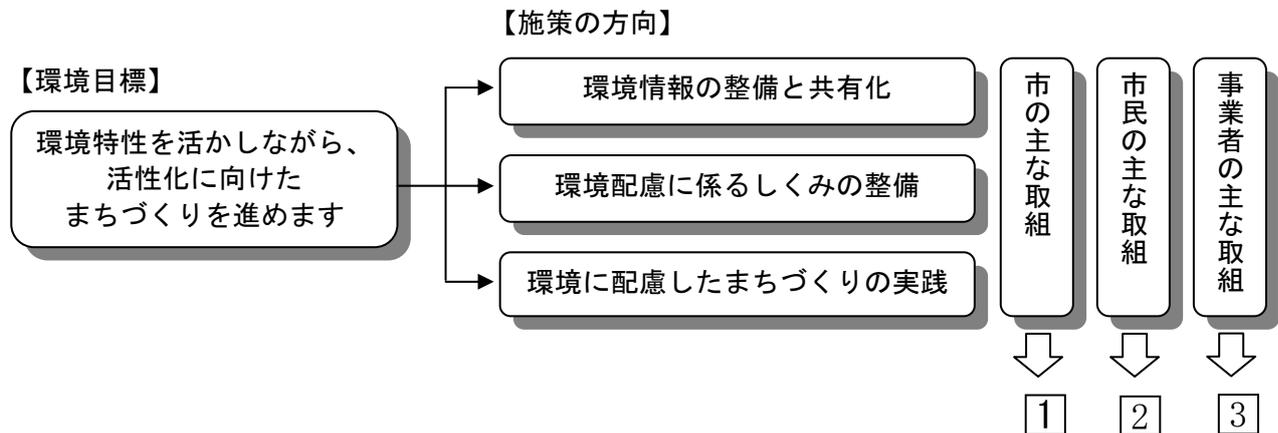
適当な環境指標が設定できなかったため、数値目標を設定していませんが、引き続き、数値化について検討を重ねていくこととしています。

(2) 数値目標の達成状況等について

市民、事業者が、環境配慮指針等に基づく取組を推進しています。

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

1 市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 | | | | | | | | | | |
|---|--------------------|---------------|------------|---------------|-------------|--------------------|-------------|-----------------|------------|---------------|
| <p>(1) 環境情報の整備と共有化</p> <p>①「広報あきた」の発行（W：広報広聴課） 以下の号に特集（1ページ以上）として関連記事を掲載したほか、必要に応じて「不法投棄防止」「全市一斉清掃」「環境イベント告知」などを通常記事として掲載した。</p> <p>特集記事</p> <table><tr><td>平成22年4月2日号</td><td>「秋田市のごみ出しルール」</td></tr><tr><td>平成22年8月6日号</td><td>「不法投棄は×（ダメ）」！</td></tr><tr><td>平成22年10月1日号</td><td>「家庭系ごみ有料化実施計画案の概要」</td></tr><tr><td>平成23年1月21日号</td><td>「ごみはまだまだ減らせません」</td></tr><tr><td>平成23年3月4日号</td><td>「聞いてみよっ ごみの話」</td></tr></table> | 平成22年4月2日号 | 「秋田市のごみ出しルール」 | 平成22年8月6日号 | 「不法投棄は×（ダメ）」！ | 平成22年10月1日号 | 「家庭系ごみ有料化実施計画案の概要」 | 平成23年1月21日号 | 「ごみはまだまだ減らせません」 | 平成23年3月4日号 | 「聞いてみよっ ごみの話」 |
| 平成22年4月2日号 | 「秋田市のごみ出しルール」 | | | | | | | | | |
| 平成22年8月6日号 | 「不法投棄は×（ダメ）」！ | | | | | | | | | |
| 平成22年10月1日号 | 「家庭系ごみ有料化実施計画案の概要」 | | | | | | | | | |
| 平成23年1月21日号 | 「ごみはまだまだ減らせません」 | | | | | | | | | |
| 平成23年3月4日号 | 「聞いてみよっ ごみの話」 | | | | | | | | | |
| <p>②市政番組の放送（W：広報広聴課）</p> <p>生ごみから作れる「生ごみ堆肥づくり講座」の様子やスーパーなどで開催しているごみ減量キャンペーンの取り組み、およびごみ減量に欠かすことのできない「3R」の取り組みなどについて広報番組で広く市民に啓発した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 広報テレビ番組 5分番組（民放3局） 平成22年7月下旬～8月上旬放送 「生ごみ堆肥づくり」 平成23年2月上旬放送 「環境について考えよう ～ごみ減量の取り組み～」 平成23年3月中旬放送 「ごみ減量について考えよう 3Rの取り組み」 15分番組 おはよう秋田市長です（ABS秋田放送） 平成23年1月30日放送 「新年の行事と環境都市への取り組み」 平成23年2月27日放送 「ごみ減量・環境に関する取り組み」・ 広報ラジオ番組（民放2局） 平成22年6月14・15日放送 「レジ袋削減への取り組み」 平成23年1月31日・2月1日放送 「ごみ減量の取り組み」 | | | | | | | | | | |
| <p>③環境情報の整備・提供（W：環境部）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 環境部ホームページの掲載情報の充実に努めた。（環境部各課所室）・ 「秋田市地球温暖化対策実行計画概要版」パンフレットを市民・事業者へ配布した。（環境総務課）・ 「秋田市環境基本計画年次報告書」を作成し、関係団体等に提供した。（環境都市推進課）・ 地球温暖化対策情報提供誌「eー市民だより」を発行（6回）した。（環境総務課）・ 小学生環境学習副読本「私たちのくらしとかんきょう」を作成し、市内52小学校に配布した。 副読本 3,500部 （環境都市推進課） 指導のてびき 150部・ 環境保全課ホームページの更新（「秋田市の環境」平成22年度版（平成21年度結果報告書）、平成22年度有害化学物質の調査結果等）などの環境情報の提供に努めた。（環境保全課）・ 広報・テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等に情報を提供した。（環境都市推進課） | | | | | | | | | | |
| <p>④地域防災計画策定事業（W：防災安全対策課）</p> <p>第2章第3節（1）①に同じ（P37）</p> | | | | | | | | | | |
| <p>⑤環境ネットワーク事業（W：環境部）</p> <p>第4章第1節（1）⑦に同じ（P57）</p> | | | | | | | | | | |

(2)環境配慮に係るしくみの整備

①大規模小売店舗立地法に基づく周辺環境配慮（商工労働課）

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対し、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点から、意見の有無を通知した。

- ・法第6条第2項 2件

廃棄物等の保管施設の位置の変更・・・「意見なし」

小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻と来客が駐車場を利用することができる時間帯・・・「意見なし」

②秋田市宅地開発技術指針による環境配慮指針（都市計画課）

- ・開発行為の協議時において、開発工事中の環境保全対策を指導した。

平成22年度開発許可実績：18件

(3)環境に配慮したまちづくりの実践

①各種建設事業・改築事業（駅東事務所、上下水道局水道建設課、生活総務課ほか）

道路整備、上下水道整備等各種工事における、施工機械は排ガス対策型や低騒音型を使用し、生活環境に配慮して実施した。また、秋田県認定リサイクル製品（溶融スラグ）のコンクリート製品を使用し、環境負荷の低減を図った。

東地区コミュニティーセンター大規模改修工事において、1階の諸室にペアサッシを導入するとともに、壁等に断熱材を吹き付け、冷暖房効率を上げた。また、照明器具については、高効率型の照明器具を導入した。

②各種活性化事業（関係課所室）

- ・町内会防犯灯整備事業（生活総務課）

町内会からの申請にもとづき、152灯を設置した。

- ・まちあかり・ふれあい推進事業（地域振興課）

自治活動助成金 28,818千円

灯具交換・補修費助成金 21,423千円

防犯灯電気料助成金 73,644千円

②市民の主な取組

- ◆ 自宅建物の外観や植栽などについて、周辺の環境との調和に配慮し、良好な景観づくりに努めました。

③事業者の主な取組

- ◆ 自身の事業活動に係る環境情報の公表に努めました。
- ◆ 自然環境および景観に配慮した事業活動の推進に努めました。
- ◆ 環境に負荷の少ない建築資材等の活用に努めました。

第 5 章 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します

第 5 章 第 1 節 環境教育・環境学習

1 環境教育・環境学習の状況

【環境目標】

自らすすんで環境保全活動に取り組む人づくりを進めます

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|---|----|
| ①こどもエコクラブの登録認定数および参加こども人数 <平成17年(2005年)度=40クラブ、987名> → <平成22年(2010年)度=40クラブ、1,000名以上> → <平成27年(2015年)度=40クラブ、1,000名以上> | △ |

(1) 数値目標の設定について

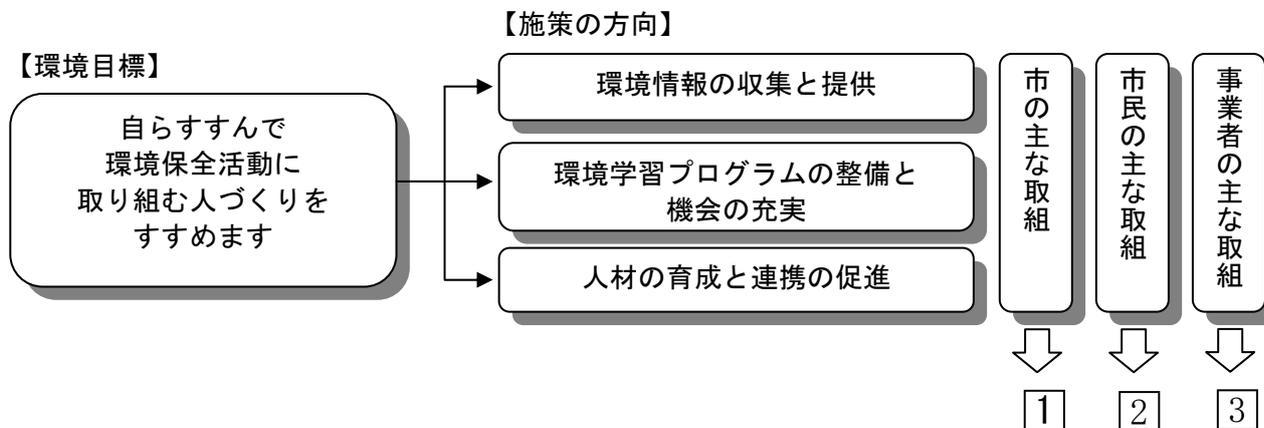
環境教育・環境学習への取組状況を、地域や義務教育現場等で環境教育・環境学習に取り組んでいるこどもエコクラブの組織数とその参加人数を指標としています。児童数が今後伸び悩むことなどから、目標は平成17年度とほぼ同等以上を目標としています。

(2) 数値目標の達成状況等について

近年の地球温暖化問題など環境への市民の意識の高まりなどを背景に、こどもエコクラブへの参加人数は増加傾向にありますが、平成22年度のエコクラブの組織数は減少しました。(平成22年度：32クラブ、1,742名)

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

1 市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 | | |
|--|-------------|-------------|
| (1) 環境情報の収集と提供 | | |
| ① 広報あきたの発行 (W: 広報課) 第4章第2節(1)①に同じ (P61) | | |
| ② 市民番組の放送 (W: 広報課) 第4章第2節(1)②に同じ (P61) | | |
| ③ 環境教育の実施 (学校教育課) ・ 総合的な学習の時間に自然体験を行っている学校 小学校 32校 (69.6%) 中学校 15校 (60.0%) ・ 環境教育をねらいとした活動の実施状況 | | |
| 概 要 | 小学校46校中 | 中学校25校中 |
| 校舎以外のクリーンアップ | 34校 (73.9%) | 22校 (88.0%) |
| 学校農園, 学校林活動等の緑化活動 | 33校 (71.7%) | 2校 (8.0%) |
| 川の水質汚濁, 酸性雨等の調査活動 | 10校 (21.7%) | 3校 (12.0%) |
| 古紙, 空きびん, 空き缶回収等のリサイクル活動 | 38校 (82.6%) | 22校 (88.0%) |
| ごみの減量化 | 25校 (54.3%) | 11校 (44.0%) |
| ④ 環境情報の整備・提供 (W: 環境部) 第4章第2節(1)③に同じ (P61) | | |
| ⑤ 環境教育・学習事業 (W: 環境都市推進課) P67・68に記載の下記事業と同じ 環境展 親子環境教室 「わたしたちの草生津川」作成 | | |
| ⑥ 環境ネットワーク事業 (W: 環境都市推進課) 第4章第1節(1)⑦に同じ (P57) | | |
| ⑦ (仮称) 環境活動サロンの整備 (環境都市推進課) 第4章第1節(1)⑧に同じ (P57) | | |

(2)環境学習プログラムの整備と機会の充実

①子ども体験活動推進事業（W：生涯学習室、公民館）

市内7公民館や西部市民サービスセンターにおいて、親子もちつき体験や各ブロック子ども会交流会、カヌー教室など、野外活動や宿泊体験、ものづくりなどの体験活動を実施した。

（事業数24、参加延べ人数1,078人）

学校施設開放を毎月第3日曜日（5月～7月、9月～11月の午前中）に実施した。

（利用延べ人数2,703人、45小学校で延べ236回開放）

小・中学校の長期休業日の前に、子ども・親子向け行事情報誌「プレスタ」を発行した。

（年2回、32,000部）

②太平山自然学習センター運営事業（W：太平山自然学習センター）

第2章第1節（2）③に同じ（P29）

③体験学習やふれあい教室の実施（大森山動物園）

動物の飼育や園内管理作業を体験する「お仕事体験」や「インターシップ」などの体験学習には、合計で54件、492人の参加があった。

また、来園者を対象に小動物とのふれあいを行う「なかよしタイム」には、開催220日で25,629人の参加があり、幼稚園や小学校などの申し込みによる「ふれあい教室」には68件、2,803人の参加があった。

④命のつなぎ（種の保存）事業（W：大森山動物園）

第2章第1節（1）④に同じ（P28）

⑤環境教育展示（大森山動物園）

園内で実施している絶滅危惧種ゼニタナゴの保全活動の一環として、資料館の仲で水槽展示しているゼニタナゴ約30尾を、本年産の稚魚に入れ替え、保全活動への理解を求めた。なお、これまで水槽展示した魚は、繁殖用として保護池へ移動した。

また、比較展示の意味もこめて絶滅危惧種のシナイモツゴとアカヒレタビラについても、継続して飼育展示中である。

⑥農業体験学習推進対策事業（農林総務課）
平成22年度農業体験学習推進対策事業概要
各学校事業実施概要

| | | | |
|---------|------|---------------------|---|
| 桜小学校 | 743名 | 5月 | 田植え、バケツ稲 |
| | | 6月 | 野菜苗植え、種子播種（大豆） |
| | | 6月～9月 | バケツ稲手入れ、観察、収穫 |
| | | | 畑の手入れ、収穫 |
| | | 8月 9月 | 大豆の収穫、試食 稲刈り学習 |
| | | 11月～2月 | 調理実習等 |
| 築山小学校 | 476名 | 5月上旬 5月下旬 | オリエンテーション バケツ苗植え |
| | | 5月～6月 | 夏野菜の植え付け |
| | | 6月～8月 | 除草、追肥 |
| | | | 稲の生育観察、野菜収穫 |
| | | 9月下旬 | 稲刈り学習 |
| | | 12月～2月 | 収穫祭 |
| 勝平小学校 | 275名 | 5月下旬～6月上旬 6～9月中旬 | 田植え 水田観察・除草 |
| | | 10月中旬 | 稲刈り |
| | | 11月上旬 | 脱穀作業 |
| | | 11月上旬 | もみすり作業 |
| | | 11月中旬 | 米の多様な利用方法体験 |
| | | 11月中旬 | 米を使った調理実習 |
| 旭北小学校 | 327名 | 4月 | 年間活動計画作成、畑の土づくり |
| | | 5月 | 野菜：畝づくり、苗植、棚づくり 米：育苗、田んぼづくり、田植え、バケツ稲 花：育苗、土づくり |
| | | 5月～7月 | 花：夏苗の移植、米づくり（除草、追肥）生育観察 米：水管理、防虫、除草、追肥 |
| | | 7月～9月 | 米：稲刈り、脱穀、粳すり、精米 野菜：次期に応じて収穫 |
| | | ～3月 | 学年ごとに収穫祭、学習のまとめ |
| | | | |
| けやき平幼稚園 | 51名 | 5月～10月 | 田おこし、代かきなど田植え準備の観察 田植え、稲刈りを体験 収穫した米でのきりたんぼづくり体験 |
| | | 6月～11月 | 野菜の種まき、水やり 収穫、芋煮会など |
| | | | |
| | | | |

⑦環境教育・学習事業（W：環境都市推進課）
第5章第1節（1）⑤に同じ（P64）

⑧市職員の環境教育（環境総務課）

- ・文書取扱主任会議等を通じ、紙類の分別・リサイクルおよび使用量の節減について職員に徹底した。
- ・エコ通勤ウィーク（毎月第4金曜日のある週）を設定し、全職員に、自転車や徒歩、公共交通機関での通勤を呼びかけた。

⑨環境教育・学習サポート事業（環境都市推進課）

- 環境学習サポート事業を実施し、学校や市民団体の要望に応じ、環境教育・学習の場への講師の派遣や資料の提供を行った。
- ・各種環境学習会 41回開催 1,908人参加

⑩(仮称)環境活動サロンの整備（W：環境都市推進課）
第4章第1節（1）⑧に同じ（P57）

(3)人材の育成と連携の促進

①子ども体験活動推進事業（W：生涯学習室、公民館）

第5章第1節（2）①に同じ（P65）

②こどもエコクラブ事業（環境都市推進課）

- ・こどもが誰でも参加できる環境活動のクラブ。環境学習・環境保全などの活動を行っている。こどもエコクラブ事業 環境省が平成7年度より企画・推進している。
- ・本市の状況
こどもエコクラブ登録者 32クラブ（メンバー1,742人、サポーター131人）
壁新聞応募 1クラブ

③あきた環境楽会（環境都市推進課）

特記事項なし

④環境ネットワーク事業（W：環境都市推進課）

第4章第1節（1）⑦に同じ（P57）

⑤(仮称)環境活動サロンの整備（環境都市推進課）

第4章第1節（1）⑧に同じ（P57）

■ 環境展

- 1 目的：6月の環境月間行事の一環として、環境に関する市民の関心を高め、環境配慮行動を促すことを目的に上下水道局で実施する「水道ふれあいフェア」と合同で「環境展」を開催しました。
- 2 日時：平成22年6月5日（土） 10：00～15：00
- 3 会場：J R秋田駅前大屋根下・アゴラ広場
- 4 内容：参加型コーナー「みんなでアート『緑のカーテンを作ろう』」、「小枝のストラップ作り」
展示コーナー「環境配慮啓発パネル」、「昆虫の標本」
「ごみ処理発電のパネルとジオラマ」、
「ごみ分別マシン体験」、「雑紙見本」



■ 親子環境教室

1 目的

秋田市では学校教育や社会教育等の多様な場において、環境教育を実施しております。環境部においても平成7年度から平成10年度まで、小学生を対象に「夏休みこども環境教室」を開催してきました。平成11年度からは、親子で海水の調査やリサイクルなどを体験することにより、環境に対する意識を高めてもらうことを目的として「夏休み親子環境教室」を開催してきました。

平成22年度は、ホテル観察会やエコ科学実験などを新たに加え、年3回開催しました。

2 開催内容

◎ホテル観察会

<日時>

7月10日（土）19:30～21:00（対象：市内小学生）

<内容>

ホテル講座、観察

◎エコ科学実験教室（秋田大学の協力による、身近なものを使った科学実験）

<日時>

7月31日（土） 9:00～12:00

<内容>

- ・電池をつくってみよう
- ・ごみの減容と有効活用（発砲スチロールを使ったスタンプ作り）
- ・pHをはかりながらオリジナルフラワーを作ろう
- ・二酸化炭素をしらべよう
- ・塩素の検出実験

◎みなとの水質調査（秋田海上保安部の協力による港の学習）

<日時>

7月27日（火） 9:00～12:00

<内容>

- ・ビデオによる学習
- ・巡視艇に乗船し、港の様子と海から秋田市を観察
- ・水質調査のための採水（港内、外海）
- ・透明度の測定（港内、外海）



巡視艇「しんざん」での様子

■ 平成22年度「わたしたちの草生津川」の作成

1 目的

環境問題を解決していくためには、身近な地域の環境をあらためてよく見て理解することが必要です。本市では、平成6年度に作成した「秋田市ホタルマップ」を皮切りに、市民参加を基調とした地域環境の調査を進め、エコマップシリーズとして発行しています。エコマップは、市民自らが身近な自然に親しみ、自然を知ること、地域の良好な環境を守り、回復し、創ることへの関心を高め、実際の行動へつなげていくための「きっかけづくり」をねらったもので、作成にあたっては、地域や学校と市の連携による環境学習プログラムの充実も併せて目的としています。

2 マップの概要

秋田市北部の水田域から住宅地の間を流れ、八橋の秋田運河（旧雄物川）へ注ぎ込む草生津川に焦点を当て、地域で環境活動を熱心におこなっている市民団体や小学校での取り組みを紹介し、河川敷で撮影した写真やイラストを取り入れたマップを作成しました。

3 マップの作成手法

- (1) 調査区域：草生津川流域（県管理区間）
- (2) 調査期間：平成22年6月から9月まで
- (3) 調査方法：秋田県自然観察指導員連絡協議会秋田市支部に草生津川流域の魚類・底生動物・植物・鳥類・陸上昆虫・は虫類・両生類・ほ乳類に関する調査を依頼した。
- (4) 取材協力：草生津川周辺で環境学習や環境活動をおこなっている寺内小学校、八橋小学校、草生津川コスモスロード実行委員会、草生津川桜愛護会の取り組みを取材し、情報を提供していただきました。

4 活用方法等

庁舎や環境部庁舎をはじめ、公民館や図書館等の公共施設に備え、希望者に配布したほか、市内小学校に配布し、環境教育・環境学習を行う際の教材としても使用しています。

② 市民の主な取組

- ◆ 民間団体が主催または参加した環境学習会や環境イベントが行われました。
◎秋田市環境活動推進協議会（会長：津村 守氏）
（再掲第4章第1節に同じ）

◎こどもエコクラブの組織数、活動者数の推移

| 年度 | クラブ数 (団体) | 活動者数(人) | | |
|------|--------------|---------|-------|-------|
| | | メンバー | サポーター | 合計 |
| 10年度 | 4 | 77 | 5 | 82 |
| 11年度 | 3 | 30 | 3 | 33 |
| 12年度 | 1 | 19 | 1 | 20 |
| 13年度 | 12 | 184 | 43 | 227 |
| 14年度 | 11 | 211 | 29 | 240 |
| 15年度 | 17 | 370 | 53 | 423 |
| 16年度 | 34 | 534 | 51 | 585 |
| 17年度 | 40 | 987 | 84 | 1,071 |
| 18年度 | 46 | 1,318 | 123 | 1,441 |
| 19年度 | 46 | 1,596 | 154 | 1,750 |
| 20年度 | 44 | 1,641 | 236 | 1,877 |
| 21年度 | 45 | 1,627 | 234 | 1,861 |
| 22年度 | 32 | 1,742 | 131 | 1,837 |

③ 事業者の主な取組

- ◆ 事業活動の中で、環境教育・環境学習の推進に努めました。
- ◆ 市民の環境教育・環境学習活動を支援しました。

第 5 章 第 2 節 地球環境問題

1 地球環境問題の状況

【環境目標】

地球環境への認識を深め、地球温暖化防止など、地域から行動を進めます

【数値目標】

| 環境指標・目標値・目標年度 | 評価 |
|---|----|
| ①市民一人あたりの家庭系の電力使用量（電灯需要）の増加を抑えます。 <平成16年(2004年)度=1,977kWh/年・人> → <平成22年(2010年)度=同レベル> → <平成27年(2015年)度=同レベル> | × |
| ②市内での都市ガス使用総量の増加を抑えます。 <平成16年(2004年)度=42,020千m ³ > → <平成22年(2010年)度=同レベル> → <平成27年(2015年)度=同レベル> | ◎ |
| ③事業所として、秋田市役所の温室効果ガスの排出量を抑えます。 <平成17年(2005年)度=135,075t-CO ₂ > → <平成22年(2010年)度=同レベル> → <平成27年(2015年)度=同レベル> | ○ |

(1) 数値目標の設定について

「エネルギーと水資源」の環境項目で用いた数値目標を再掲しています。地球環境問題については、先に掲げた数値目標がそのまま「地球環境問題」に対応していくための数値目標と捉えることもできます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律で地方自治体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るための実行計画の策定とその実施状況として温室効果ガスの排出量を公表することとされており、その実施状況の公表手段の一つとして環境基本計画の環境指標として数値目標化しています。

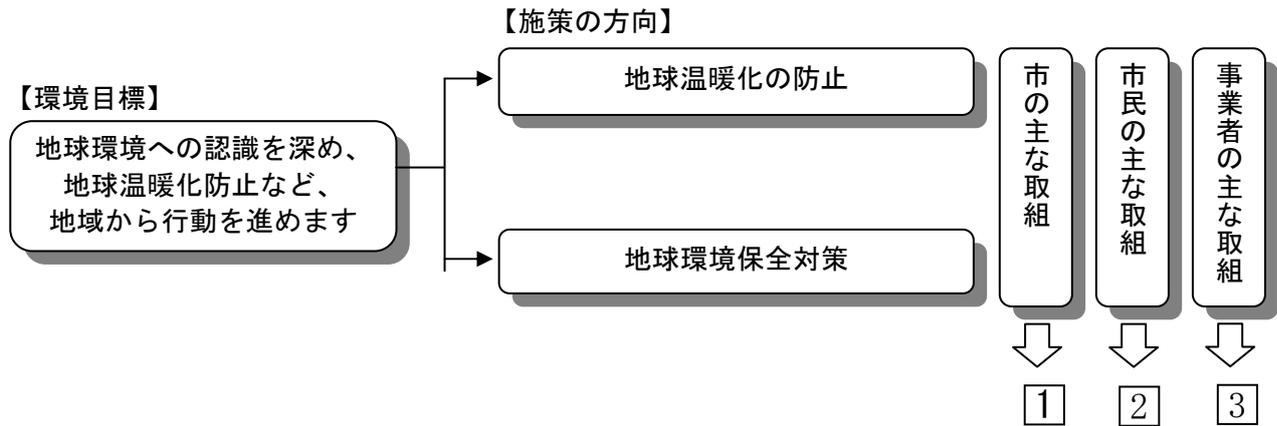
(2) 数値目標の達成状況等について

①②（第3章第2節の1（2）の表参照：P53）

③平成22年度の秋田市役所の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は、平成17年度比で2%減少していますが、平成21年度に比べ大幅に増加している。（21年度：115,291 t-CO₂、22年度132,246 t-CO₂）

2 施策の実施状況

環境目標の達成に向けて、次の施策の方向に添って関連する取組を進めることとしています。



平成22年度における各主体の主な取組の状況は次のとおりです。

① 市の主な取組

W印は再掲されているものです

| 取組の名称および平成22年度取組状況 |
|---|
| (1) 地球温暖化の防止 |
| ① 温暖化対策実行計画の推進・見直し（環境総務課） ・エコあきた行動計画に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めた。 平成22年度の排出量 132,246t-CO ₂ （平成17年度比2%減） ・市域全体の温室効果ガスの削減目標および目標達成に向けた市民・事業者・市の取組・施策を定めた「秋田市地球温暖化対策実行計画」を策定した。（平成23年3月策定） |
| ② 市民版ISOの推進（環境総務課） ・各種啓発イベントでe-市民認定システムへの参加を呼びかけた。 ・情報紙「e-市民だより」を隔月発行し、市民への配布および公共施設への設置等により、ごみ減量、省エネ等に関する取組の啓発を行った。 平成22年度 e-市民認定システム中・上級コース新規登録者数 16人 |
| ③ 低公害車導入・普及（W：管財課、全庁関係各課） 第1章第1節（3）①に同じ（P13） |
| ④ エコドライブの推進（交通政策課、W：環境総務課） ・平成22年10月22日（金）に「ノーマイカーデー」と「早起き時差運動」の社会実験を実施した。 ノーマイカーデー参加登録者 628人 早起き時差出勤参加登録者 528人 ・広報あきたで、冬期間のマイカー使用の自粛を呼びかけた。 ・エコドライブアドバイザー講習会の開催：5月29日（土） 18名参加 ・エコドライブ講習会の開催：10月2日（土） 23名参加 ・エコ通勤ウィーク（毎月第4金曜日のある週）を設定し、全職員に、自転車や徒歩、公共交通機関での通勤を呼びかけた。 |
| ⑤ グリーン購入・グリーン調達の推進（W：環境総務課・契約課） 第3章第1節（2）⑧に同じ（P49） |
| ⑥ 造林事業等森林の整備（W：農地森林整備課） 第3章第2節（3）④に同じ（P55） |

(2)地球環境保全対策

①環境教育・学習事業（W：環境都市推進課）

第5章第1節（1）の⑤に同じ（P64）

②酸性雨のモニタリング（環境保全課）

酸性雨や酸性雪の実態を把握するため、降雨については市庁舎分館屋上、降雪については市営八橋球場において調査を実施した。

その結果、水素イオン濃度は加重平均値で降雨が4.4、降雪が4.7となっており、秋田市の降雨・降雪は、測定以来、酸性で推移している。

③グリーン購入・グリーン調達の推進（W：環境総務課・契約課）

第3章第1節（2）⑧に同じ（P49）

④海外交流都市との情報交換（企画調整課）

各都市のホームページ等により、情報収集に努めた。

②市民の主な取組

- ◆ 民間団体が主催または参加した環境学習会や環境イベントが行われました。
◎秋田市環境活動推進協議会（会長：津村 守 氏）
本協議会は、環境省の地球温暖化対策地域協議会の認定を受け活動を実施している。

③事業者の主な取組

- ◆ 企業が主催または参加した環境学習や環境イベントが行われました。
◎あきた環境優良事業所認定状況（平成22年度末現在）

| | | | |
|-------|------|-----------|--------|
| ステップ1 | 168社 | （平成22年度認定 | 11事業所） |
| ステップ2 | 5社 | （平成22年度認定 | なし） |
- ◆ 秋田市内のISO14001 適合事業者
28事業所（資料：財団法人 日本適合性認定協会）
- ◆ 秋田市内のエネルギー管理指定工場（平成22年3月31日 現在）
 - ・省エネルギー法（エネルギーの使用と合理化に関する法律）に基づき、年間のエネルギー使用量（燃料、熱、電気）が原油換算で、3,000KL以上の工場・事業場が第一種、1,500～3,000KL未満が第二種に指定され、エネルギーの使用の合理化に取り組むことになっています。

| | |
|----------------|------------------|
| 第一種エネルギー管理指定工場 | 21社 |
| 第二種エネルギー管理指定工場 | 28社 |
| 計 | 49社（資料：資源エネルギー庁） |

第 6 章 リーディングプロジェクトの推進状況

環境基本計画の環境像を実現していくためには、様々な環境施策を計画で示した施策の方向に沿って、市民や事業者の参加と協力を得ながら着実に実施していくことが必要です。しかし、それらの取り組みがイメージしにくかったり、徐々に効果が出たりするため気が付かなかったりします。

そこで、環境施策をイメージすることができ、環境の保全と創造に関する取り組みの中心となって他の施策を牽引し、計画全体を導いていくような、先導的かつ重点的な取り組みとして、次の5つのリーディングプロジェクトを設定し、推進しています。

- I 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります
- II 多様な自然をとらとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます
- III 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします
- IV 世代や地域を越えてともに語らい、環(わ)になって取り組みます
- V 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び未来を想い、行動します

I 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります

1 健全な大気環境・水環境の維持

秋田市では、良好な大気環境・水環境を保全するため、工場への立入調査や河川などの水質調査を行い、経年変化や汚染状況等を監視しています。

また、市内の大気汚染状況を把握するため、一般環境大気測定局9局と自動車排出ガス測定局1局を配置し、テレメータシステムにより24時間の常時監視を行い、監視体制の強化に努めています。

常時監視以外では、アスベスト、有害化学物質、ダイオキシン類および酸性雨・酸性雪の調査を行っています。調査結果については、市広報や市ホームページ等で公表するなど、市民への情報提供に努めています。

II 多様な自然をとらとび、身近な自然に親しみ、豊かな心をはぐくみます

1 雪と向き合うまちづくりの実践

車道・歩道について、出動の判断基準を路面積雪深10cmとし、作業時間帯を定め、早期除雪により円滑な道路交通の確保に努めました。また、積雪深に応じた作業レベルを設定し、豪雪にも対応できるよう、効果的な除排雪に努めました。

一般開放用の大規模堆雪場を9カ所(総面積320,450㎡)開設し、効率的な排雪作業の実施に努めたほか、生活道路の排雪作業に活用出来るよう、近隣公園・街区公園・児童遊園地計73カ所(総面積131,800㎡)を配置しました。

除雪作業ロケーションシステム(位置取得端末を除雪車100台へ設置)の稼働により、インターネットを通じ、除排雪車両の稼働状況を市民へ情報提供するとともに、地域センター・地域居住の市職員を活用し、迅速な地域の実情把握に努め、地域との連携を図りました。

歩道や通学路の除排雪を充実し、安全な歩行者空間の確保に努めたほか、機械貸出制度により、地域が自ら実施する除排雪作業を支援するとともに、モデル地区(御所野、大住8町内会)による、市民協働の除排雪作業の推進に努めました。

2 グリーン・ツーリズムの推進

「秋田市グリーン・ツーリズム推進計画」に基づき、関係団体の情報交換を深め、農家民宿など体験や自然と親しむ機会を提供する農家の掘り起こし活動を図るため、平成 19 年 7 月秋田市グリーン・ツーリズム推進協議会を設立しました。

また、「秋田市グリーン・ツーリズム推進計画」に基づき、推進母体である秋田市グリーン・ツーリズム推進協議会を中心に推進体制の整備、実践者・インストラクター養成のための研修・講習や、体験・滞在プログラム開発への支援およびホームページやパンフレット等による情報発信、普及・啓発活動を行いました。

Ⅲ 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします

1 循環型社会構築のための計画的整備

平成 11 年には、びん、缶、ペットボトルの再資源化施設としてのリサイクルプラザ、平成 14 年には、熔融施設、平成 16 年には、最終処分場と排水処理施設、平成 18 年には、粗大ごみと金属類を破碎選別し、鉄とアルミニウムを回収する第 2 リサイクルプラザが整備されています。

平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 カ年の予定で、老朽化し、処理能力が低下している焼却施設（3 号炉）の代替として、熔融施設の処理能力を増強するため、それに必要な工事を行っています。

2 省エネルギーの推進と新エネルギーの導入

秋田市役所環境配慮行動計画（エコあきた行動計画）に基づき、市役所の事務事業に伴う環境負荷の低減を図るため、省エネルギー等を推進しています。

※平成22年度エネルギー使用量等の実績（基準年度・平成17年度実績との比較）

| | | | |
|-------------|-----------|----------------|--------------|
| 電気 3 % 減 | ガス 1 % 増 | 水道 8 % 減 | 公用車燃料 10 % 減 |
| 暖房等燃料 9 % 減 | ごみ 15 % 減 | コピー用紙使用量 8 % 増 | |

さらに、e-市民認定システムやエコドライブ講習会、環境サポート事業（出前講座）、環境展等の様々な機会を捉え、市民・事業者に省エネルギー等の取り組みについて情報発信し、意識啓発を図っています。

また、新エネルギーについては、平成 22 年度に県の公共施設省エネ・グリーン化推進事業を活用し、総合環境センターに 40KW の太陽光発電設備を導入しており、今後も、市が率先して新エネルギーの導入を推進していきます。

Ⅳ 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます

1 協働による環境にやさしいまちづくり

市民、事業者、行政のパートナーシップのもとに協働して環境活動の啓発、実践に取り組み、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上をはかることを目的に、秋田市環境活動推進協議会が組織されています。本協議会では、フリーマーケットの実施や各種学習会の実施、広報誌の発行などの活動を行っています。秋田市の環境部で事務局として活動を支援するとともに、一会員として環境活動の推進に努めています。

また、地域環境活動推進事業により、平成 22 年度末現在で市内 12 地域の地縁団体を指定し、自主的に行われる地域美化活動や各種環境関連学習会などの地域活動を支援しています。

さらには、既に地域において「環境リーダー」や「こどもエコクラブサポーター」などとして活躍している人材のレベルアップのためにサポートしています。

Ⅴ 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します

1 環境教育・環境学習の推進

環境学習サポート事業を実施し、各教育現場や市民団体などにおける環境学習活動に対し、講師派遣や資料の提供による支援を行いました。また、親子環境教室の開催やこどもエコクラブの活動支援等により、将来を担う子どもたちの環境を大切にする意識の醸成に努めました。

さらに、環境学習に活用してもらうため、小学生 4～6 年生向けの環境学習副読本「わたしたちのくらしとかんきょう」を作成・配布しました。

2 地球温暖化防止に向けた取組

地域や教育現場、事業所等における様々な主体の活動の機会を捉え、地球温暖化に対する正しい知識の浸透と地球温暖化防止の意識啓発に努めたほか、その具体的な方策として、個人や事業所等がそれぞれ独自に取り組めるエコドライブやエコ通勤、各家庭で取り組むことができる、e-市民認定システムや緑のカーテンなどの普及を図りました。併せて、市も一事業者として、エコあきた行動計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制を推進しました。

第7章 環境基本計画の推進体制

第1節 環境保全のための組織等

1 庁内の推進体制

庁内の連絡調整を図り、秋田市環境基本計画の円滑な推進を図るため、平成13年4月、助役(現在：副市長)を本部長、各部局長等を本部員とした「秋田市環境基本計画推進本部」を設置しています。さらに、推進本部の下に専門的事項を調査検討するための5つの部会を設置しています。

2 秋田市環境審議会

秋田市環境基本条例に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するため、学識経験者、各種団体の代表者等の15名以内により構成する秋田市環境審議会を設置しています。

秋田市環境審議会は、平成11年3月の秋田市環境基本条例の制定に伴い、秋田市公害対策審議会に代わり設置されたものです。平成21年度は、(仮称)秋田市地球温暖化対策実行本計画の策定などについて、2回の審議が行われました。また、その他の環境に関する審議会としては、秋田市廃棄物減量等推進審議会、秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会等があり、関係事項について調査や審議を行っています。

3 市民、事業者との連携・協力体制

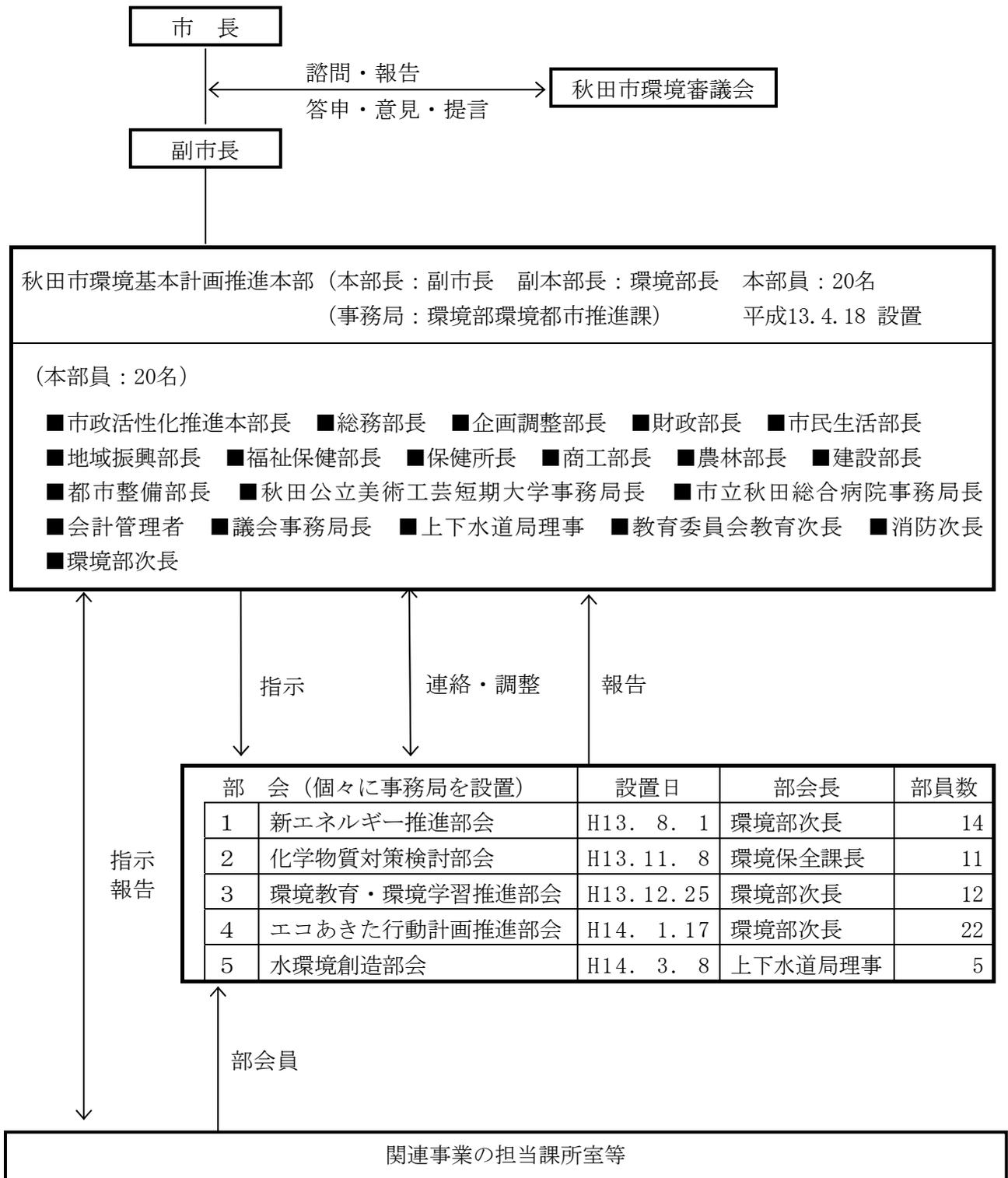
市では、市民団体の活動状況等についての情報収集や活動への協力等を行いつつ、秋田市環境活動推進協議会への支援、環境あきた県民フォーラム関連事業への協力を行いました。

4 広域的な連携のための組織

近隣自治体や関係機関と各種施策や事業の促進についての連携と協力を図るため、次の協議会等に加盟しています。

| 対象 | 連携のための組織等 | 構成メンバー等 |
|----|------------------|----------------------|
| 全国 | グリーン購入ネットワーク | 環境省、関係機関およびその他の団体、個人 |
| 全国 | 社団法人 全国都市清掃会議 | 市区町村、組合・連合など |
| 全国 | 全国大気汚染防止連絡協議会 | 全都道府県および大気汚染防止法政令市 |
| 東北 | 東北都市環境問題対策協議会 | 東北地方の74市の環境担当部局 |
| 県域 | 秋田県都市環境問題連絡協議会 | 秋田県内の13市の環境担当部課 |
| 県域 | 秋田県自然エネルギー開発協会 | 秋田県、関係機関およびその他の団体、個人 |
| 流域 | 雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会 | 関係機関および雄物川流域の市町村 |
| 流域 | 八郎湖水質汚濁対策連絡協議会 | 八郎湖流域の市町村 |

秋田市環境審議会・環境基本計画推進本部・部会の設置状況（平成22年4月現在）



第2節 環境コミュニケーションの基盤整備

1 秋田市の環境関係の主な発行物（平成22年度）

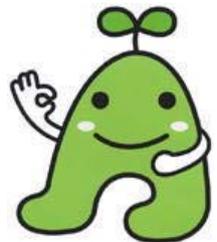
| 名 称 | 配付対象 | その他 |
|----------------------------------|-----------|-----|
| 平成22年版 秋田市環境基本計画年次報告書（平成21年度の状況） | 関係機関等・希望者 | 無料 |
| 平成22年版 秋田市の環境（平成21年度調査結果報告書） | 関係機関等・希望者 | 無料 |
| 平成22年度版 秋田市清掃事業概要（平成21年度実績） | 関係機関等・希望者 | 無料 |
| 家庭から出るごみの分け方・出し方 | 希望者 | 無料 |

2 秋田市ホームページによる環境情報の提供

- (1) 秋田市のホームページにおいて市政全般に係る情報を提供しています。
URL <http://www.city.akita.akita.jp/>
- (2) 環境部のホームページにおいて環境全般や廃棄物対策関連の情報を提供しています。
URL <http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/>
- (3) 環境基本計画についての情報は、環境都市推進課のホームページで提供しています。
URL <http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/cp/>

【秋田市ごみ減量イメージキャラクター エコアちゃん】

秋田市の森の奥で平和に暮らしていたブナの妖精。
体のかたちはAKITAのA、頭の上の葉っぱは、
市民のごみ減量意識の芽生えを表しています。
名前はエコロジーとアキタを組み合わせたものです。



【エコアちゃんの家族】

おじいさん おばあさん おとうさん おかあさん いもうと あかちゃん



環境都市あきた宣言

—秋田から より良い環境を 地球へ 未来へ—

わたしたちのまち秋田市は、桜舞う千秋公園をはじめ、夕日にはえる日本海、くれないに染まる太平山、白鳥のおとずれる雄物川と、四季おりおりの美しさがきわだつまちです。

わたしたちは、恵まれた自然の中で産業をはぐくみ、地域に根ざした伝統文化を大切に守りながら郷土を愛してこらしてきました。

しかし、今、わたしたちを取り巻く環境は確実に変わってきています。便利で豊かなくらしはその一方で、地域にとどまらず、地球全体の環境にも影響をおよぼし、ひとを含む多くの生き物の生存をもおびやかしかねない様々な問題を引き起こしています。

わたしたちは、これらの問題を解決していく強い意志をもち、先人から受け継がれた環境をより良いものとして次の世代に伝え、「人にも地球にもやさしいあきた」をつくることをここに宣言します。

- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 1 多様な自然をとらとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を越えてともに語らい、環(わ)となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

平成16年7月19日

秋 田 市

秋田市環境基本計画年次報告書

(平成22年度の状況)

平成23年度版

平成24年3月作成

編集 秋田市環境部環境都市推進課

〒011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

TEL 018-863-6632

FAX 018-863-6683

E-mail ro-evcp@city.akita.akita.jp

URL <http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/cp/>

秋田市に関わる最新の環境情報は、インターネットでもご覧になれます。
ご意見・お気づきの点がありましたらお気軽にお問い合わせください。